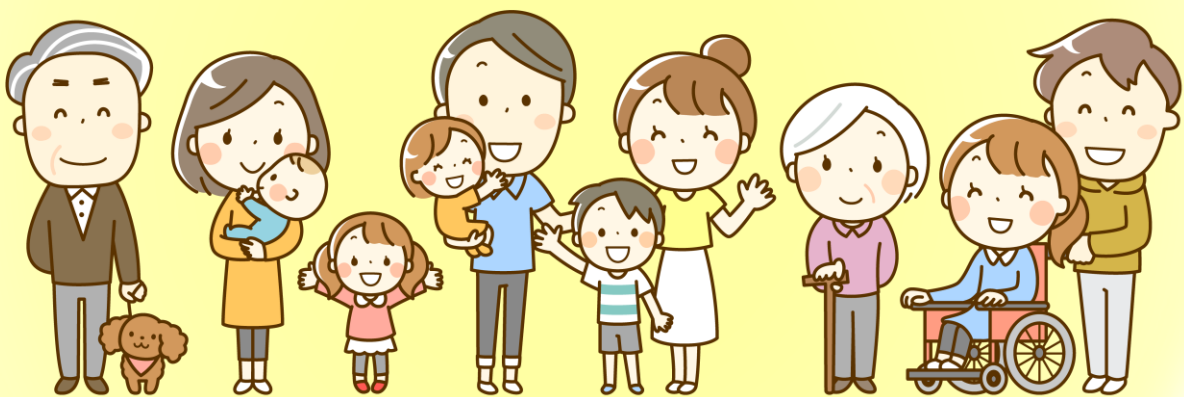


南九州市 障害者計画

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画



みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまち

みな、みりよく!



令和6年3月

南九州市



はじめに

日ごろより、本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進行や価値観・ライフスタイルの多様化により地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、福祉のニーズについても多様化・複雑化してきています。そのような状況を踏まえ、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、その中で「高齢者、障害者、子ども等、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともにつくり、高め合うことができる『地域共生社会』の実現を目指す」という方向性を示しました。障害者福祉についても、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を掲げ、障害者に関する理解推進や地域定着等の施策を推進することとしています。



このような状況の中、本市におきましては、障害者施策の理念や基本方針を定めた「南九州市障害者計画」、障害福祉サービス等の実施について定めた「南九州市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を定め、障害の有無に関わらず、共に支え合いながら暮らし、社会参加を促進する「地域共生社会」の実現を目指してまいりました。

この度、現在の計画である「南九州市障害者計画」、 「南九州市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が最終年度を迎えたことから、新たに「南九州市 障害者計画 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、共生社会の実現を目指し「みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまち」を基本理念として掲げ、南九州市の障害者施策の方向性と障害福祉サービス等の計画的な推進に関する事項を定めるものです。

今後は本計画に基づき、障害者施策等を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、この計画の策定にあたり、アンケート調査を通して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、計画についてご審議いただきました南九州市障害福祉計画等策定委員会の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

南九州市長 塗木弘幸

【目次】

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	1
2 計画の性質と位置づけ	5
3 計画の対象者	7
4 計画の期間	8
5 計画策定の体制	9
第2章 南九州市の障害者の状況	10
1 人口等に関する状況	10
2 障害者等の状況	12
3 障害児の状況	16
4 障害者アンケート調査等	18
5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標等	46
第3章 計画の基本的な考え方	50
1 基本理念	50
2 施策の体系	51
第4章 障害者施策の展開	54
1 広報・啓発	54
2 生活支援	56
3 生活環境	59
4 教育・療育	62
5 雇用・就業	65
6 保健・医療	67
7 情報・コミュニケーション	69
第5章 障害福祉サービスの見込量等.....	71
1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標と活動指標	71
2 障害福祉サービスの見込量と確保策	78
3 地域生活支援事業の見込量と確保策	90
4 障害児通所給付等の見込量と確保策	99
第6章 計画の推進体制	103
1 計画の推進体制	103
2 計画の進行管理	103

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

これまで、我が国の障害保健福祉施策は、障害のある方が個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

国は、平成18年度に「障害者自立支援法」を施行し、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画の策定を義務づけ、その後平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の策定を義務づけ、それによりサービスの提供体制を計画的に整備することとしてきました。

直近の動向としては、令和5年3月には「障害者基本法」に基づき政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。計画では、新たにSDGsの考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障害者の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進するとしています。

南九州市では、平成29年度に「南九州市障害者計画」を、令和2年度に「南九州市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、両計画に基づき障害福祉施策及び障害福祉サービス等の提供体制整備を推進してきました。

この度、「南九州市障害者計画」及び「南九州市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画期間」が終了するにあたり、障害者を取り巻く状況の変化や国の動向を踏まえ、南九州市の障害者福祉施策とサービス提供体制の確保等を円滑に実施するために、「南九州市 障害者計画第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定することとしました。

(2) 国の動向

①「障害者の権利に関する条約」の批准（平成 26 年 1 月）

障害者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、平成 26 年 1 月に障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」に批准しました。

本条約には、平等・無差別と合理的配慮、意思決定過程における当事者の関与、施設・サービス等の利用の容易さ等の項目について、定められています。

本条約の批准に合わせ、様々な法制度の整備等が行われました。

②改正「障害者の雇用の促進等に関する法律（通称：障害者雇用促進法）」一部施行（平成 28 年 4 月）

雇用の分野における障害者（児）に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、法定雇用率の算定基礎の見直しが行われました。

③「改正発達障害者支援法」施行（平成 28 年 8 月）

法の目的として、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるよう早期発見・発達支援が行われるとともに、支援が切れ目なく行われることなどが盛り込まれました。

そして、国民は、個々の発達障害の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は、個々の発達障害者（児）の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどが定められました。

④改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）及び児童福祉法」施行（平成 30 年 4 月）

障害者（児）が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的として定められました。

⑤「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和 3 年 9 月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

⑥「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和４年５月）

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することなどが定められました。

⑦「障害者基本計画（第５次）」策定（令和５年３月）

平成 30 年 3 月の「障害者基本計画（第４次）」策定以降の社会動向等を踏まえ、策定されたものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

【障害者基本計画が実現を目指す社会像】

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」という SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

⑧改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」施行（令和６年４月）

平成 28 年に施行された障害者差別解消法について、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。

⑨「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

第7期市町村障害福祉計画、第3期市町村障害児福祉計画の策定に向けて、障害福祉計画等の必須記載事項及び成果目標等を定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」といいます。）が改正されました。

基本指針では、地域生活支援拠点等の整備の推進や精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築などの第6期までの方針をより一層推し進めることとして、あらたな活動指標を定めています。

改正後の基本指針の概要は以下のとおりです。

基本理念	○障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 ○市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 ○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ○地域共生社会の実現に向けた取り組み ○障害児の健やかな育成のための発達支援 ○障害福祉人材の確保・定着 ○障害者の社会参加を支える取組の定着
主な見直し事項	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③福祉施設から一般就労への意向等 ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 ⑤発達障害者等支援の一層の充実 ⑥地域における相談支援体制の充実強化 ⑦障害者等に対する虐待の防止 ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取り組み ⑨障害福祉サービスの質の確保 ⑩障害福祉人材の確保・定着 ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 ⑭その他：地方分権提案に対する対応
計画に関する新規事項（一部）	【成果目標】 ○強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握、支援体制の整備 ○地域づくりに向けた協議会による地域サービス基盤の開発・改善等 【サービス関連】 ○「就労選択支援」の設立、「医療型児童発達支援」削除

2 計画の性質と位置づけ

(1) 法的根拠と計画の性質

本計画は、「障害者基本法」第11条の3に基づく「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「市町村障害者福祉計画」は、地域の障害者の状況を踏まえ、障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、地域における障害者の現状やニーズを把握し、障害福祉施策を効果的に推進することを目的とするものです。

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障害者（児）の自立支援、生活支援の観点から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業など各種サービス等の提供量・提供体制を定める計画です。

計画	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国の指針等	障害者基本計画（第5次）	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
内容	障害者のための施策に関する基本的な計画	個別の障害福祉サービス等の提供量・提供体制を定める計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供量・提供体制などを定める計画
	○障害者福祉施策全般	○障害福祉サービスの提供量 ○地域生活支援事業等の提供量 ○障害福祉計画の成果目標	○障害児通所支援等のサービスの提供量・提供体制 ○障害児福祉計画に関する成果目標

【策定の根拠法】

【障害者基本法】

第十一条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

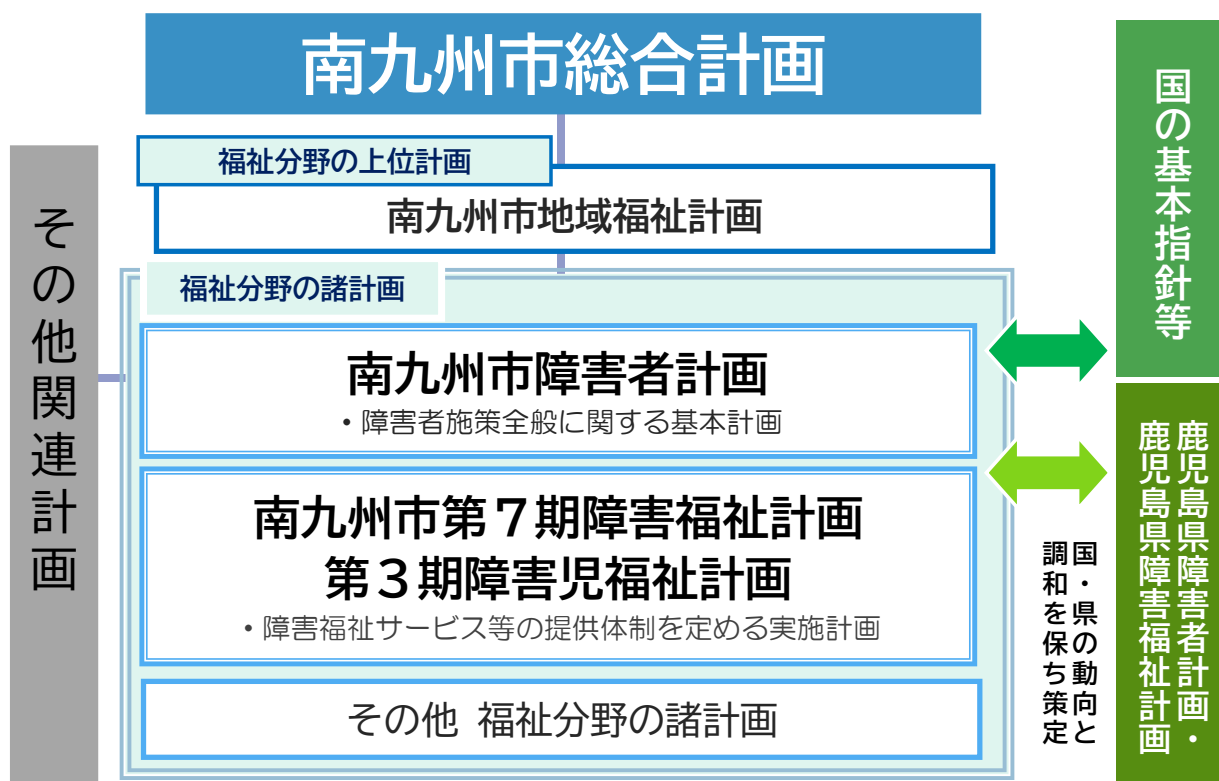
【児童福祉法】

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

同 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、南九州市の最上位計画でありまちづくりの方向を示す指針である「南九州市総合計画」を上位計画とし、地域福祉計画及びその他福祉分野の諸計画との整合性を図り策定、推進を行います。



3 計画の対象者

本計画の対象となる「障害者（児）」については、障害者基本法第2条及び障害者総合支援法第4条に基づき、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害その他の心身の機能の障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

また、障害特性等に対する地域全体の更なる理解の促進、障害者の家族に対する支援、差別の解消など、市全体への働き掛けも含めた施策を推進します。

- (1) 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
- (4) 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児
- (5) 治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
- (6) その他の心身の機能の障害がある者

【障害者基本法】

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【障害者総合支援法】

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。

4 計画の期間

「南九州市障害者計画」については、本市の障害者施策に関する基本計画としての性格を踏まえ長期的な視点から方針を定めることとし、期間を令和6年度～令和11年度の6年間とします。

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、国の定める基本指針により、計画期間が3年間と定められていることから、「南九州市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者計画	前期 (H30～)			現行計画 (R6～R11)					
障害福祉計画	第6期			第7期		第8期			
障害児福祉計画	第2期			第3期		第4期			

5 計画策定の体制

(1) 南九州市障害福祉計画等策定委員会

計画の策定にあたり、障害福祉に係る関係機関の代表者等で構成される、障害者計画及び障害福祉計画に関する協議を行う組織である「南九州市障害福祉計画等策定委員会」において、本計画の検討、審議を行いました。

【障害者基本法】

第十一条 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

【障害者総合支援法】

第八十八条 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

同 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(2) アンケート調査の実施

本市在住の障害者及び障害児等の現在の生活状況や障害者施策、障害福祉サービス等の利用意向について把握し、計画の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する住民等の意見反映の一環としてパブリックコメントを実施し、計画書素案に対する意見の聴取を行いました。

第2章 南九州市の障害者の状況

1 人口等に関する状況

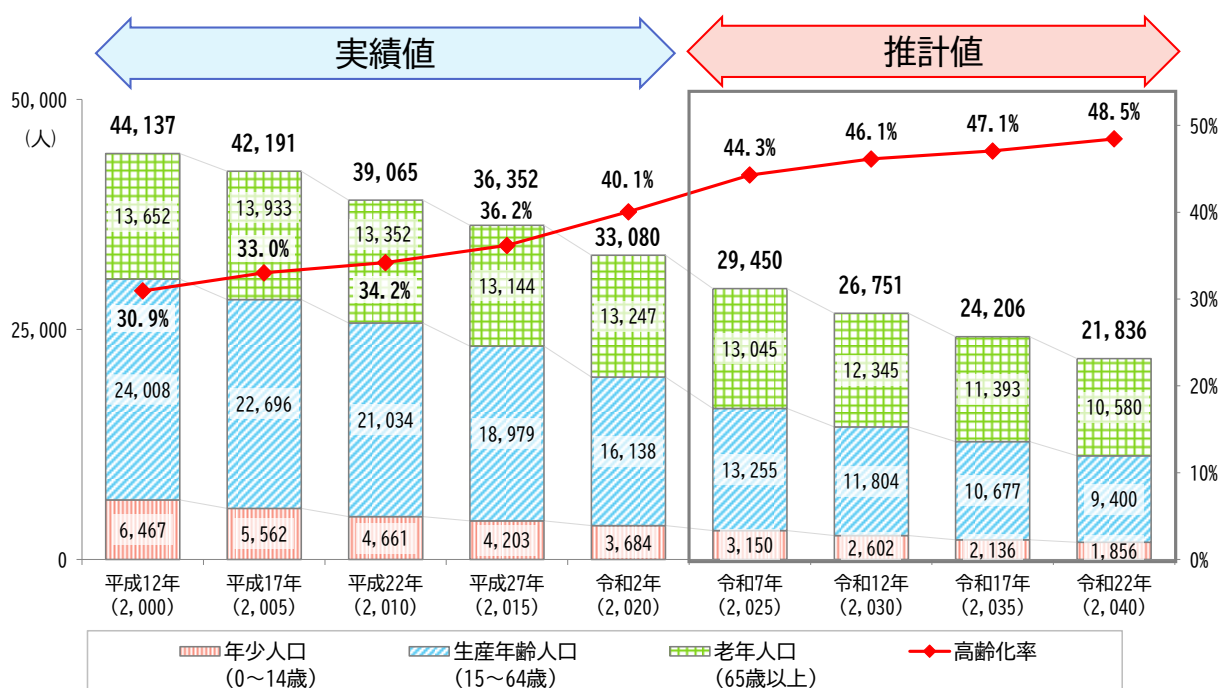
(1) 人口の推移

人口は年々減少しており、令和2年は33,080人となっています。

内訳をみると、令和2年は平成27年と比較して老年人口は増加しているのに対し、生産年齢人口と年少人口は減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も人口は減少し、令和7年(2,025年)には29,450人、令和22年(2,040年)には21,836人になると予測されています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

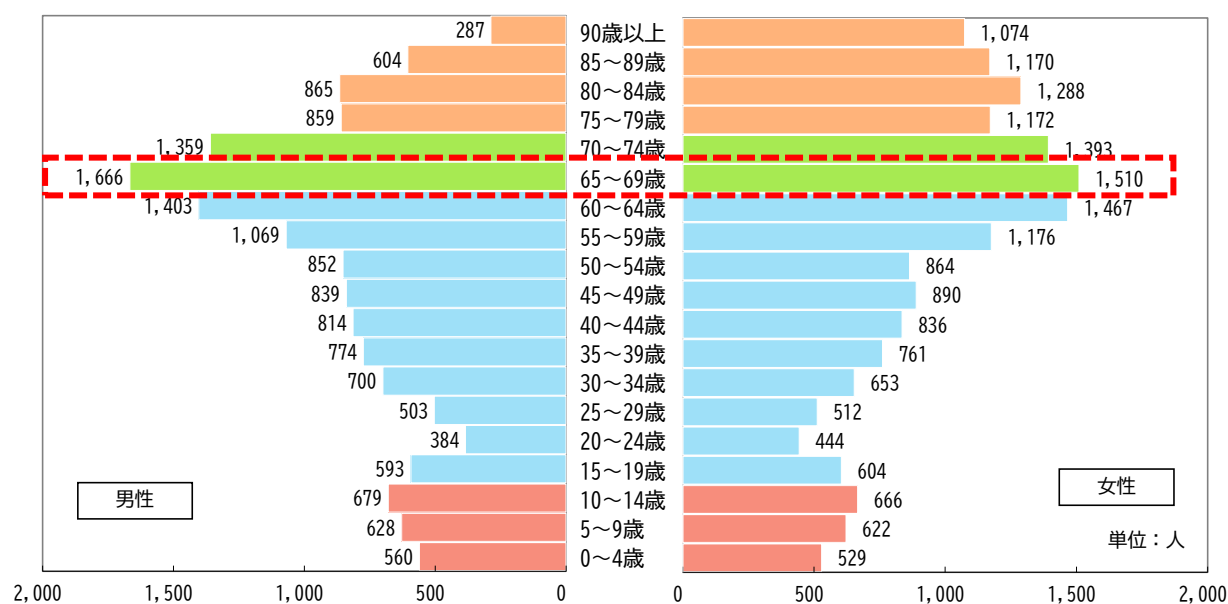
(2) 年齢別人口の状況

令和2年の年齢5歳階級・男女別人口は男女ともに65～69歳が最も多くなっています。

人口推計の結果とあわせて、今後、人口減少と高齢化が一層進行すると見られます。

今後は、働き手が不足する中でいかにして障害福祉分野の人材を確保しサービス提供体制を維持するかや、障害者自身やその家族の高齢化に付随する親亡き後への対応といった高齢化に伴う諸問題への対策が重要となります。

■令和2年の年齢5歳階級・男女別人口



資料：「令和2年国勢調査」総務省

2 障害者等の状況

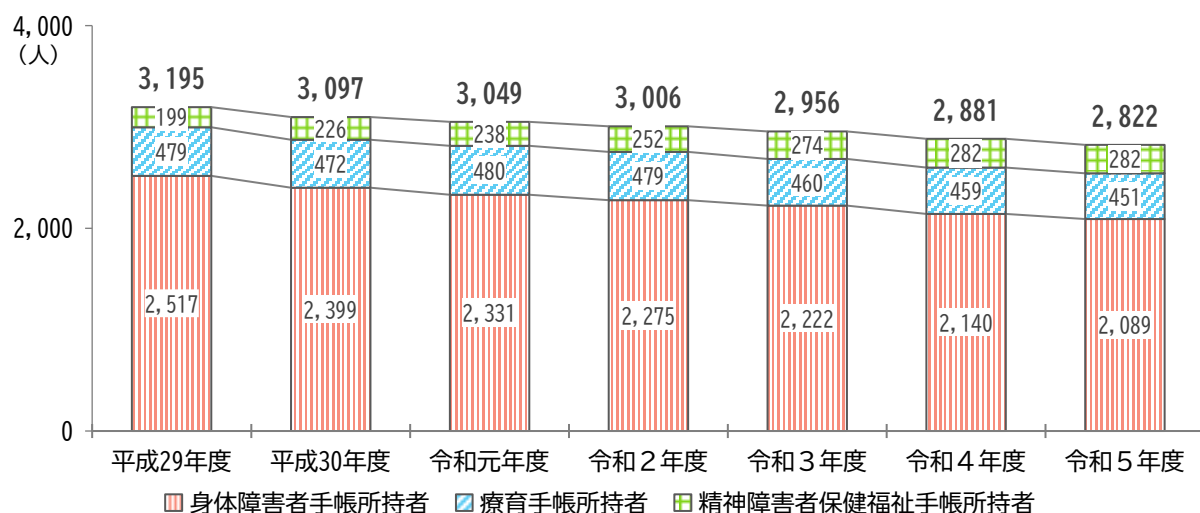
(1) 障害者手帳所持者数等の推移

①各手帳所持者数の推移

手帳所持者数合計は、減少しており、総人口に対する割合もおおむね減少傾向で推移しています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者は減少し、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は令和5年度は282人となっており、平成29年度比で41.7%増(83人増)となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、障害への理解が進み、手帳を取得する人が増えたことが原因の1つであると考えられます。



		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総人口 (人)		35,044	34,390	33,736	33,080	32,635	32,190	31,745
所持者数合計 (人)		3,195	3,097	3,049	3,006	2,956	2,881	2,822
総人口に対する割合 (%)		9.12%	9.01%	9.04%	9.09%	9.06%	8.95%	8.89%
身体障害者 手帳	所持者数 (人)	2,517	2,399	2,331	2,275	2,222	2,140	2,089
	構成比 (%)	78.8%	77.5%	76.5%	75.7%	75.2%	74.3%	74.0%
療育手帳	所持者数 (人)	479	472	480	479	460	459	451
	構成比 (%)	15.0%	15.2%	15.7%	15.9%	15.6%	15.9%	16.0%
精神障害者 保健福祉 手帳	所持者数 (人)	199	226	238	252	274	282	282
	構成比 (%)	6.2%	7.3%	7.8%	8.4%	9.3%	9.8%	10.0%

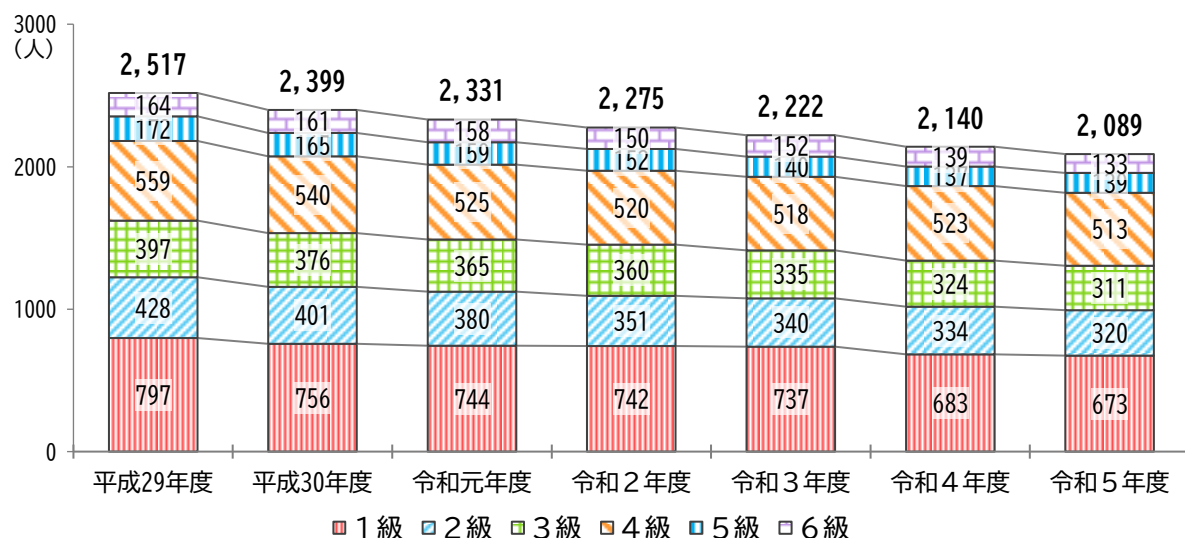
資料：福祉課（各年度4月1日現在）

②身体障害者手帳所持者の状況

障害程度等級別でみると、1級から6級までの全ての区分で手帳所持者数が減少しています。

特に2級は平成29年度比で25.7%減（108人減）、3級は同21.7%減（86人減）と減少幅が大きくなっています。

障害種別でみると、視覚障害で平成29年度比で28.6%減（62人減）と減少幅が大きくなっています。



単位：人

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計		2,517	2,399	2,331	2,275	2,222	2,140	2,089
障害 程度 等級 別	1級	797	756	744	742	737	683	673
	2級	428	401	380	351	340	334	320
	3級	397	376	365	360	335	324	311
	4級	559	540	525	520	518	523	513
	5級	172	165	159	152	140	137	139
	6級	164	161	158	150	152	139	133
年 齢 別	18歳未満	23	20	21	22	23	21	22
	18歳以上	2,494	2,379	2,310	2,253	2,199	2,119	2,067
障 害 種 別	視覚障害	217	203	198	182	167	160	155
	聴覚・ 平衡機能障害	254	253	260	261	248	238	232
	音声・言語・ そしゃく機能障害	51	49	48	48	48	48	47
	肢体不自由	1,436	1,397	1,339	1,283	1,243	1,188	1,139
	内部障害	754	734	715	719	720	689	670

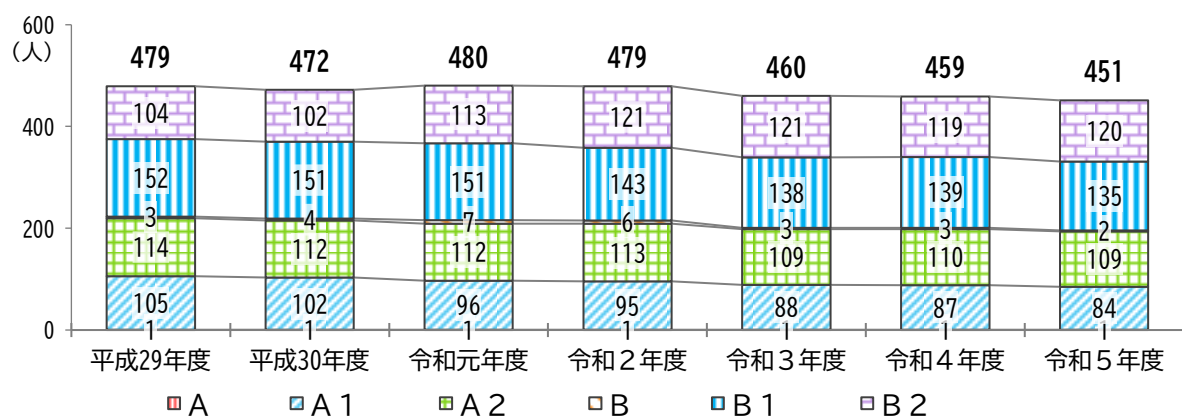
※障害種別の人数は重複障害を個別に計上しているため、身体障害者数合計と差異が生じる。

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

③療育手帳所持者の状況

障害程度別でみると、A1, A2, B, B1 で減少し、B2は増加しています。

知的障害や療育への理解が進んだことで、これまで手帳を所持していなかった方も認定を受けて所持するようになったことが、比較的軽度である B2 の方が増加している原因の1つであると考えられます。



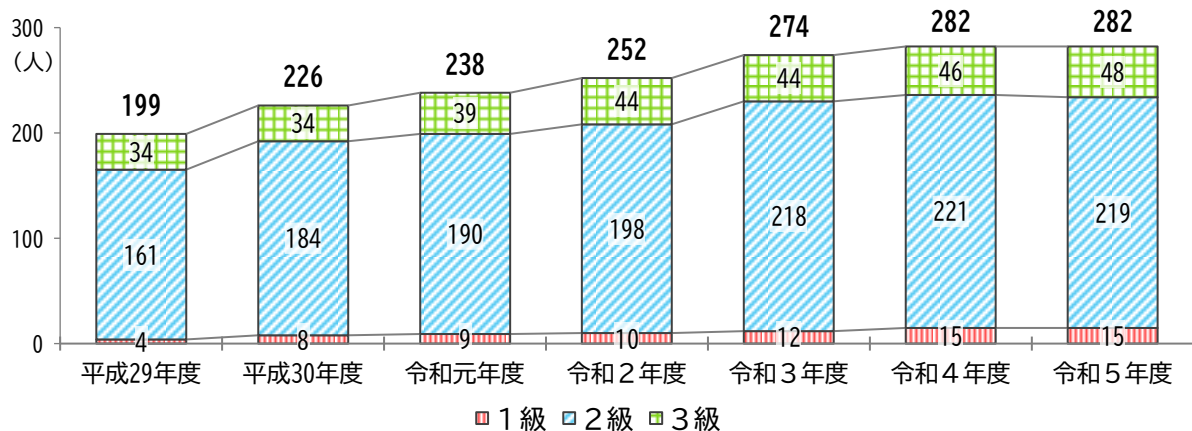
単位：人

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計		479	472	480	479	460	459	451
障害程度別	A	1	1	1	1	1	1	1
	A 1	105	102	96	95	88	87	84
	A 2	114	112	112	113	109	110	109
	B	3	4	7	6	3	3	2
	B 1	152	151	151	143	138	139	135
	B 2	104	102	113	121	121	119	120
年齢別	18歳未満	48	50	59	57	51	48	47
	18歳以上	431	422	421	422	409	411	404

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

障害等級別でみると、全ての等級で増加しています。



単位：人

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計		199	226	238	252	274	282	282
障害 等級 別	1級	4	8	9	10	12	15	15
	2級	161	184	190	198	218	221	219
	3級	34	34	39	44	44	46	48
年齢 別	18歳未満	3	3	2	1	3	3	0
	18歳以上	196	223	236	251	271	279	282

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

⑤自立支援医療（精神通院医療）利用の状況

自立支援医療(精神通院医療)の受給対象者は、年によって変動しており、令和5年度は 738 人となっています。

単位：人

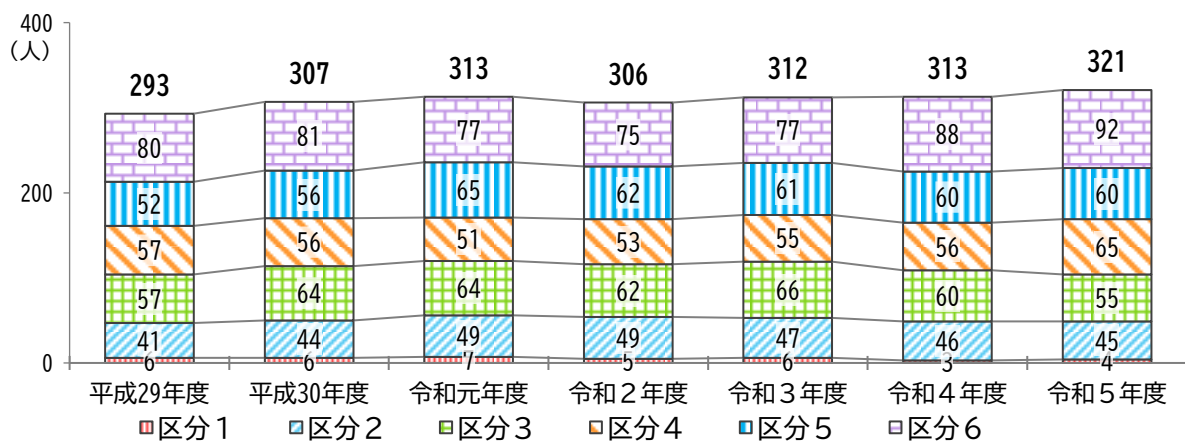
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
受給対象者	699	718	703	731	688	760	738

資料：福祉課（各年度4月1日現在）

（２）障害支援区分認定者の推移

障害支援区分認定者の推移をみると、やや増加傾向にあり、令和５年度は 321 人と平成 29 年度比で 9.6%増（28 人増）となっています。

内訳をみると、区分１と区分３で減少し、その他は増加しており、特に区分４～６は 15%前後と大きく増加しています。



単位：人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低い	区分 1	6	6	7	5	6	3	4
	区分 2	41	44	49	49	47	46	45
	区分 3	57	64	64	62	66	60	55
	区分 4	57	56	51	53	55	56	65
	区分 5	52	56	65	62	61	60	60
高い	区分 6	80	81	77	75	77	88	92
合計		293	307	313	306	312	313	321

資料：福祉課（各年度 4 月 1 日現在）

3 障害児の状況

（１）障害児通所受給者証所持者数の状況

障害児通所受給者証所持者数は、令和５年度時点で 186 人となっています。

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所受給者証所持者数	197	192	186

資料：福祉課（令和３年度、令和４度は 4 月 1 日時点、令和５年度は 11 月 30 日時点）

（２）保育園等の受け入れ状況

障害児保育事業等による保育所等の障害児の受け入れ状況については、令和５年度時点で 56 人 17 施設となっています。

		施設数	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育園等の受け入れ人数		17 施設	80 人	71 人	56 人
内 訳	保育園	7 施設	40 人	30 人	18 人
	幼稚園	1 施設	4 人	2 人	2 人
	認定子ども園	9 施設	36 人	39 人	36 人

資料：福祉課（各年度４月１日時点）

（３）特別支援学級の学級数・児童生徒数

令和５年度時点で、小学生は、31 学級 135 人、中学生は 7 学級 40 人となっています。

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学生	学級数	26	30	31
	人数(人)	98	119	135
中学生	学級数	6	6	7
	人数(人)	24	38	40

資料：学校教育課（各年度４月１日時点）

（４）特別支援学校に通学する児童・生徒数

令和５年度時点で、小学生は 15 人、中学生は 19 人、合計 34 人となっています。

単位：人

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
特別支援学校に通学する児童・生徒		23	35	34
内 訳	小学生	1	12	15
	中学生	22	23	19

資料：学校教育課（各年度４月１日時点）

4 障害者アンケート調査等

(1) 調査の概要

①調査の目的

南九州市障害者計画及び第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定にあたり、計画策定の基礎資料とするため、障害のある方やその家族等に対し、サービスの利用状況、福祉に関する意識などを把握することを目的として調査を実施しました。

②調査手法及び回収結果

調査種別	調査対象者	調査期間	調査手法	有効回答数
一般障害者 向け調査	南九州市内の18歳以上の 障害者手帳所持者	令和5年 9月	郵送による 配付・回収	43.8% 351/802
児童向け 調査	南九州市内の18歳未満の 障害者手帳所持者及び 障害児通所受給者証所持者			40.0% 59/149

※回収された調査票のうち1問以上回答があったものを有効回答としました。

③調査結果利用上の注意

- 回答割合は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上回答が可能な設問（複数回答設問）の場合、その回答割合の合計は100%を超える場合があります。
- グラフでは、3.0%未満の項目についてはラベルを省略している場合があります。
- クロス集計表で、各クロス項目の割合が単純集計と比較して10ポイント以上高い場合はセルを赤で、低い場合はセルを青で、それぞれ塗りつぶしています（無回答を除く）。

(2) 一般障害者向け調査

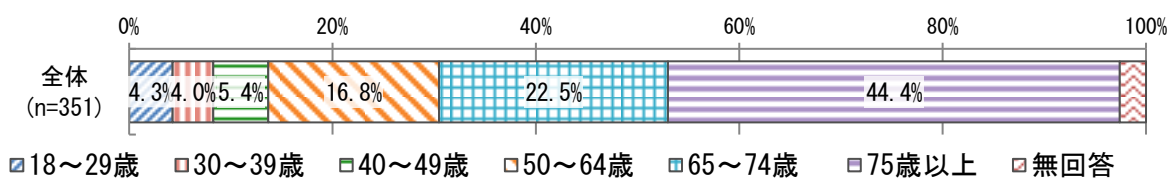
①基本属性（調査対象者の状況）

回答者の年齢については、「75歳以上」が44.4%と最も高く、次いで「65～74歳」が22.5%、「50～64歳」が16.8%となっています。

手帳の所持状況については、「身体障害者手帳」が73.8%、「療育手帳」が12.0%、「精神障害者保健福祉手帳」が9.4%、「持っていない」が3.4%となっています。

回答者が一緒に暮らしている人については、「配偶者（夫または妻）」が41.0%と最も高く、次いで「いない（一人で暮らしている）」が21.4%、「子ども・子どもの配偶者」が15.1%となっています。

■回答者の年齢



■手帳の所持状況

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	351	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
身体障害者手帳	259	73.8%	73.8%
療育手帳	42	12.0%	12.0%
精神障害者保健福祉手帳	33	9.4%	9.4%
持っていない	12	3.4%	3.4%
無回答	16	4.6%	4.6%

■回答者が一緒に暮らしている人

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	351	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
配偶者（夫または妻）	144	41.0%	41.0%
子ども・子どもの配偶者	53	15.1%	15.1%
父母・祖父母	46	13.1%	13.1%
兄弟姉妹	14	4.0%	4.0%
孫	5	1.4%	1.4%
福祉施設、グループホーム	49	14.0%	14.0%
その他	12	3.4%	3.4%
いない（一人で暮らしている）	75	21.4%	21.4%
無回答	5	1.4%	1.4%

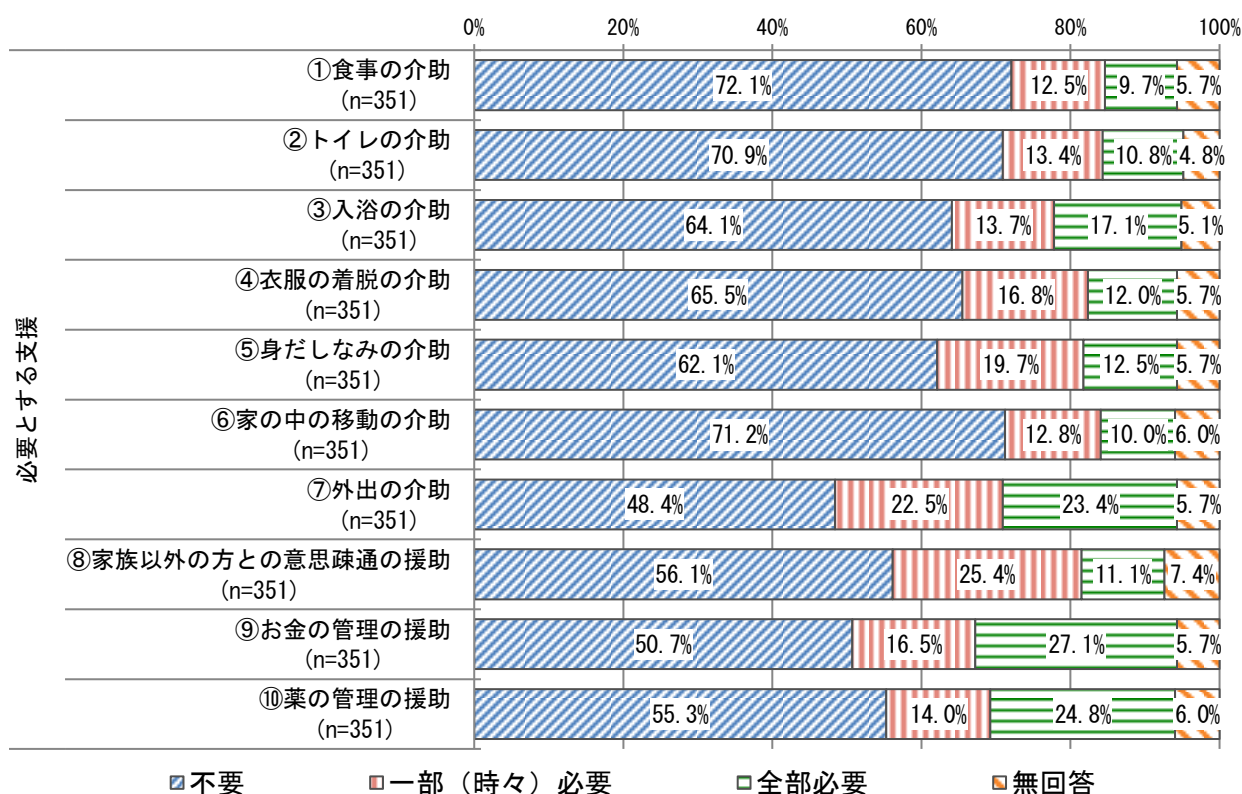
②日常生活の中で必要とする支援

「一部（時々）必要」については、「⑧家族以外の方との意思疎通の援助」が25.4%と最も高く、次いで「⑦外出の介助」が22.5%、「⑤身だしなみの介助」が19.7%となっています。

「全部必要」については、「⑨お金の管理の援助」が27.1%と最も高く、次いで「⑩薬の管理の援助」が24.8%、「⑦外出の介助」が23.4%となっています。

「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計については、「⑦外出の介助」が45.9%と最も高く、次いで「⑨お金の管理の援助」が43.6%、「⑩薬の管理の援助」が38.8%となっています。

■日常生活の中で支援を必要とする行為



■「一部（時々）必要」と「全部必要」の合計

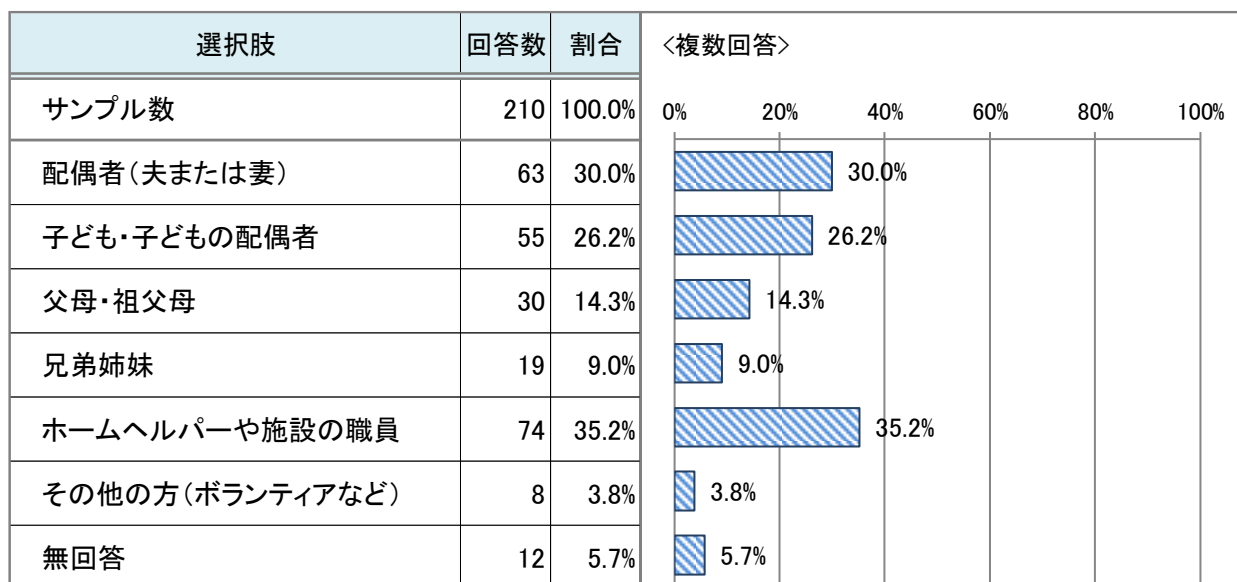
①食事の介助	②トイレの介助	③入浴の介助	④衣服の着脱の介助	⑤身だしなみの介助	⑥家の中の移動の介助
22.2%	24.2%	30.8%	28.8%	32.2%	22.8%

⑦外出の介助	⑧家族以外の方との意思疎通の援助	⑨お金の管理の援助	⑩薬の管理の援助
45.9%	36.5%	43.6%	38.8%

③主な支援者

主に支援してくれる人については、「ホームヘルパーや施設の職員」が35.2%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が30.0%、「子ども・子どもの配偶者」が26.2%となっています。

■支援を必要とする人を主に支援してくれる人



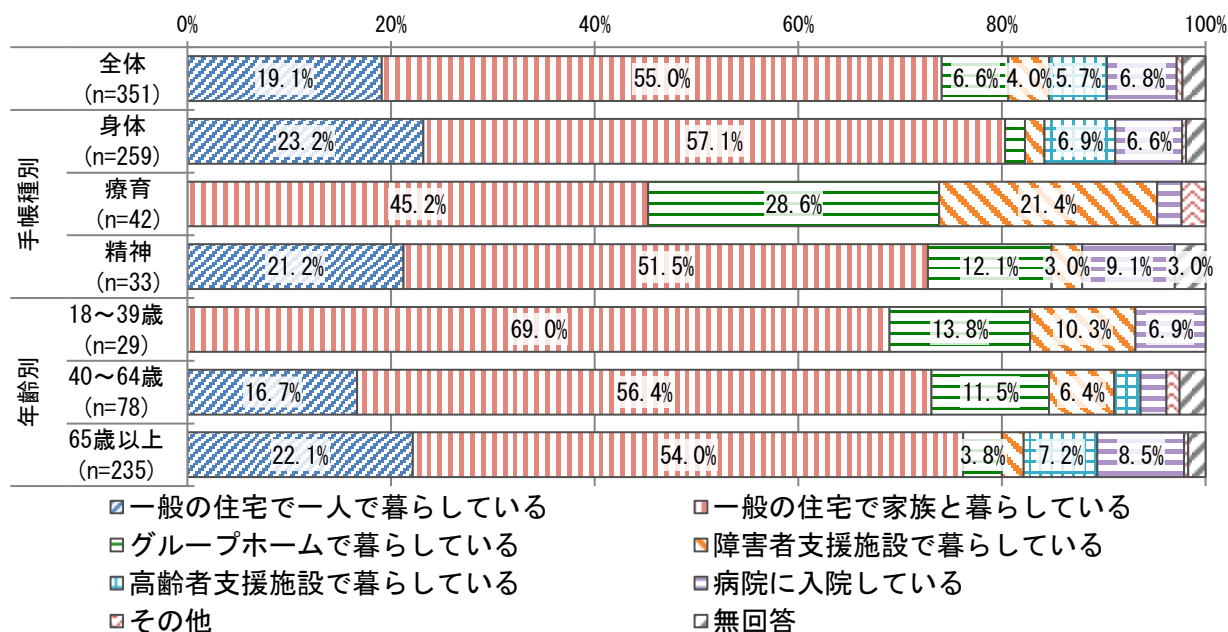
④住まいや暮らしについて

現在の暮らし方と今後希望する暮らし方の両方で「一般の住宅で家族と暮らしている/暮らしたい」が最も高くなっています。

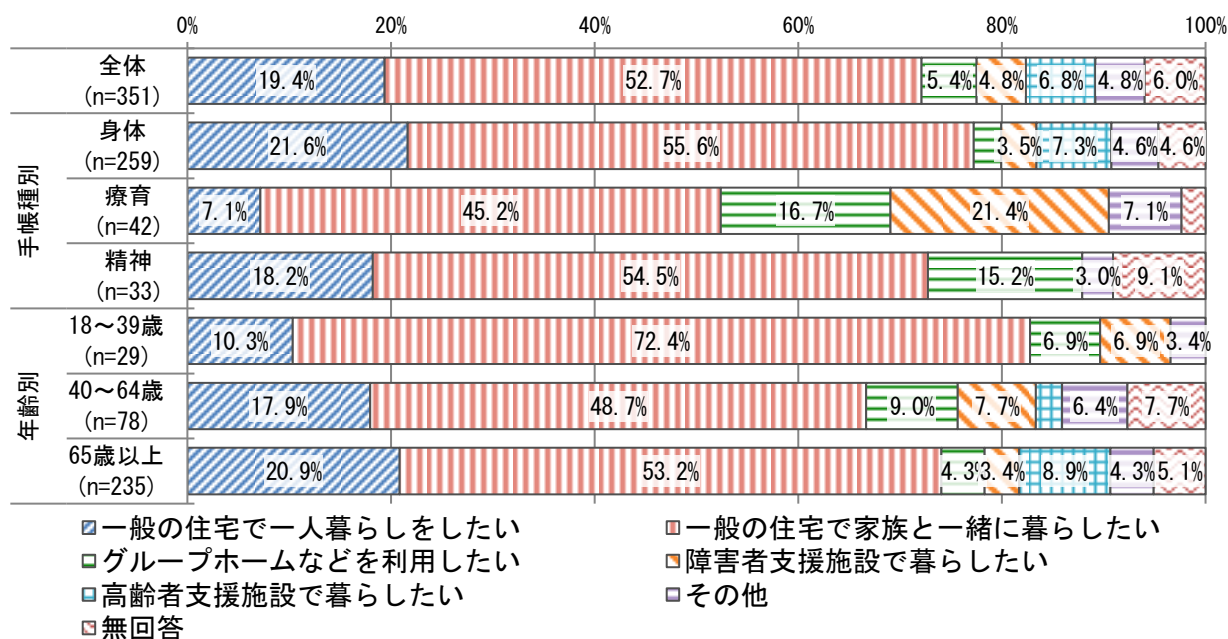
手帳種別でみると、療育手帳所持者で「グループホームで暮らしている」の割合が28.6%と他の手帳種と比較して高くなっています。

また、療育手帳所持者では「障害者支援施設で暮らしている/暮らしたい」についても現在の暮らし方と今後希望する暮らし方の両方で約2割となっており、他の手帳所持者と比較して高くなっています。

■現在の暮らし方

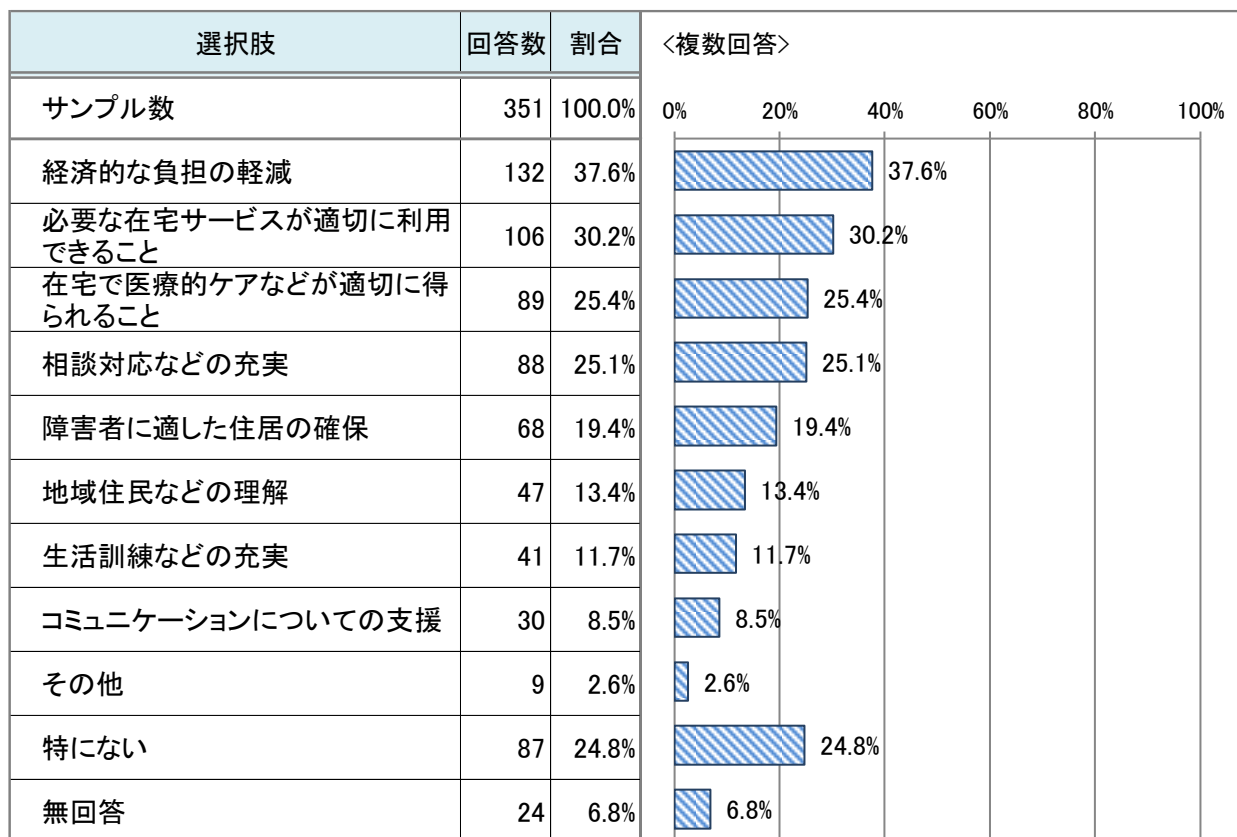


■今後希望する暮らし方



希望する暮らし方のために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」が 37.6%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 30.2%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が 25.4%となっています。

■希望する暮らし方のために必要な支援

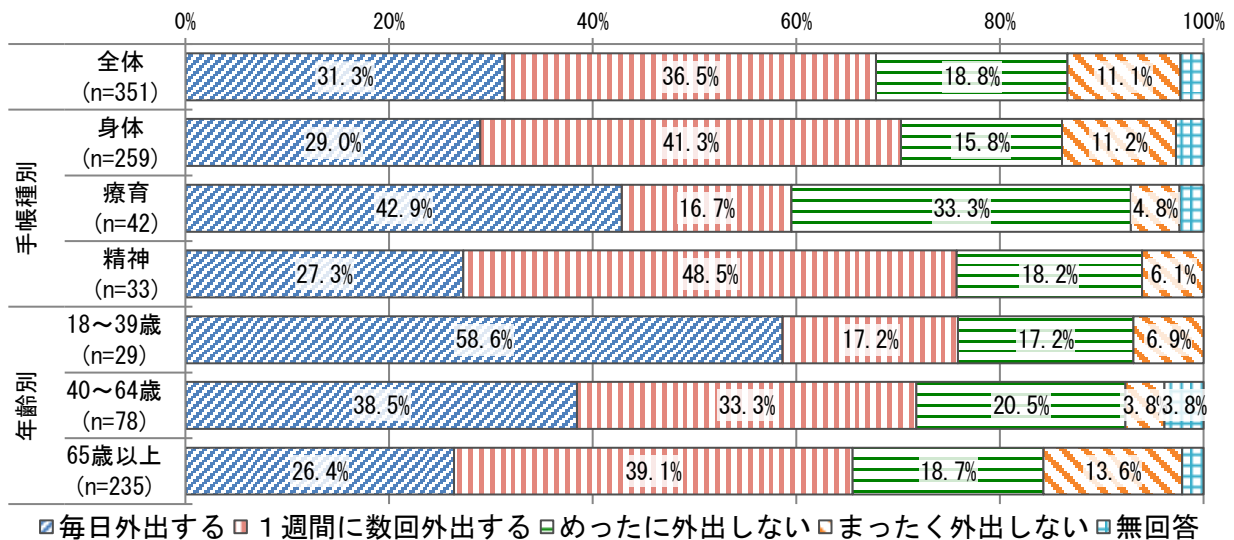


⑤日中活動について

1週間の外出頻度についてみると、「毎日外出する」が31.3%、「1週間に数回外出する」が36.5%、「めったに外出しない」が18.8%、「まったく外出しない」が11.1%となっています。

年齢別でみると、65歳以上の層で「まったく外出しない」が13.6%と他の年齢層と比較して高くなっています。

■ 1週間の外出頻度



■ 外出時に困ること

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	304	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
公共交通機関が少ない(ない)	75	24.7%	24.7%
外出にお金がかかる	40	13.2%	13.2%
困った時にどうすればいいのか心配	39	12.8%	12.8%
発作など突然の身体の変化が心配	37	12.2%	12.2%
道路や駅に階段や段差が多い	36	11.8%	11.8%
列車やバスの乗り降りが困難	30	9.9%	9.9%
外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	29	9.5%	9.5%
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	12	3.9%	3.9%
介助者が確保できない	12	3.9%	3.9%
周囲の目が気になる	10	3.3%	3.3%
その他	9	3.0%	3.0%
特にない	110	36.2%	36.2%
無回答	35	11.5%	11.5%

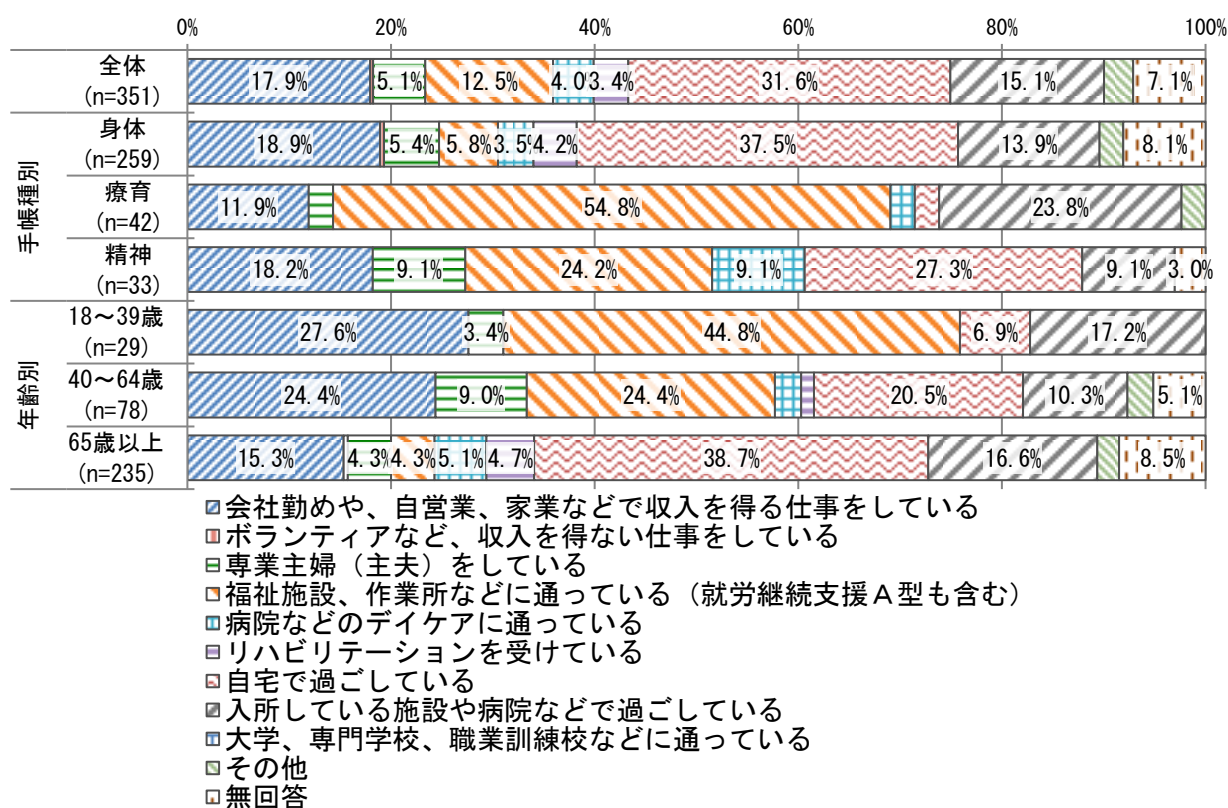
⑥平日日中の過ごし方

平日日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が31.6%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が17.9%、「入所している施設や病院などで過ごしている」が15.1%となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者で「自宅で過ごしている」が、療育手帳所持者で「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が、それぞれ最も高くなっています。

就労状況について年齢別でみると、18～39歳と40～64歳の層で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が2割台となっています。

■平日日中の過ごし方

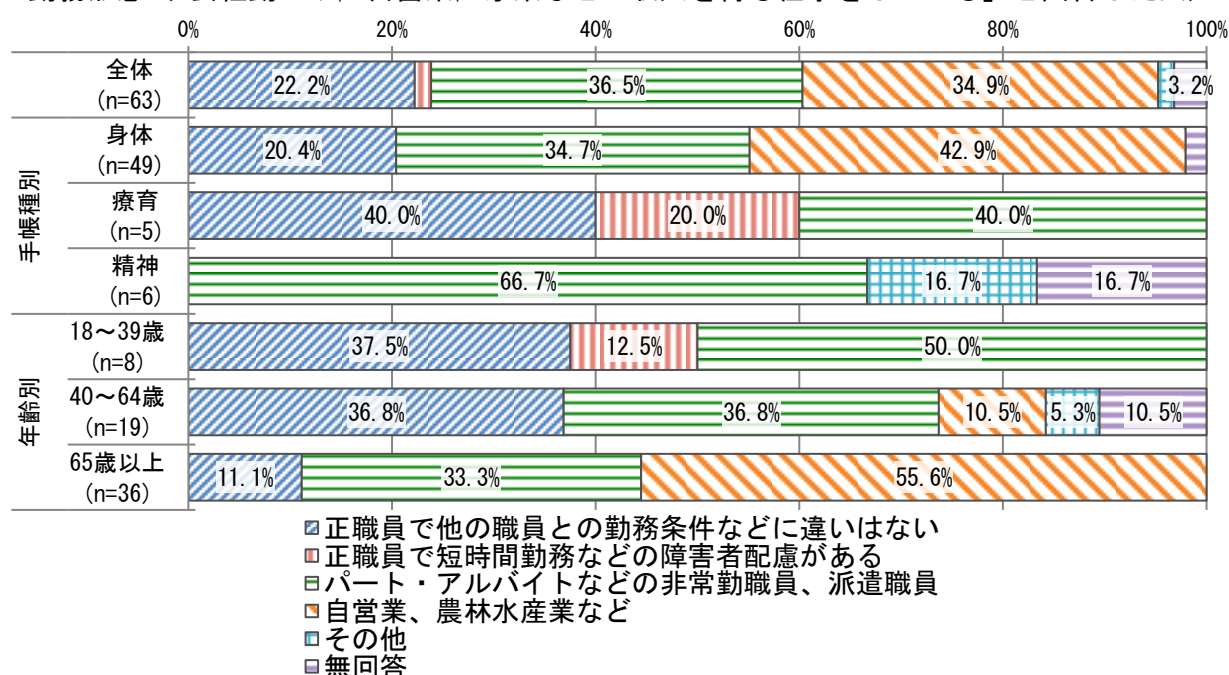


現在就労している人の勤務形態についてみると、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が36.5%と最も高く、次いで「自営業、農林水産業など」が34.9%、「正職員で他の職員との勤務条件などに違いはない」が22.2%となっています。

正職員の割合について手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者は20.4%、療育手帳所持者は60.0%（他の職員との勤務条件に違いはない：40.0%、短時間勤務などの障害者配慮がある：20.0%）であるのに対し、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.0%となっています。

年齢別でみると、18～39歳の層では「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が、40～64歳の層では「正職員で他の職員との勤務条件などに違いはない」と「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が、65歳以上では「自営業、農林水産業など」が55.6%と、それぞれ最も高くなっています。

■勤務形態（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」と回答した人）

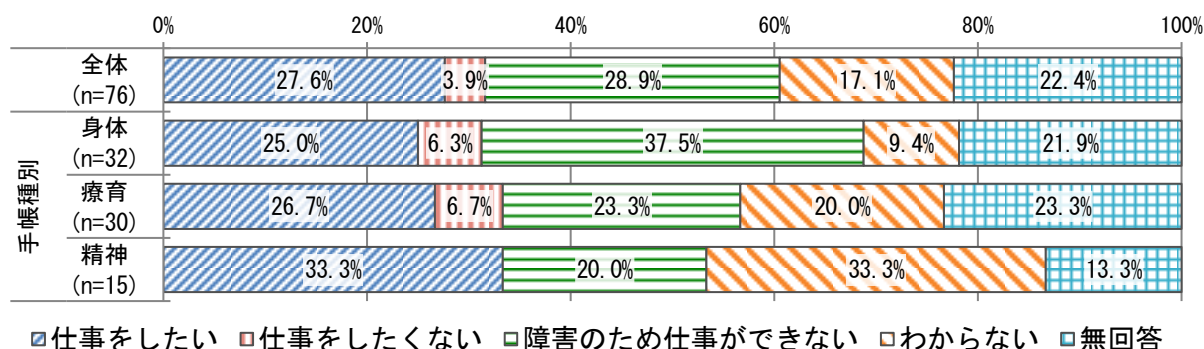


※一部クロス項目については、サンプル数が10人以下と限られている。

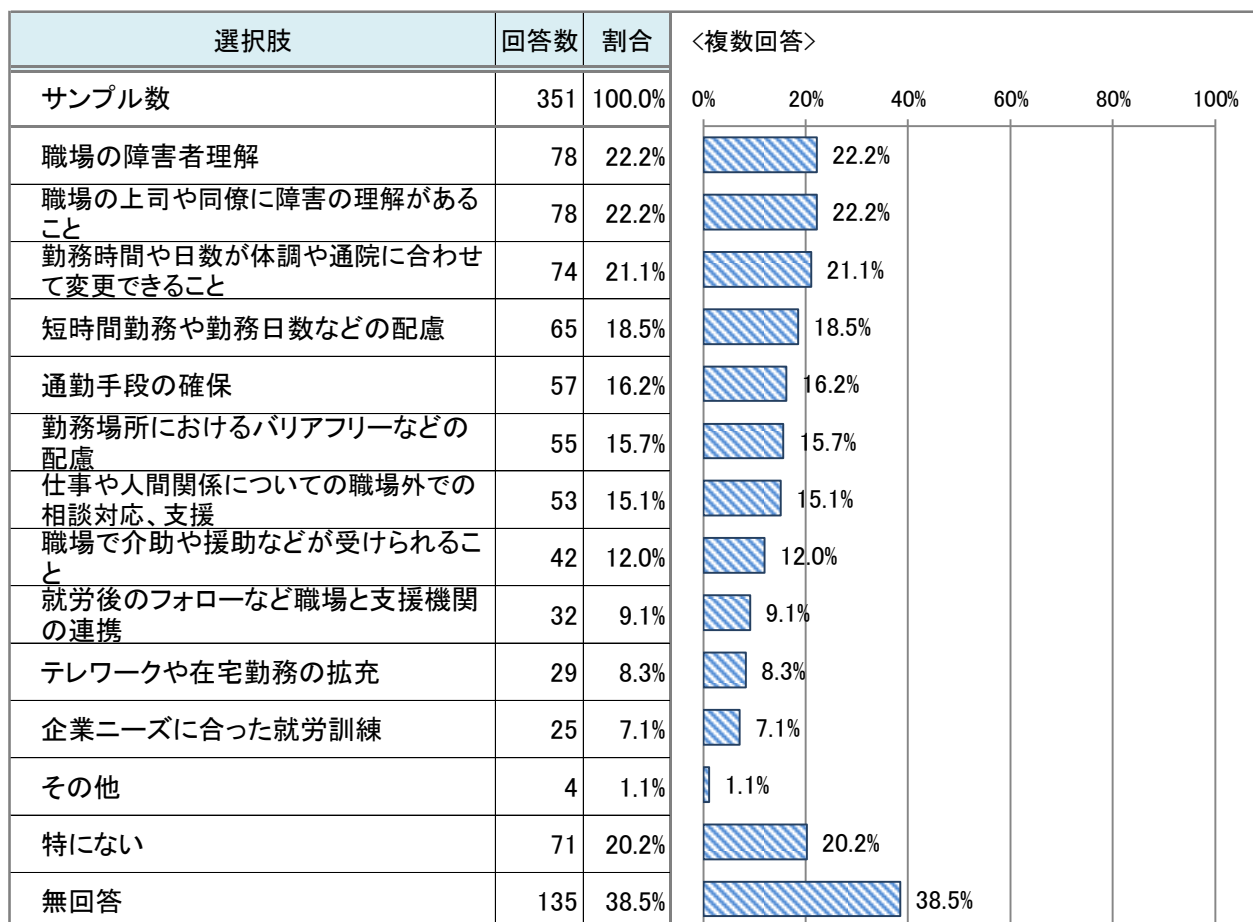
現在「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」以外を回答した18～64歳の人の就労意向については、「仕事をしたい」が27.6%、「仕事をしたくない」が3.9%、「障害のため仕事ができない」が28.9%、「わからない」が17.1%となっています。

障害者の就労支援として必要なことについては、「職場の障害者理解」と「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が22.2%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調や通院に合わせて変更できること」が21.1%、「特になし」が20.2%となっています。

■就労意向（「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」以外を回答した18～64歳の人）



■障害者の就労支援として必要なこと

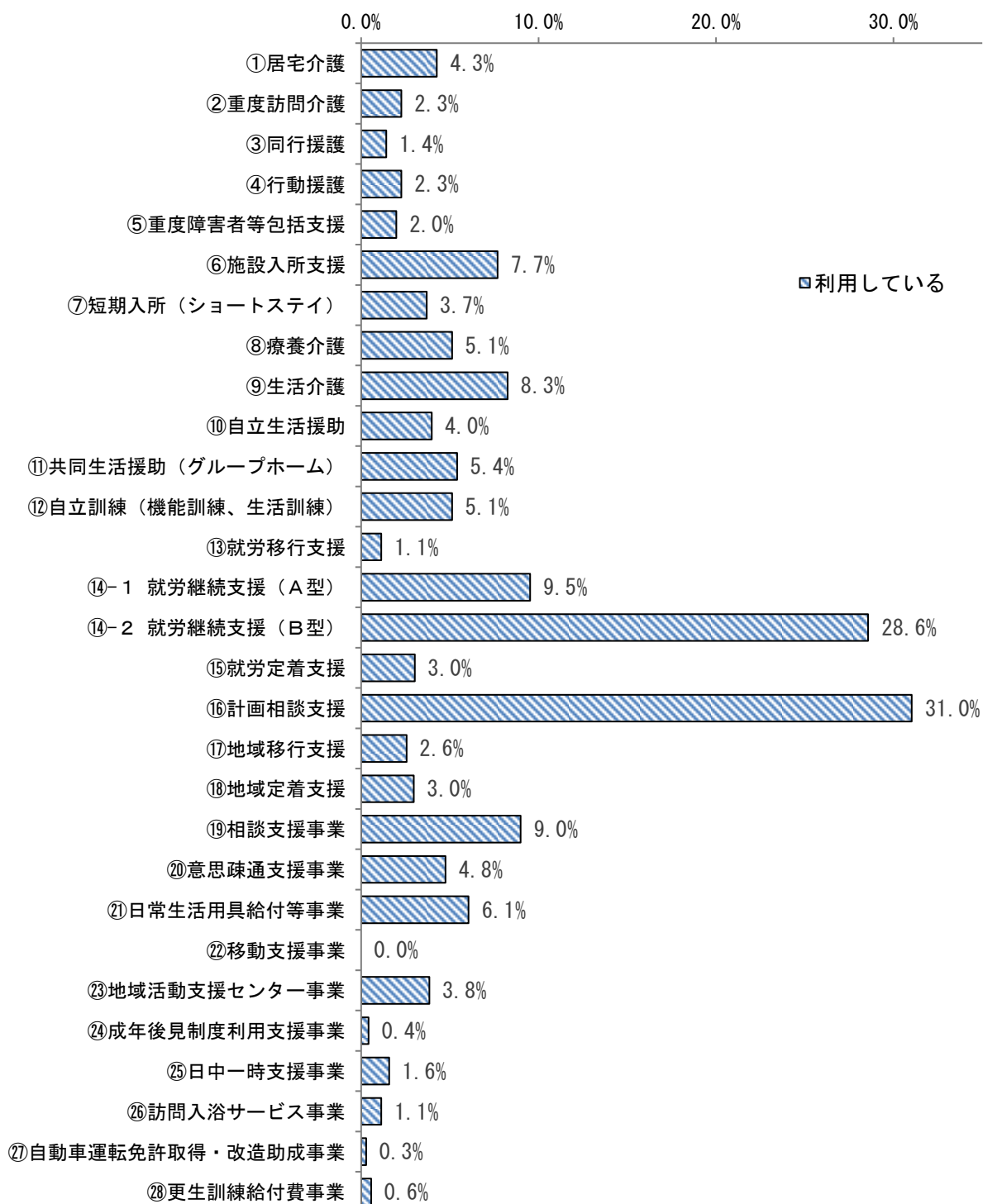


⑦障害福祉サービス等の現在の利用と今後の利用意向

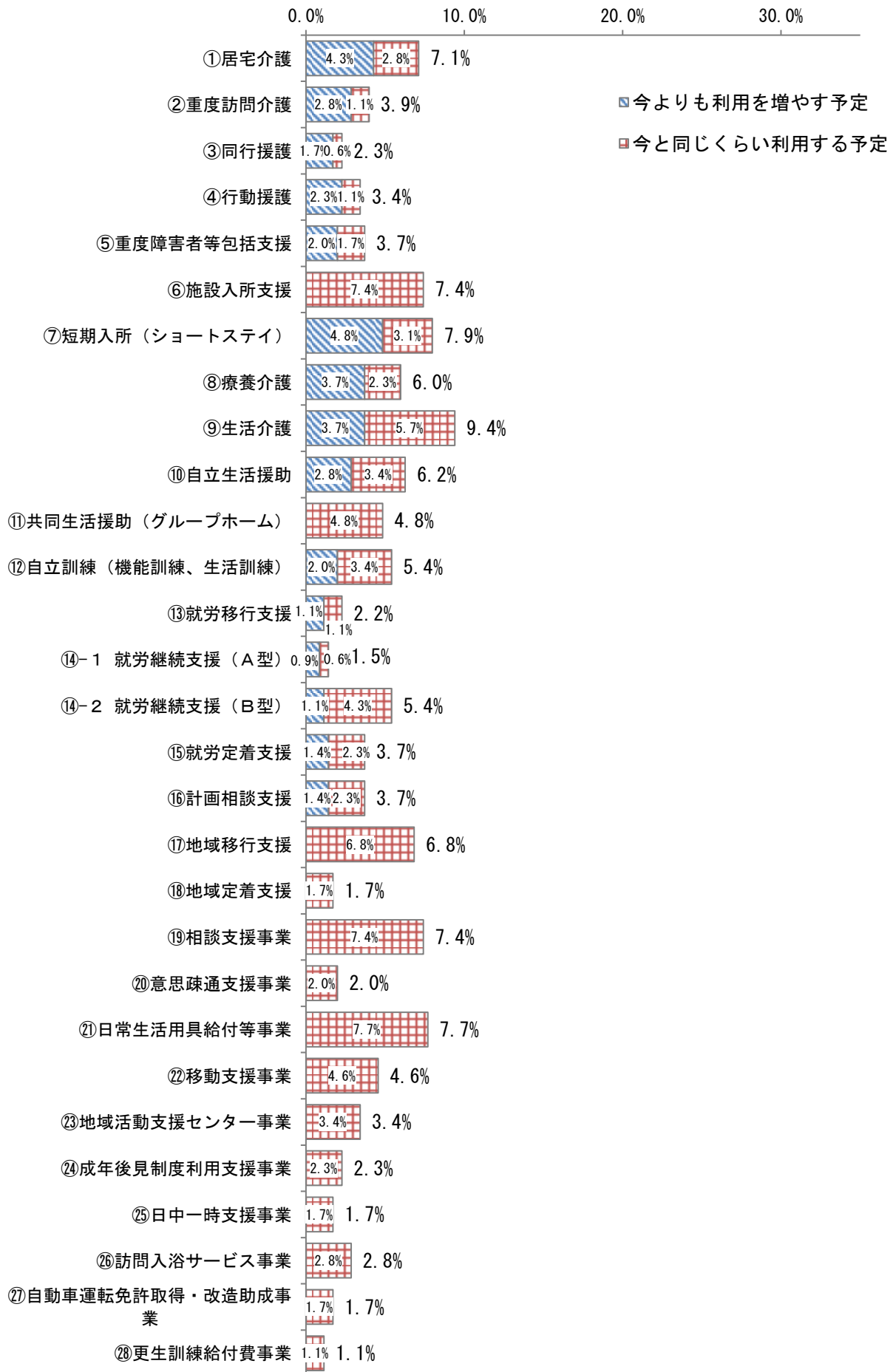
現在の利用については、「⑯計画相談支援」が31.0%と最も高く、次いで「⑭-2 就労継続支援（B型）」が28.6%、「⑭-1 就労継続支援（A型）」が9.5%となっています。

今後3年間の利用予定については、「⑨生活介護」が9.4%と最も高く、次いで「⑦短期入所（ショートステイ）」が7.9%、「⑫日常生活用具給付等事業」が7.7%となっています。

■現在の利用



■ 今後3年間の利用予定



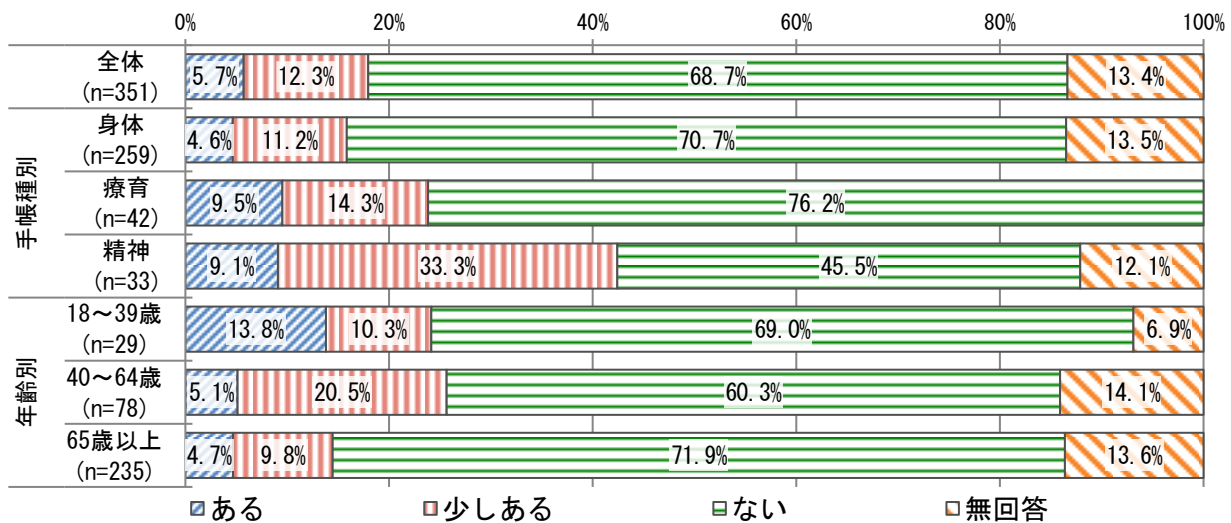
⑧差別を受けた経験

差別を受けた経験については、「ある」が5.7%、「少しある」が12.3%、「ない」が68.7%となっています。

「ある」と「少しある」の合計について手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者で15.8%、療育手帳所持者で23.8%、精神障害者保健福祉手帳所持者で42.4%と、精神障害者保健福祉手帳所持者で特に高くなっています。

差別を受けた場所については、「住んでいる地域」が36.5%と最も高く、次いで「外出先」と「病院などの医療機関」が27.0%、「学校・仕事場」が17.5%となっています。

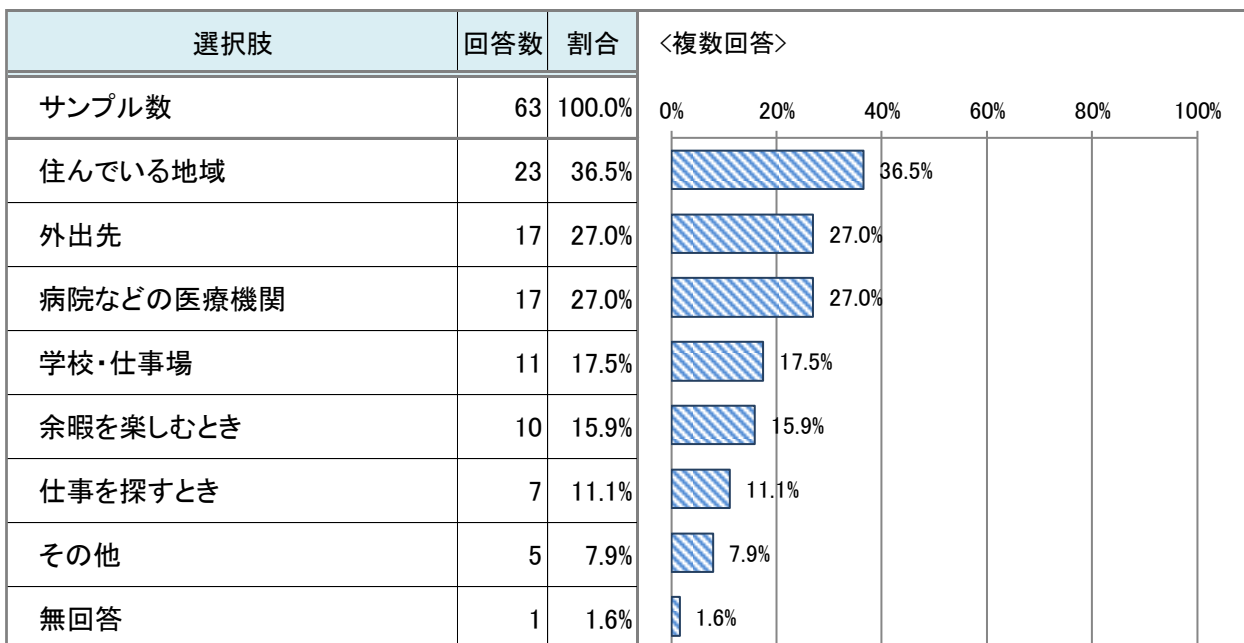
■ 1年のあいだに障害があることで差別や嫌な思いをする（した）経験の有無



■ 「ある」と「少しある」の合計

全体	身体	療育	精神	18～39歳	40～64歳	65歳以上
18.0%	15.8%	23.8%	42.4%	24.1%	25.6%	14.5%

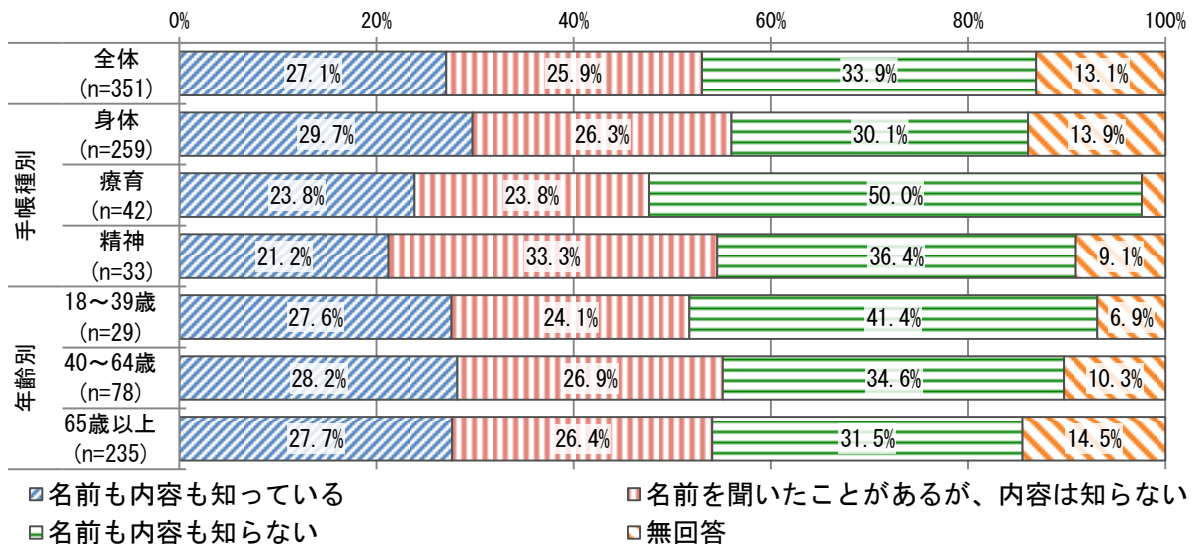
■ 差別を受けた場所（差別を受けた経験が「ある」と回答した人のみ）



⑨成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知っている」が27.1%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.9%、「名前も内容も知らない」が33.9%となっています。

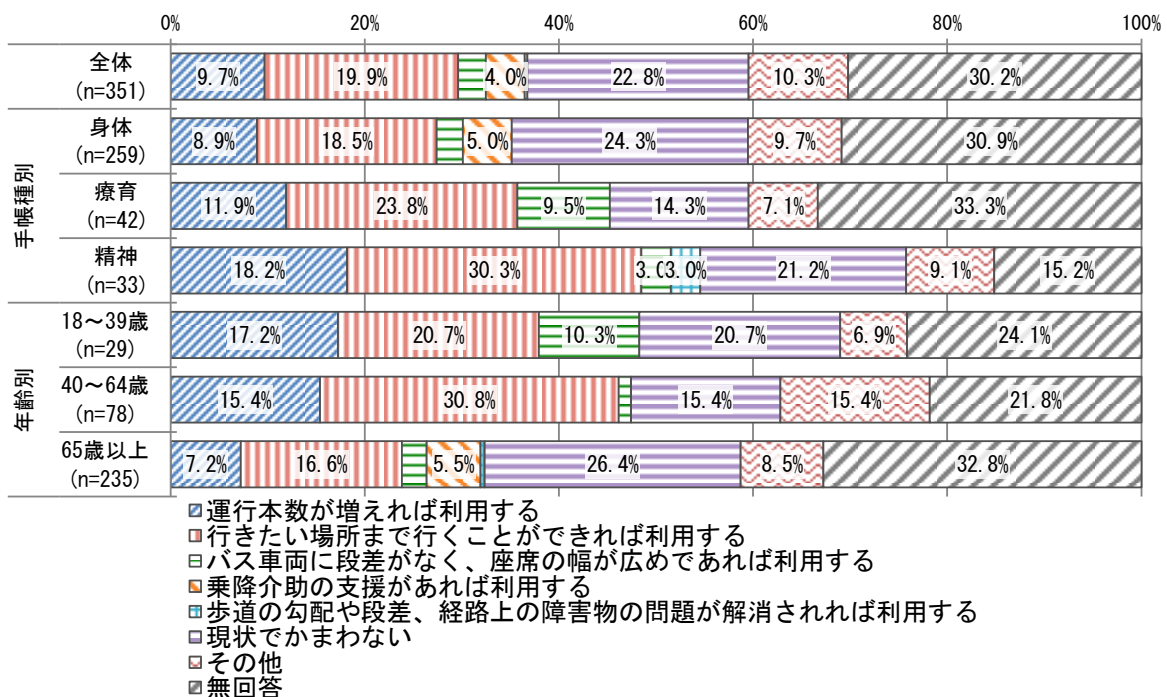
手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者で「名前も内容も知っている」が29.7%と他の手帳種と比較して高くなっています。



⑩コミュニティバスを利用するために必要な利用環境

コミュニティバスを利用するために必要な利用環境については、「現状でかまわない」が22.8%と最も高く、次いで「行きたい場所まで行くことができれば利用する」が19.9%、「その他」が10.3%となっています。「その他」の主な内容としては、自身で交通手段を確保できるため必要ないといった回答が多く見られました。

■コミュニティバス（ひまわりバス）を利用するために必要な利用環境

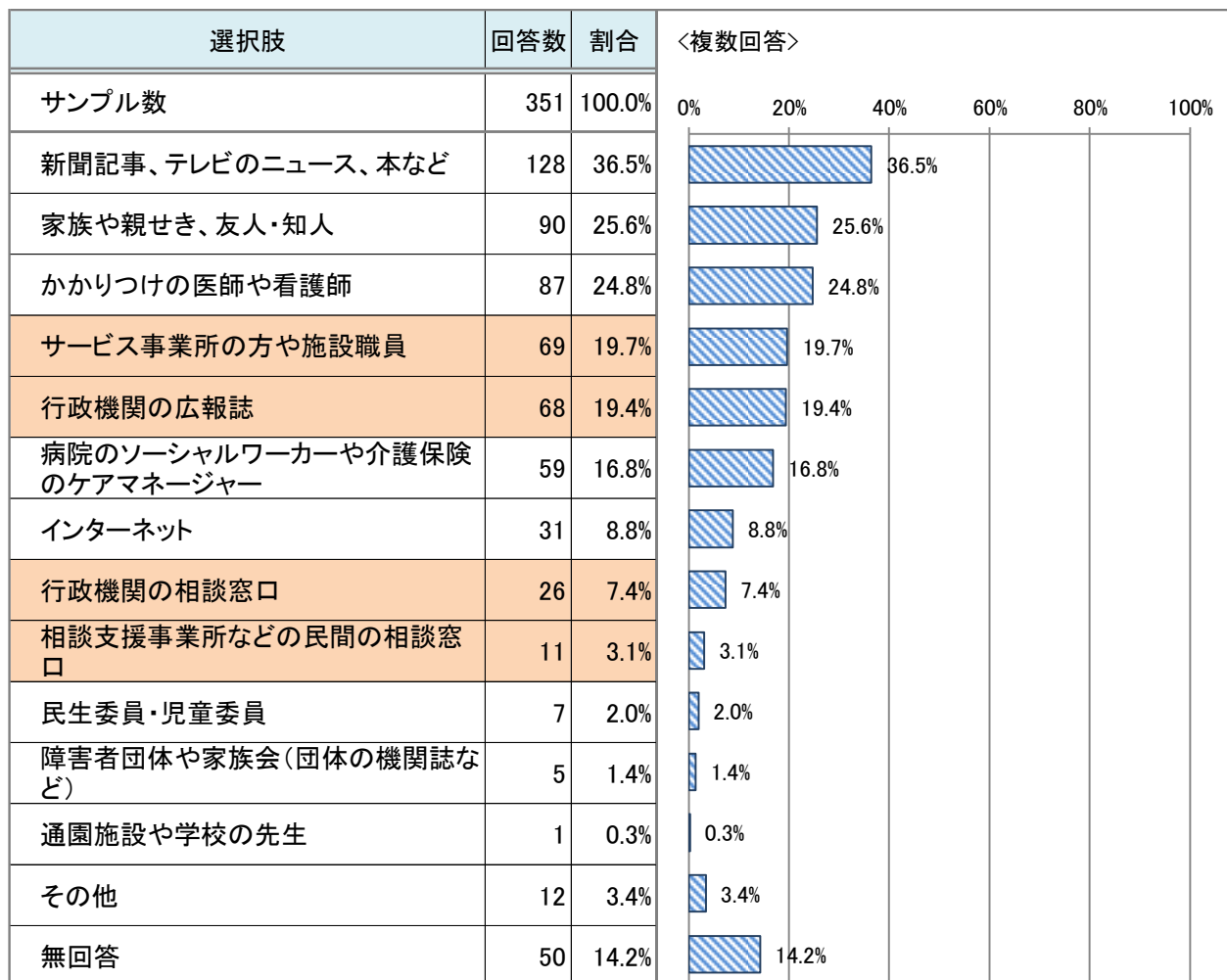


⑪障害者施策について

福祉サービスや障害などに関する情報源については、「新聞記事、テレビのニュース、本など」が36.5%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が25.6%、「かかりつけの医師や看護師」が24.8%となっています。

障害福祉サービスや公的な情報媒体についてみると、「サービス事業所の方や施設職員」が19.7%、「行政機関の広報誌」が19.4%、「行政機関の相談窓口」が7.4%、「相談支援事業所等の民間の相談窓口」が3.1%となっています。

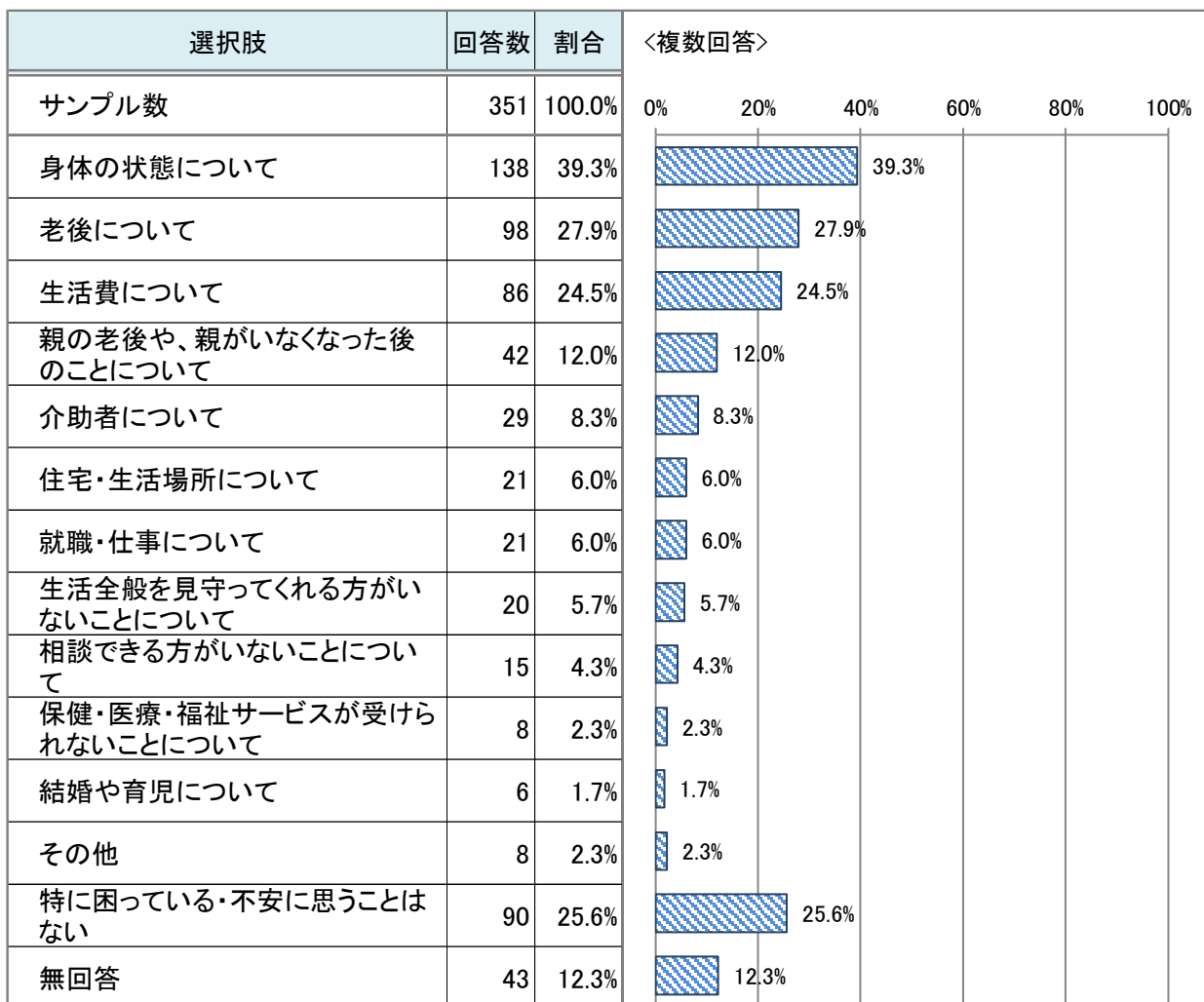
■福祉サービスや障害などに関する情報源



現在の生活で困っていることや不安に思うことについては、「身体の状態について」が39.3%と最も高く、次いで「老後について」が27.9%、「特に困っている・不安に思うことはない」が25.6%となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者では「身体の状態について」が43.6%、療育手帳所持者では「親の老後や、親がいなくなった後のことについて」が38.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者では「生活費について」が63.6%と、それぞれ最も高くなっています。

■現在の生活で困っていることや不安に思うこと



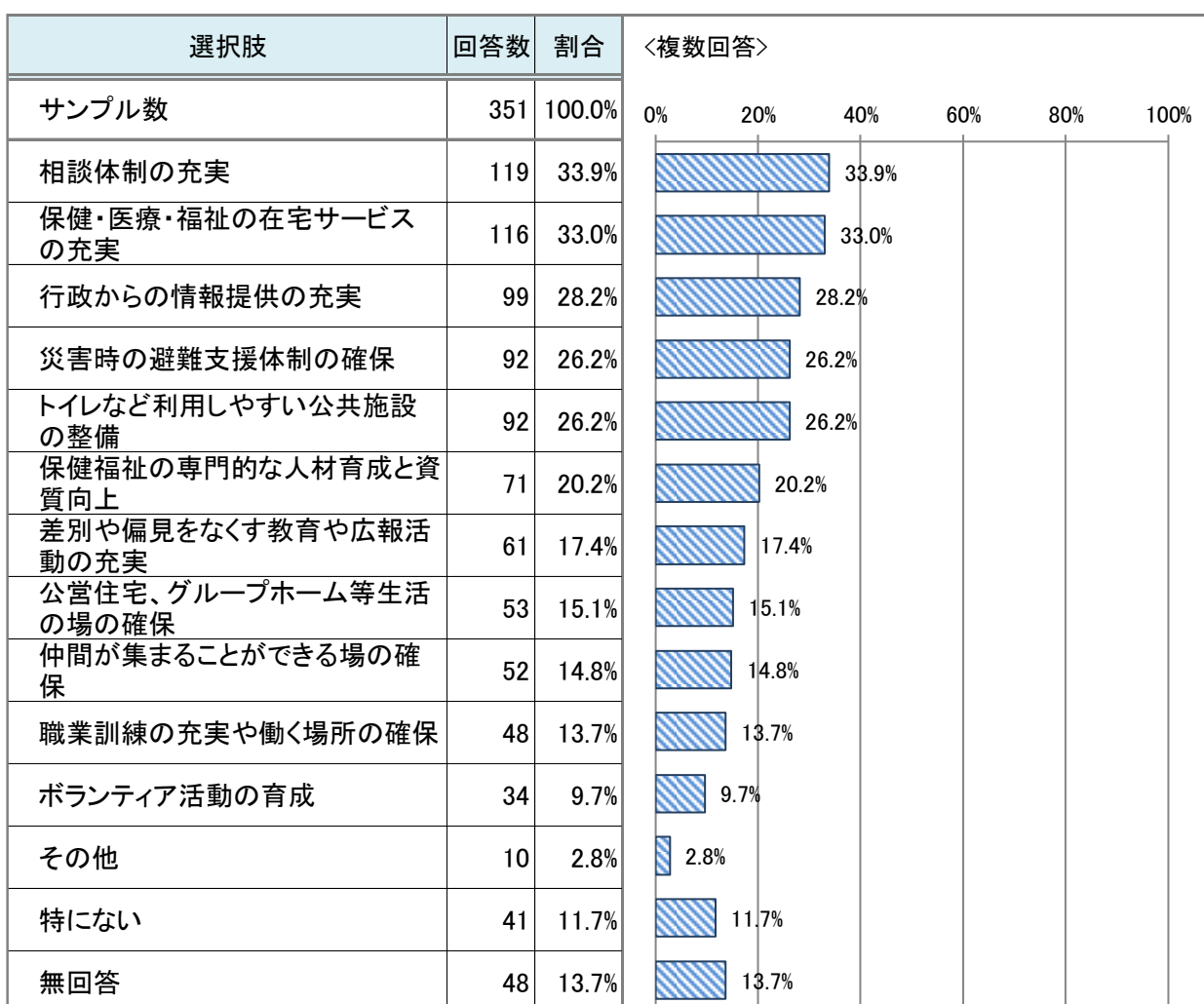
■手帳種別 1 位

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
身体の状態について 43.6%	親の老後や、親がいなくなった後のことについて 38.1%	生活費について 63.6%

障害のある方にとって暮らしよいまちづくりのために必要なことについては、「相談体制の充実」が33.9%と最も高く、次いで「保健・医療・福祉の在宅サービスの充実」が33.0%、「行政からの情報提供の充実」が28.2%となっています。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者では「保健・医療・福祉の在宅サービスの充実」が37.8%、療育手帳所持者では「相談体制の充実」と「災害時の避難支援体制の確保」と「差別をなくす教育や広報活動の充実」が、精神障害者保健福祉手帳所持者では「相談体制の充実」が最も高くなっています。

■障害のある方にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこと



■手帳種別の希望する内容 1 位

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
保健・医療・福祉の在宅サービスの充実 37.8%	相談体制の充実 災害時の避難支援体制の確保 差別をなくす教育や 広報活動の充実 26.2%（同順）	相談体制の充実 45.5%

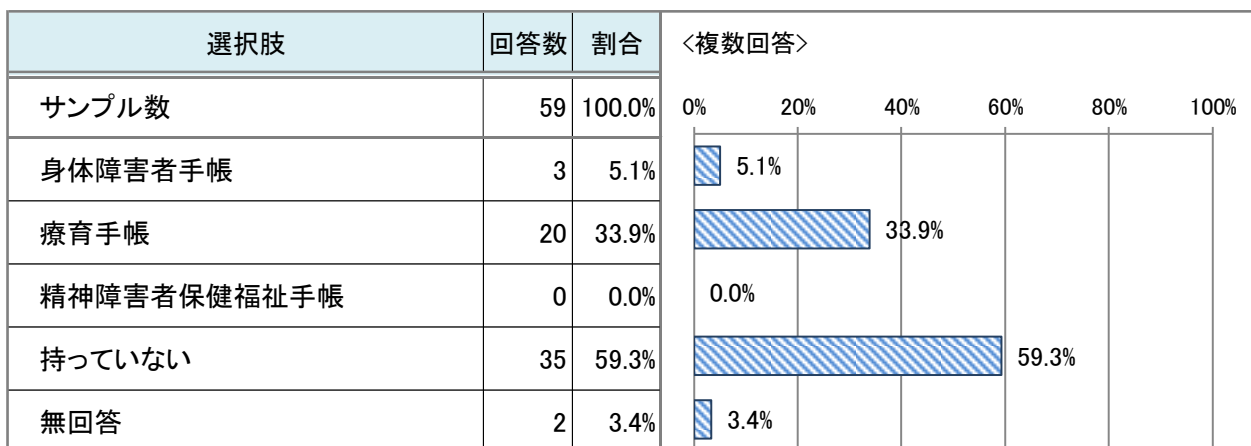
(3) 障害児向け調査

①対象児童の状況

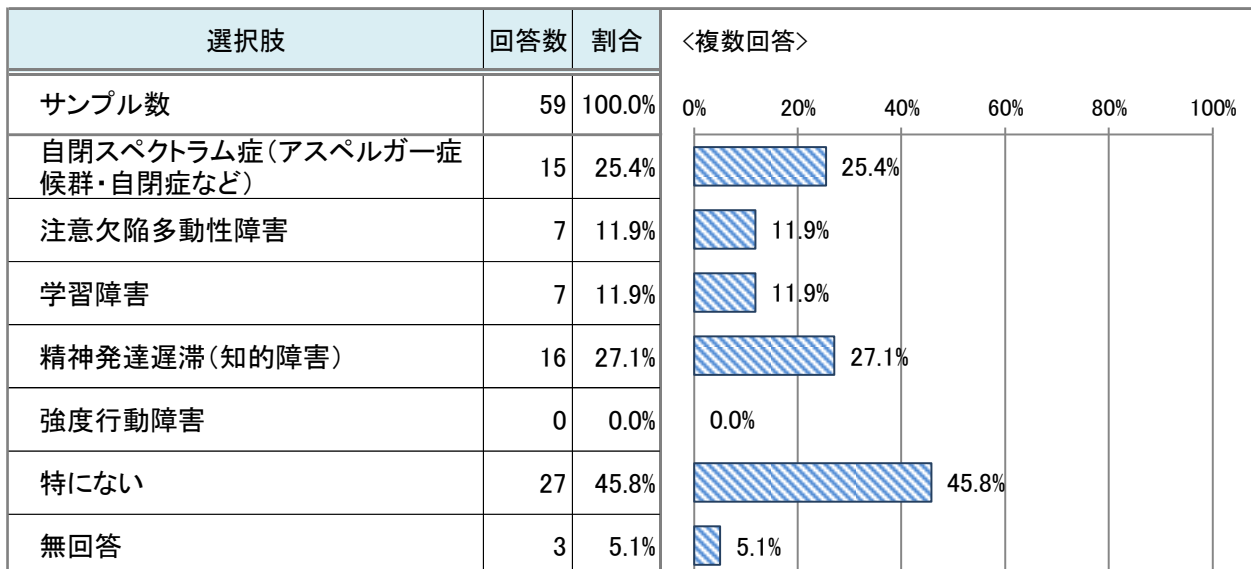
手帳の所持状況については、「身体障害者手帳」が5.1%、「療育手帳」が33.9%、「持っていない」が59.3%となっています。

各種診断の有無については、「特にない」が45.8%と最も高く、次いで「精神発達遅滞（知的障害）」が27.1%、「自閉スペクトラム症（アスペルガー症候群・自閉症など）」が25.4%となっています。

■手帳の所持状況



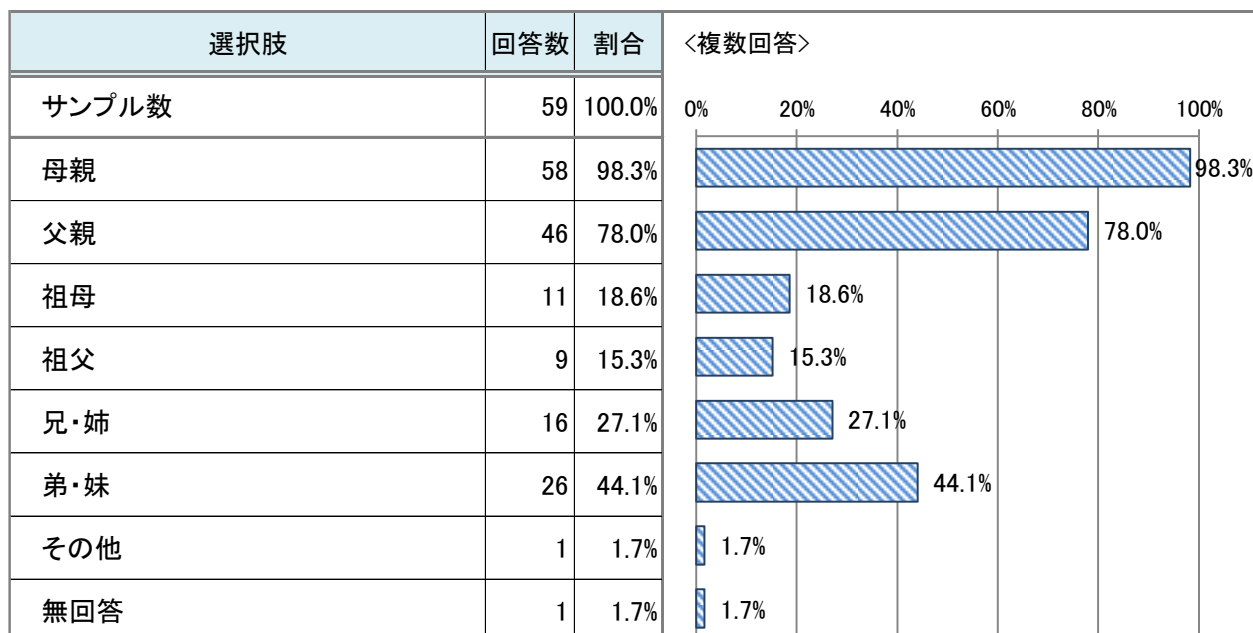
■各種診断の有無



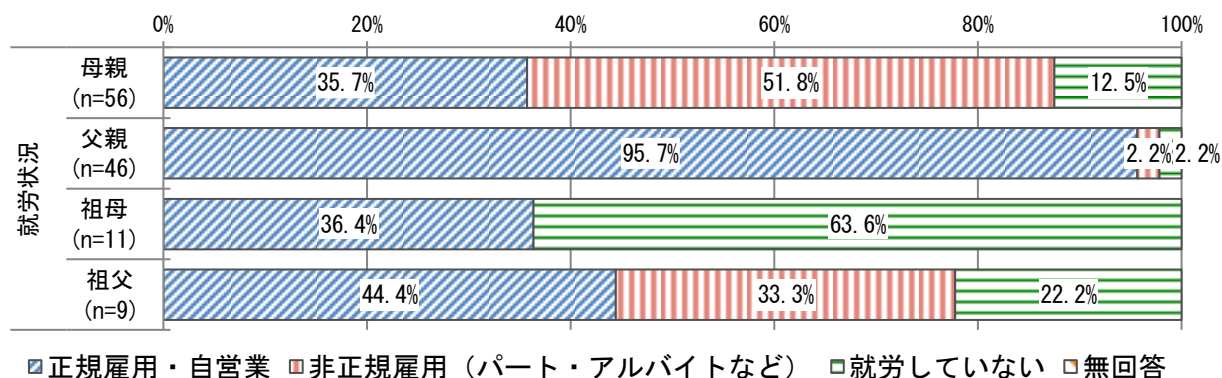
一緒に暮らしている家族については、「母親」が 98.3%と最も高く、次いで「父親」が 78.0%、「弟・妹」が 44.1%となっています。

家族の就労状況については、母親の 87.5%（正規雇用・自営業 35.7%，非正規雇用 51.8%），父親の 97.9%（正規雇用・自営業 95.7%，非正規雇用 2.2%）が何らかの形で就労しています。

■一緒に暮らしている家族



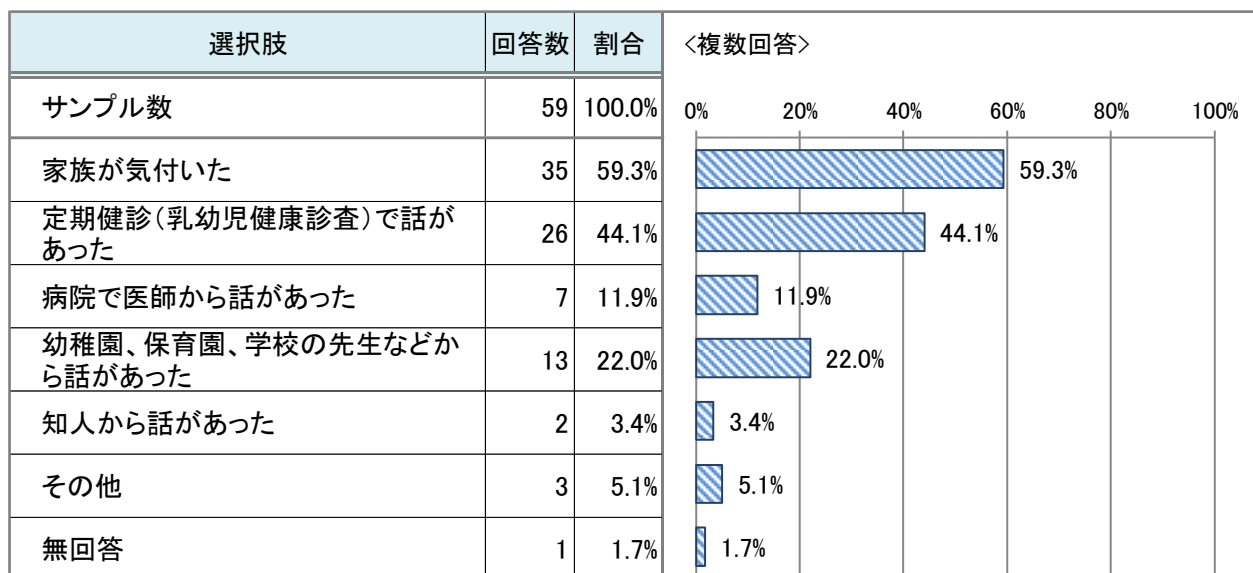
■家族の就労状況



②発育・発達に関することが気になり始めたきっかけ

発育・発達に関することが気になり始めたきっかけについては、「家族が気付いた」が59.3%と最も高く、次いで「定期健診（乳幼児健康診査）で話があった」が44.1%、「幼稚園、保育園、学校の先生などから話があった」が22.0%となっています。

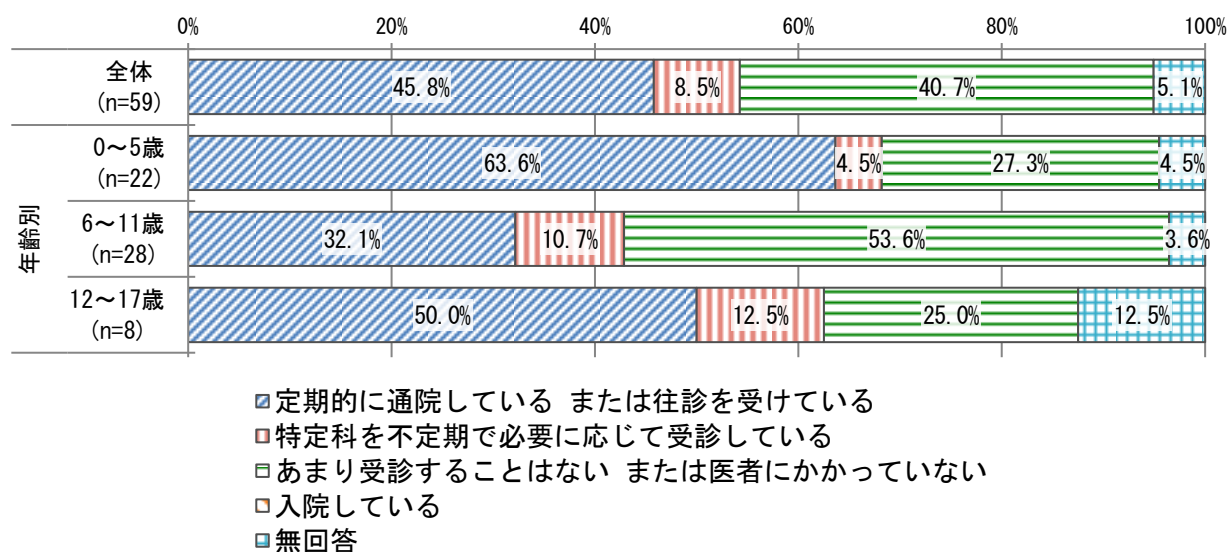
■発育・発達に関することが気になり始めたきっかけ



③医療機関の受診状況

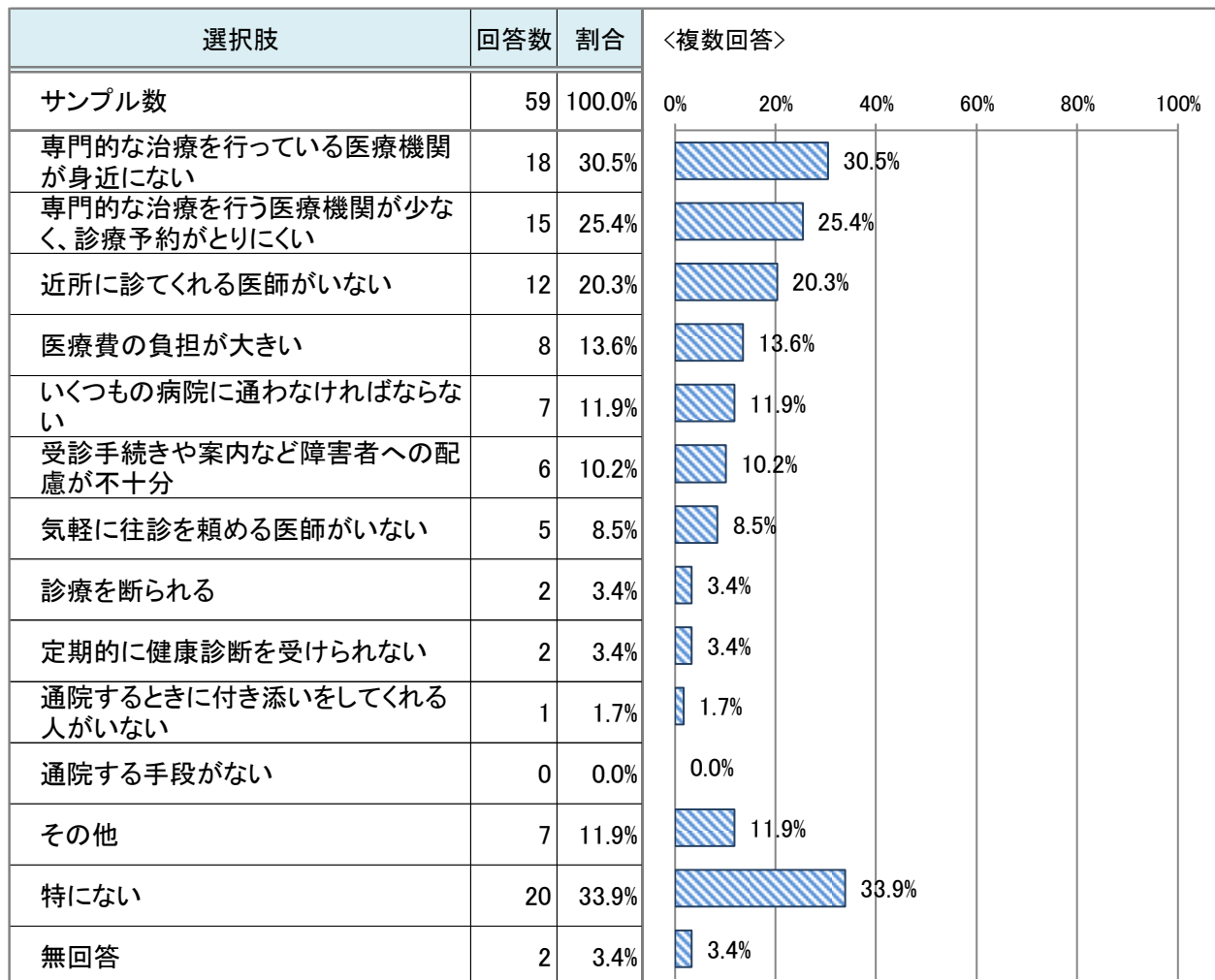
医療機関の受診状況については、「定期的に通院している または往診を受けている」が45.8%、「特定科を不定期で必要に応じて受診している」が8.5%、「あまり受診することはない または医者にかかっていない」が40.7%となっています。

■医療機関の受診状況



お子さまの医療について困っていることについては、「特にない」が33.9%と最も高く、次いで「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が30.5%、「専門的な治療を行う医療機関が少なく、診療予約がとりにくい」が25.4%となっています。

■お子さまの医療について困っていること

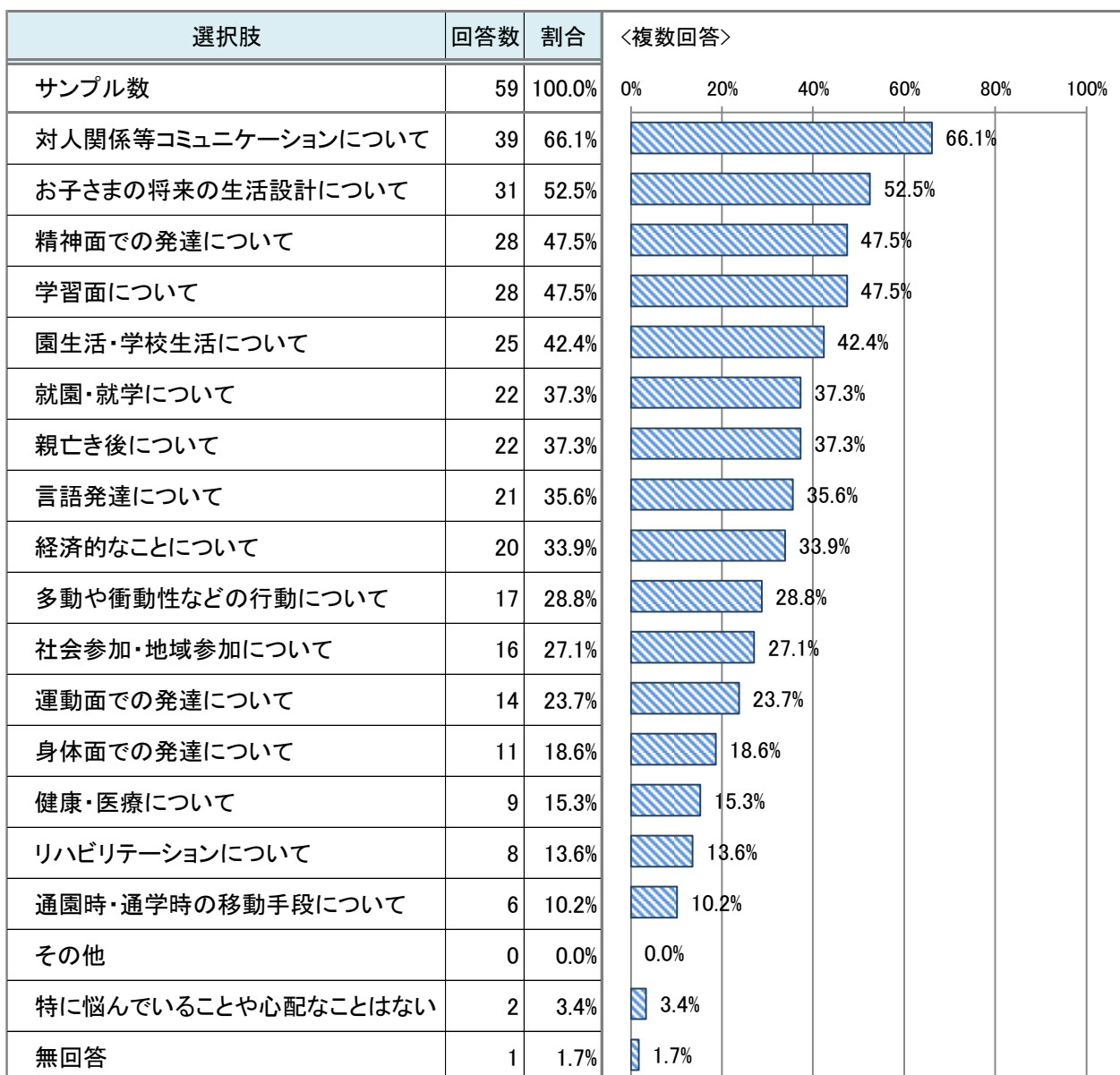


④児童に関する悩みや支援

児童に関する悩みや支援については、「対人関係等コミュニケーションについて」が66.1%と最も高く、次いで「お子さまの将来の生活設計について」が52.5%、「精神面での発達について」と「学習面について」が47.5%となっています。

対象児童の年齢別でみると、0～5歳では「対人関係等コミュニケーションについて」が81.8%、6～11歳では「対人関係等コミュニケーションについて」と「お子さまの将来の生活設計について」が53.6%、12～17歳では「お子さまの将来の生活設計について」と「親亡き後について」が87.5%と、それぞれ最も高くなっています。

■対象児童のことで悩んでいること



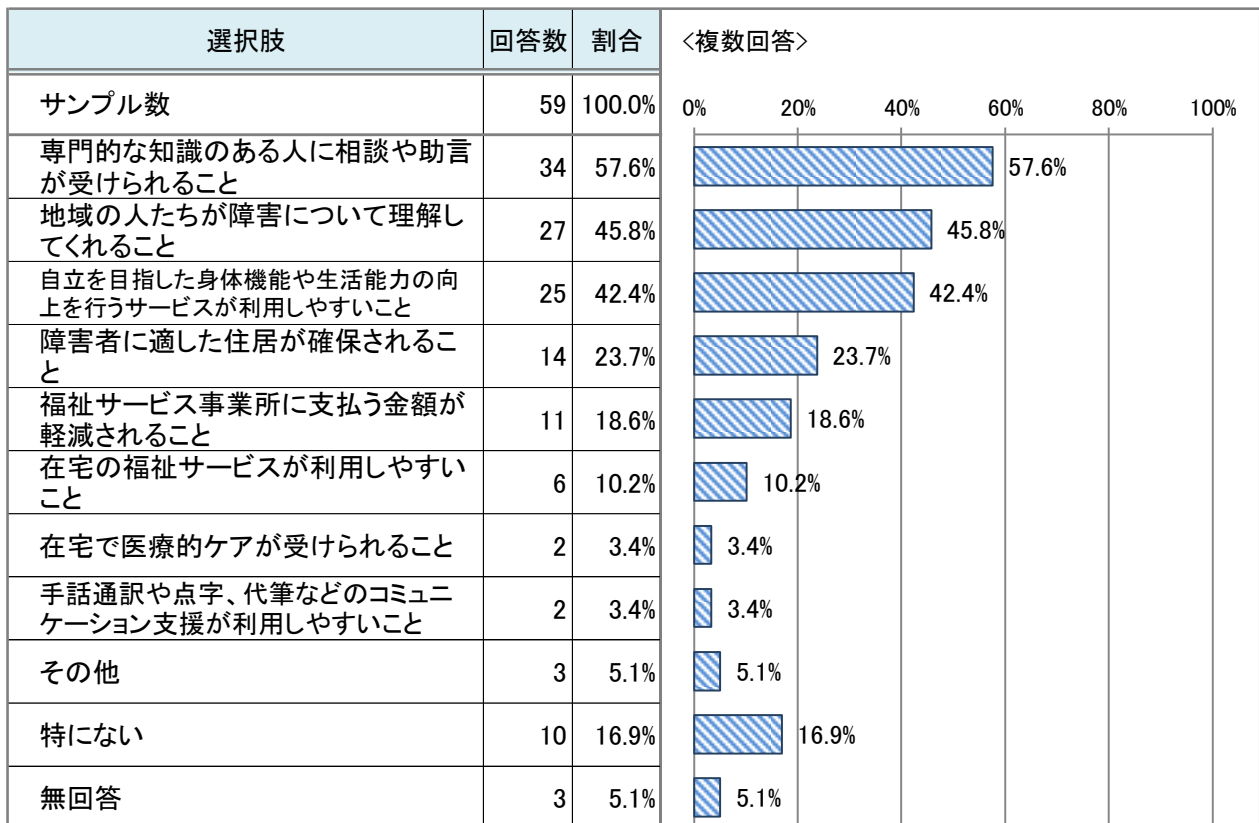
■年齢別 1 位

0～5 歳	6～11 歳	12～17 歳
対人関係等 コミュニケーションについて 81.8%	対人関係等 コミュニケーションについて お子さまの将来の生活設計について 53.6%（同順）	お子さまの将来の生活設計について 親亡き後について 87.5%（同順）

対象児童が地域で生活するために必要なことについては、「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が57.6%と最も高く、次いで「地域の人たちが障害について理解してくれること」が45.8%、「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」が42.4%となっています。

年齢別でみると、0～5歳と6～11歳で「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」が、12～17歳で「地域の人たちが障害について理解してくれること」が、それぞれ最も高くなっています。

■対象児童が地域で生活するために必要なこと



■年齢別 1 位

0～5 歳	6～11 歳	12～17 歳
専門的な知識のある人に 相談や助言が受けられること 63.6%	専門的な知識のある人に 相談や助言が受けられること 53.6%	地域の人たちが 障害について理解してくれること 100.0%

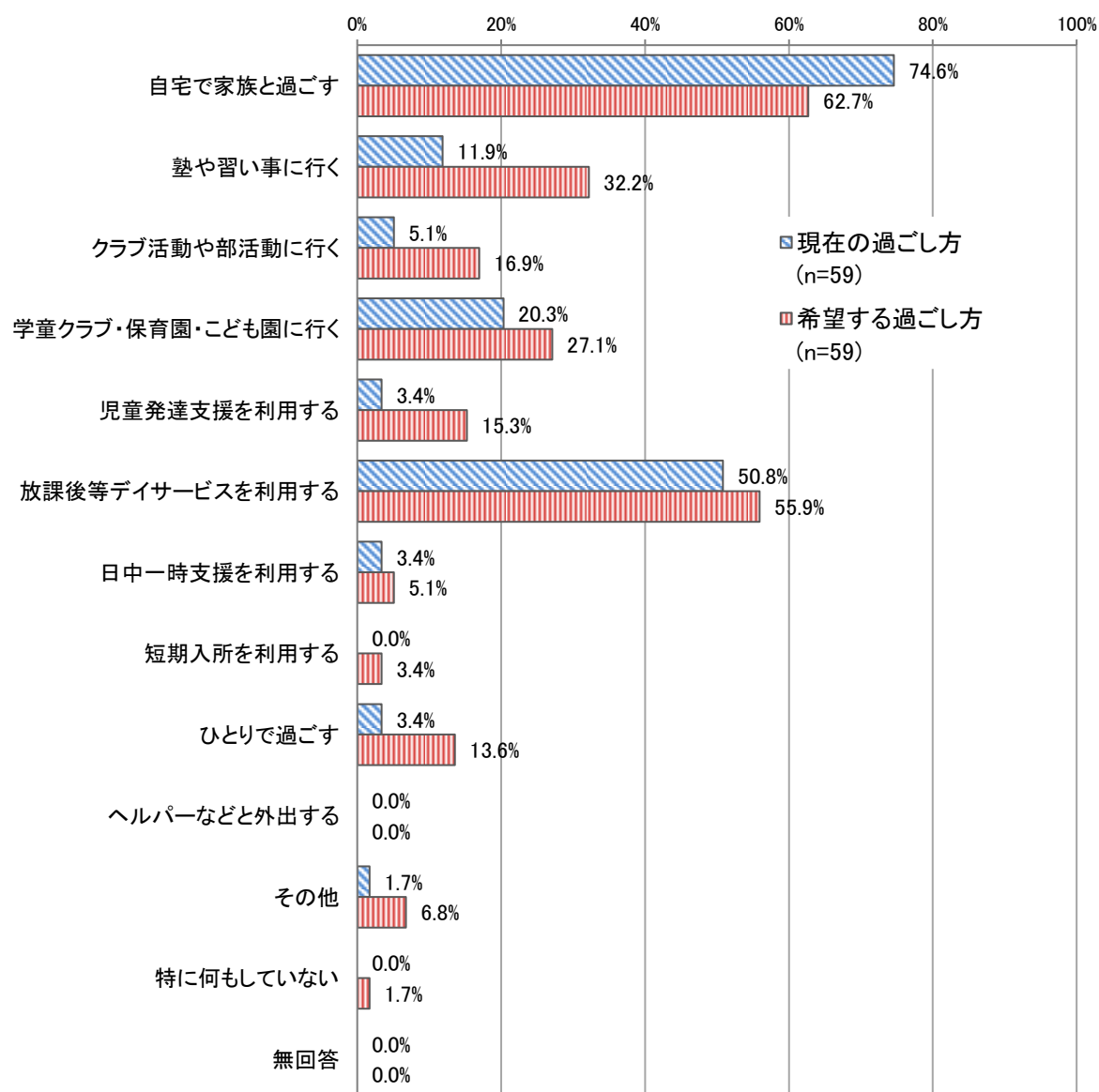
⑤放課後や長期休暇の過ごし方

放課後や長期休暇の過ごし方については、現在の過ごし方と希望する過ごし方の両方で「自宅で家族と過ごす」が最も高く、次いで「放課後等デイサービスを利用する」となっています。

現在と希望する過ごし方の割合を比較すると、「自宅で家族と過ごす」以外の項目については希望する過ごし方が現在の過ごし方を上回っています。

特に、「塾や習い事に行く」では現在の過ごし方が11.9%、希望する過ごし方が32.2%と、希望する過ごし方が20.3ポイント上回っています。

■放課後や長期休暇の過ごし方（現在の過ごし方と今後希望する過ごし方）

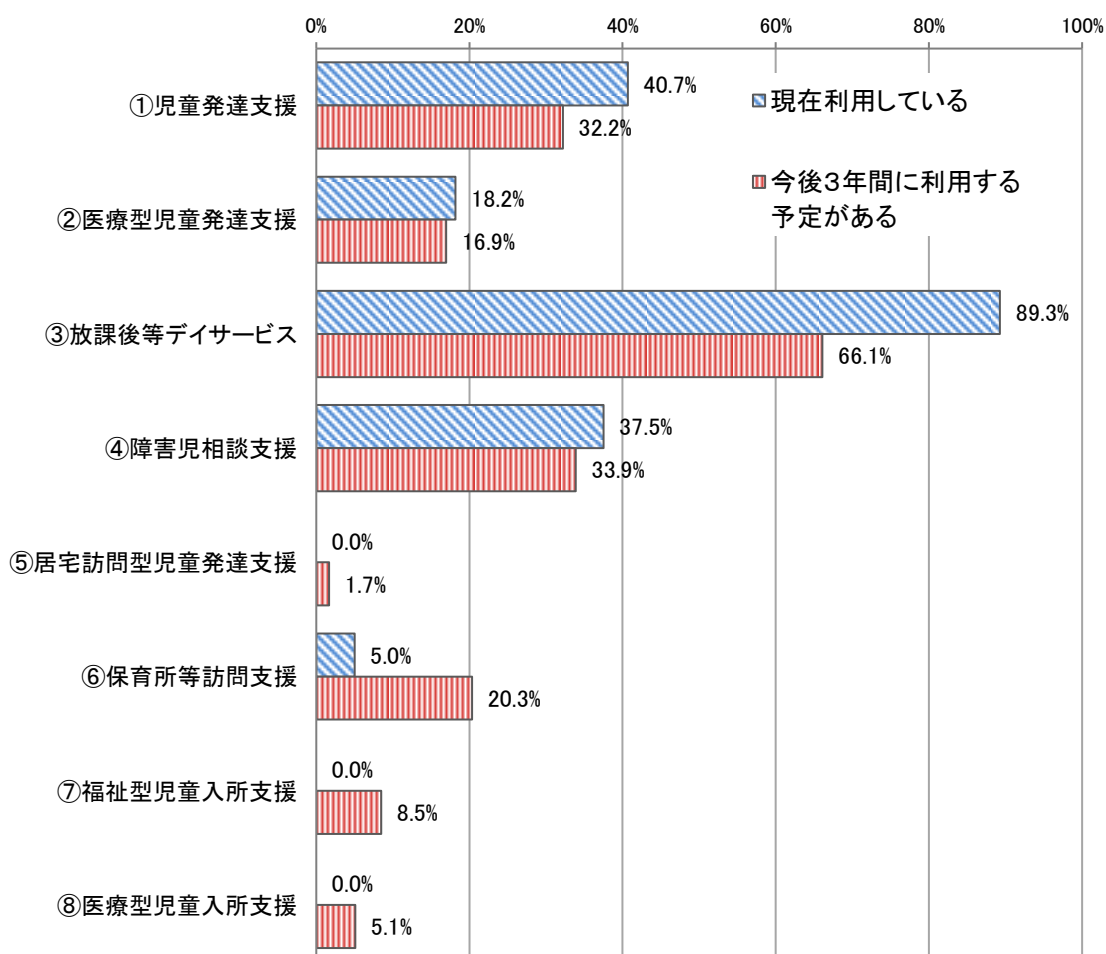


⑥福祉サービスなどの利用について

福祉サービスの利用については、現在の利用と今後3年間の利用予定の両方で、「③放課後等デイサービス」が最も高く、「①児童発達支援」（現在：2位，今後：3位）と「④障害児相談支援」（現在：3位，今後：2位）が上位3位以内となっています。

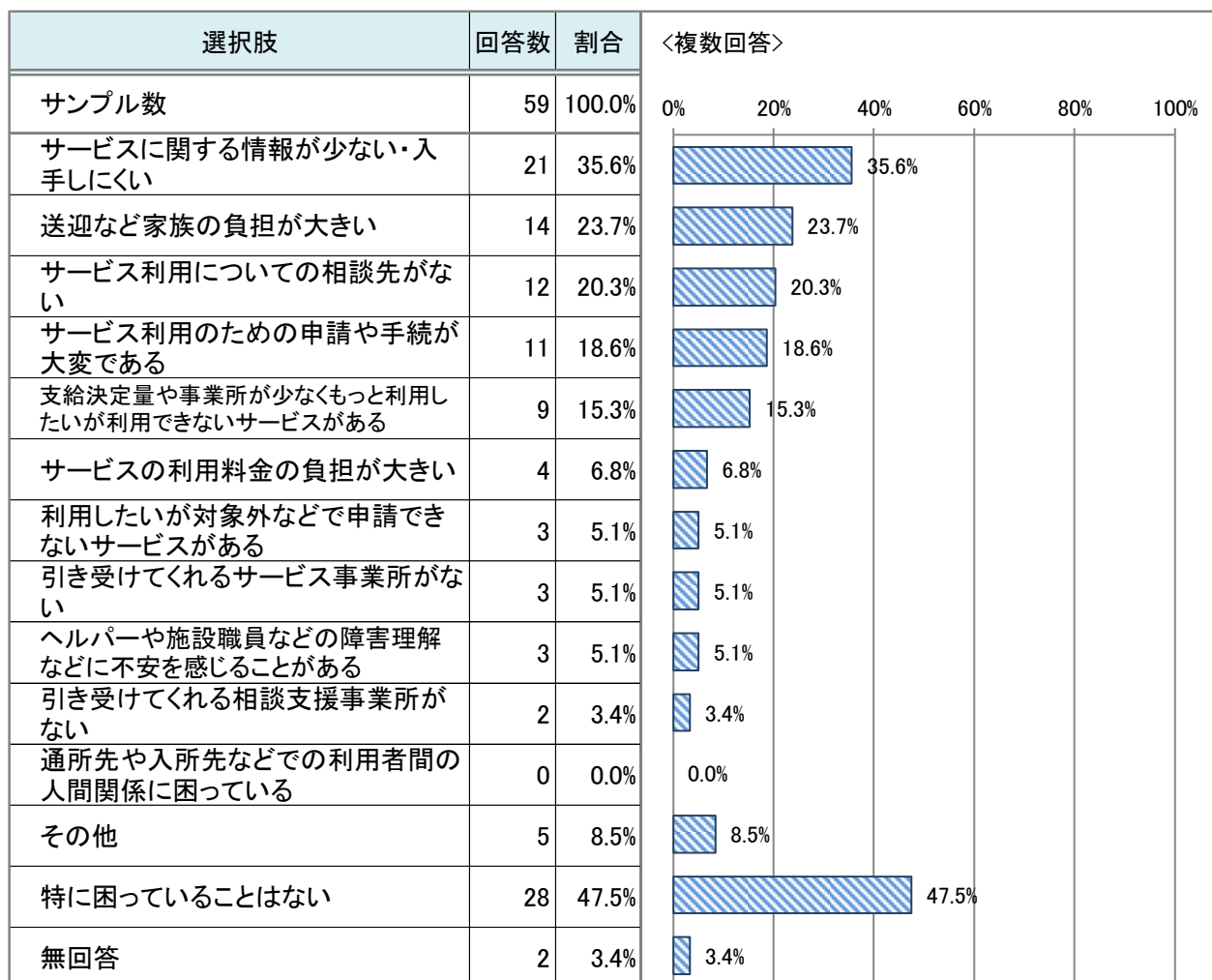
現在の利用と今後3年間の利用予定の割合を比較すると、「⑥保育所等訪問支援」で「現在利用している」が5.0%、「今後3年間に利用する予定がある」が20.3%と、今後3年間の利用ニーズが15.3ポイント上回っています。

■福祉サービスの利用（現在の利用と今後3年間の利用予定）



サービスの利用について困っていることについては、「特に困っていることはない」が47.5%と最も高く、次いで「サービスに関する情報が少ない・入手しにくい」が35.6%、「送迎など家族の負担が大きい」が23.7%となっています。

■サービスの利用について困っていること

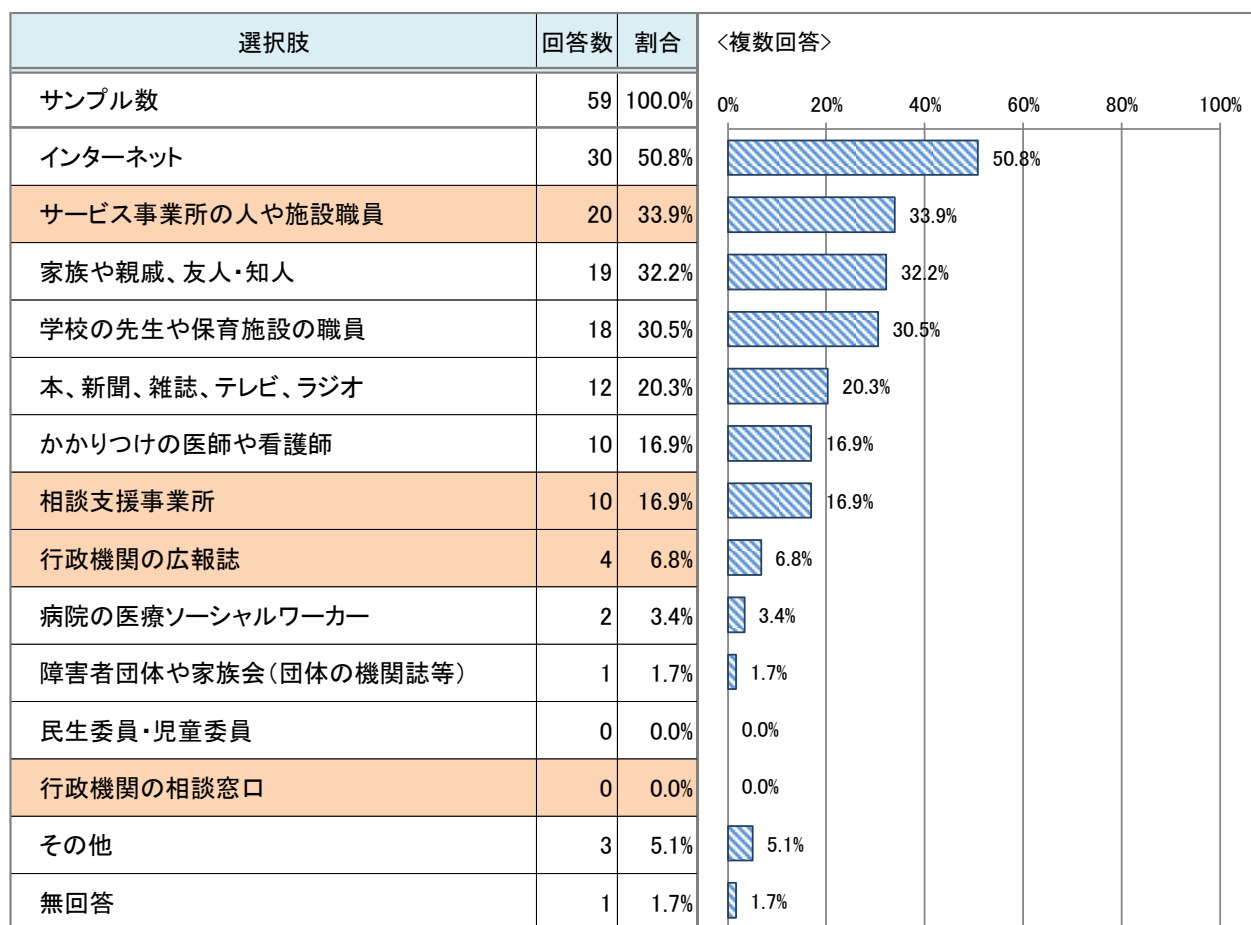


⑦障害児福祉施策について

福祉サービスや障害などに関する情報源については、「インターネット」が50.8%と最も高く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」が33.9%、「家族や親戚、友人・知人」が32.2%となっています。

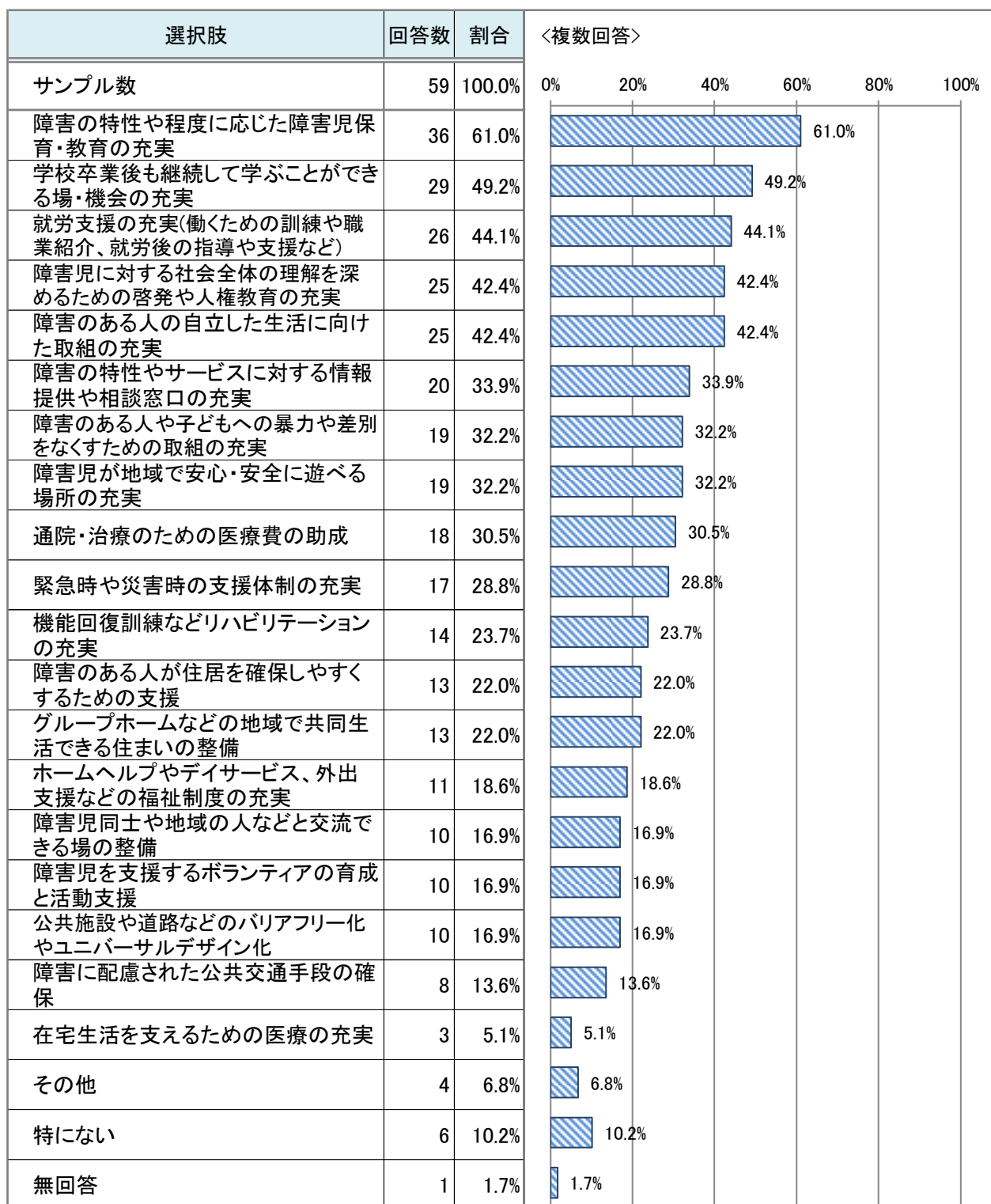
障害福祉サービスや公的な情報媒体についてみると、「サービス事業所の人や施設職員」が33.9%、「相談支援事業所」が16.9%、「行政機関の広報誌」が6.8%、「行政機関の相談窓口」が0.0%となっています。

■福祉サービスや障害などに関する情報源



発育・発達に課題のある児童や障害児の支援として充実すべきことについては、「障害の特性や程度に応じた障害児保育・教育の充実」が61.0%と最も高く、次いで「学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実」が49.2%、「就労支援の充実(働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など)」が44.1%となっています。

■発育・発達に課題のある児童や障害児の支援として充実すべきこと



5 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標等

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、国の示す基本指針において成果目標及び活動指標を定めることとされています。第6期計画において定めた成果目標等の状況は以下のとおりです。

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

【南九州市の成果目標】

	基準値	目標値	実績
地域移行者数	令和元年度施設入所者数 126人	8人 (6.3%移行)	令和5年度見込 0人
施設入所者数		123人 (3人 2.4%削減)	令和5年度見込 124人(2人減)

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取組を積極的に推進することが必要である。

【南九州市の活動指標】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
精神障害者の 地域移行支援利用者数(人)	目標値	1	1	2
	実績	1	1	1
精神障害者の 地域定着支援利用者数(人)	目標値	1	1	2
	実績	0	0	0
精神障害者の 共同生活援助利用者数(人)	目標値	22	23	24
	実績	33	31	29

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)
精神障害者の 自立生活援助者数（人）	目標値	0	0	0
	実績	0	0	0
保健，医療，福祉関係者による協議の場の開催回数	目標値	6	6	6
	実績	4	6	6
関係者の参加者数	目標値	12	12	12
	実績	9	12	10
協議の場における目標設定 及び評価の実施回数	目標値	1	1	1
	実績	1	1	1

成果目標3 地域生活拠点等における機能の充実

【国の基本指針】

○令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

	目標	実績
地域生活拠点等の確保	令和5年度末までに市又は南薩地域に整備	基幹相談支援センターを南薩圏域で設置する方向で考えていたが、人員の確保ができず断念することになった。基幹相談支援センターを軸に地域生活支援拠点を考えているため、再検討する必要がある。

成果目標4 福祉生活から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労の1.30倍以上とすることを基本とする。
- また、就労継続支援A型事業については、令和元年度実績のおおむね1.26倍以上、就労継続支援B型事業についてはおおむね1.23倍以上を目指すこととする。

【南九州市の成果目標】

	基準値	目標値	実績
福祉施設から 一般就労への移行者数（人）	4	6	7
就労移行支援のみ（人）	3	4	4
就労継続支援 A 型のみ（人）	1	2	1
就労継続支援 B 型のみ（人）	0	1	2
一般就労移行者の 7 割が就労定着支援を利用		70%	0 %
就労定着支援事業のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とする		70%	評価無し (事業所無し)

成果目標 5 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

【国の基本指針】

- 令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和 5 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。
- 令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【南九州市の成果目標】

	目標値	実績
児童発達支援センターの設置	1 箇所	1 箇所
保育所等訪問支援事業の実施	2 箇所	2 箇所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	0 箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施 (設置済み)	実施
医療的ケア児に関するコーディネーターの設置	2 人	0 人

成果目標 6 発達障害者等に対する支援

○国は基本指針の中で、発達障害者等に対する支援に関する基本的な考え方を示し、それに基づく活動指標の設定を求めています。

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人）	目標値	6	6	6
	実績	0	0	0
ペアレントメンターの人数（人）	目標値	0	0	2
	実績	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数（人）	目標値	0	0	2
	実績	0	0	0

成果目標 7 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

○令和 5 年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。

	目標値	実績
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	令和 4 年度から基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談業務を実施	設置なし
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	令和 4 年度以降年 12 回	－ (基幹相談支援センターなし)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援	令和 4 年度以降年 12 回	－ (基幹相談支援センターなし)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	相談支援定例会年 12 回	実施

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまち

国の障害者支援の基本理念等を定める障害者基本法の第1条では「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、基本原則を定め、様々な施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

障害者基本法第11条第1項に基づく、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）では、基本法第1条の掲げる社会の実現に加え、『「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる社会』などの実現も目指すべきとしています。

併せて、これらの目的の達成のために、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止など障害者施策を11分野に整理し、それぞれの分野について基本的な方向性を示しています。

本市においては、市の最上位計画である第2次南九州市総合計画後期基本計画（令和5年度～令和9年度）の中で、障害者施策について、生活しやすい環境づくり、日常生活支援の充実、社会参加の促進の3項目の施策の方向性を掲げています。

現在、本市の障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、障害支援区分認定者数は増加傾向にあることや、国は障害者の地域移行・定着や就労推進に向けて各種サービスの充実を求めていることなどから、様々な障害福祉サービスの拡充や、障害者が暮らしやすい生活環境の整備に努め、障害の有無にかかわらず地域で支え合い住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりが求められます。

以上のことから、南九州市障害者計画 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の共通の基本理念を『みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまち』と定め、この基本理念に基づき各種障害者施策及び障害福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。

2 施策の体系

(1) 障害者計画の基本目標と施策分野

計画の基本理念及び第2次南九州市総合計画後期基本計画において定められた障害者施策に関する基本方向に基づき、南九州市障害者計画の計画全体で達成を目指す基本目標と、それに向けた各施策の取組分野を以下のとおり定めます。

基本目標1 『生活しやすい環境づくり』

障害の有無に関係なく、差別解消等、人権と人格を尊重し、障害者が必要な支援を受けながら住み慣れた地域で安心して生活を営めるように関係機関と連携しながら生活環境のバリアフリー化に努めます。

基本目標2 『日常生活支援の充実』

自分らしく暮らしていくためにいつでも相談できる体制を構築するとともに、障害の特性やライフステージの各段階に応じた保健・医療・福祉サービスの充実に努めます。

基本目標3 『社会参加の促進』

障害者が就労や社会活動を通して、地域で働きがいや生きがいのある生活を送ることができるよう、関係機関等と連携し、個々に応じた多様な働き方への支援や社会活動を通じた地域共生社会の実現に努めます。

7 項目の 施策 分野	1 広報・啓発	2 生活支援
	3 生活環境	4 教育・療育
	5 雇用・就業	6 保健・医療
	7 情報・コミュニケーション	

（２）障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的な考え

障害福祉計画・障害児福祉計画については、国の基本指針の中で、計画策定において配慮すべき考えが示されています。

この国の示す考えと本計画の基本理念に基づき、障害福祉計画・障害児福祉計画策定にあたっての基本的な考え方を以下のとおり定めます。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

(3) 施策の体系

基本理念

みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまち

障害者計画

○南九州市の障害者施策全般の方向性を定める

基本目標

基本目標 1
『生活しやすい環境づくり』

基本目標 2
『日常生活支援の充実』

基本目標 3
『社会参加の促進』

分野別施策

- 1 広報・啓発
- 2 生活支援
- 3 生活環境
- 4 教育・療育
- 5 雇用・就業
- 6 保健・医療
- 7 情報・コミュニケーション

障害福祉計画・障害児福祉計画

○国の示す基本的な方向性に基づき、成果目標、サービスの提供量等を定める

【計画において配慮すべき基本的な考え】

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

【計画に記載すべき事項】

- ◆障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標及び活動指標
- ◆障害福祉サービスの見込量と確保方策
- ◆地域生活支援事業の見込量と確保方策
- ◆障害児通所給付等の見込量と確保方策

第4章 障害者施策の展開

1 広報・啓発

現状及び課題，方向性

○障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を構築するためには、全ての人が障害に対する正しい理解を深め、差別を解消することが重要となります。様々な媒体や機会を活用しての周知・広報や福祉教育に努め、全ての市民が障害への理解を深めることを目指します。

○アンケート調査では、療育手帳所持者から「障害者にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこと」として「差別をなくす教育や広報活動の充実」が最も多く挙げられています。（計画書 P34）

各施策の方向性

（1）広報・啓発の推進

①啓発手法の検討

障害特性の理解や、障害者の立場に立った適切な対応の仕方等、地域の人々の障害者への正しい理解と認識を深めるため、チラシの配布や講演会の開催に加え、インターネットの活用や住民参画型事業、参加体験型のワークショップ方式などの手法について検討します。

また、障害特性に応じた情報提供方法を確立し、障害者やその家族等が必要な情報を入手できるよう努めます。

②広報活動の充実

市広報誌「広報南九州」や社協だよりの積極活用、啓発用パンフレットの作成・配布、住民の交流の場として関係機関や福祉団体の行う行事への積極参加、障害者と住民が日常的に直接ふれあう機会の創出など、多様な媒体や機会を活用して障害者に関する周知・広報を行い、障害者に対する理解の促進と差別の解消を図ります。

③「障害者週間」の啓発

12月3日～9日の「障害者週間」の意義を再認識し、障害者団体・地域住民・ボランティア団体等が開催するイベントへの住民の積極的な参加を求めるとともに、関係団体との連携を強化し、広報・啓発の推進に努めます。

また、市広報誌「広報南九州」を通じて「障害者週間」の意義の周知・徹底を図り、障害者に対する正しい理解を深めていきます。

（２）福祉教育等の推進

①学校教育における福祉教育

障害者に対する正しい理解を深めるためには、小学校低学年からの福祉教育が重要となります。

学校教育において、障害者問題や特別支援教育について理解と認識を深めることを目的として、児童・生徒に対する福祉教育の充実を図ります。

今後も、総合的な学習の時間等を通して、高齢者や障害者への理解へつなげる教育を展開します。

②各種講座の開催等による啓発活動

各種講座の開催時に、映画・DVD等、ライブラリーの積極的な活用を推進するとともに、県関係機関と連携を密にし、住民の障害者問題や特別支援教育に対する理解と認識を深める活動に努めます。

（３）ボランティア活動の推進

①ボランティア養成

障害者問題に対する理解・認識を深めるために、住民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要です。また、障害者自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要です。

本市におけるボランティア活動は、主として地域清掃や施設訪問等が活動の中心になっています。そのため今後は、社会福祉協議会や地域のボランティア団体などと連携・協力し、各種相談、点訳、朗読、要約筆記等、障害者のニーズに対応できるボランティアの育成を計画的に推進していきます。

②ボランティア情報の提供

広報誌やホームページ等を活用し、ボランティア登録団体や養成講座の開催等の情報を提供します。

2 生活支援

現状及び課題，方向性

- 障害者が地域で生活を営むためには、行政や関係機関、地域による様々な生活支援が必要となります。障害福祉計画、障害児福祉計画に基づき、相談支援及び居住、施設などの各種障害福祉サービス等の提供体制の整備と、利用希望に対する適切なサービス提供が求められます。
- また、サービスの充実による生活の安定とあわせて、身近な地域で相談や権利擁護を受けられる等、障害者が安心して生活できる地域環境の整備が重要となります。相談支援機能の強化に向けて、国からは令和8年度末までの基幹相談支援センターの設置を求められています。
- アンケート調査結果から障害者にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこととして、「相談体制の充実」が求められています。（計画書 P34）
- また、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」について国からは、令和8年度末までの設置が求められていることから、今後は基幹相談支援センターの設置に向けて取り組みます。

各施策の方向性

（1）サービス及び生活支援の充実

①在宅事業の充実

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）は、障害者総合支援法及び南九州市障害福祉計画に基づき、提供体制の整備・充実と利用者のニーズ把握に努め、利用希望に対して適切なサービスの提供を図ります。

- 在宅支援の充実（居宅介護，重度訪問介護，行動援護，重度障害者等包括支援，同行援護，短期入所，療養介護，生活介護 等）
- 地域生活支援事業の充実（地域活動支援センター事業，移動支援事業，意思疎通支援事業，日中一時支援事業 等）

②福祉用具の給付等

障害者の生活を支援するため、身体的機能を補助し、身の処置や移動などの日常生活の効率向上を図るために必要な補装具、在宅の重度障害者の日常生活の便宜を図る日常生活用具の給付等を行います。

③児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業の充実

心身の発達について支援を必要とする児童及びその保護者のために、児童発達支援事業や放課後等デイサービスの療育機能を強化し、障害児等の保護者などからの相談、関係機関との連携強化、日常生活動作や運動機能の訓練、集団生活への適応訓練など児童の心身の状況に応じたケースマネジメントを、未就学児・学齢期から学齢終了時まで一貫した療育体制の整備に努めます。

- 障害児通所支援事業の充実（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）

④障害者の福祉施設等の整備

在宅生活を支援する生活訓練施設、就労移行支援、就労継続支援施設は民間活力を活用しながら充実に努めます。

また、新たな福祉サービス体系への移行も十分検討しながら、一般企業に雇用されることが困難な障害者に、働く場を提供するための支援を行います。

⑤生活の場の確保

障害者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、障害者の生活の場として、関係団体と連携しながら既存建物利用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

⑥福祉施設における地域住民等との交流

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

（２）相談支援の充実

①相談支援体制の充実

障害者が安心して相談できる体制の充実に努めます。障害者相談員設置事業においては、南九州市障害者（身体障害者及び知的障害者）相談員設置事業を実施しており、今後とも活動の充実に努めます。また、自立支援協議会相談支援定例会等で相談支援に関する事例研究等を行い、地域の相談支援体制の強化を図ります。

- 相談者の総合的な相談に応じる障害者相談支援事業体制の充実
- 相談窓口の周知と利用の促進
- 障害者の権利擁護、虐待防止等
- 相談員の養成と専門機関との連携強化

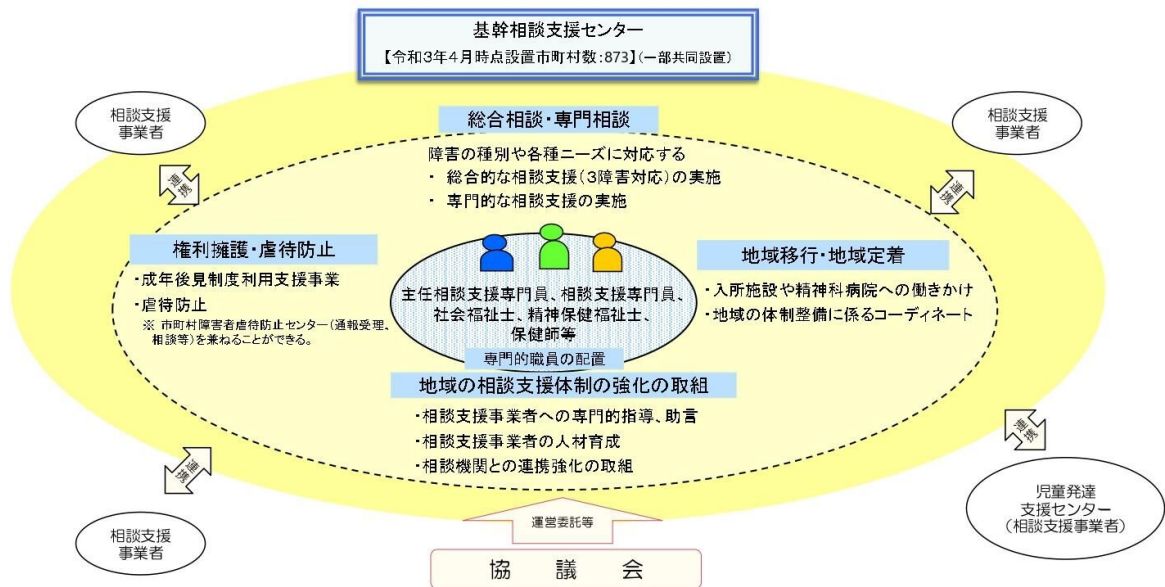
②基幹相談支援センターの設置

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談支援業務を実施する基幹相談支援センターについて、国が令和8年度末までの設置を求めていることから、設置に向けて体制や機能等の検討を進めます。

現行の基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



（3）権利擁護の推進

①成年後見制度の利用支援

南九州市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度をはじめとする権利擁護に資する制度を必要とする人の制度利用を促進します。

南九州市成年後見制度利用促進基本計画において、権利擁護支援の地域ネットワークの中核機関として定められている「南九州市成年後見ステーション」を中心として、広報、利用相談、利用促進、後見人育成・支援、助成等の各施策を適切に実施し、権利擁護を必要とする人が制度を利用しやすい環境の整備を推進します。

一般的な相談支援の中で権利擁護が必要であると判断された場合は、南九州市成年後見ステーションをはじめとする関係機関へのつなぎを行う等、成年後見制度の利用を促進します。

②虐待防止対策の推進

障害者への虐待防止に関する周知・啓発に努めます。

また、関係者等のネットワークや相談体制の構築・充実を図り、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。

3 生活環境

現状及び課題，方向性

- 障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現のために、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備，障害者が移動しやすい環境の整備など，障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ，障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め，アクセシビリティの向上を推進する必要があります。
- また，施設や道路，交通といったハード面とあわせて，犯罪や消費者トラブルの未然防止，災害発生時の安全確保等，防犯・防災対策を充実させる必要があります。
- 地域内の通院，買い物等の日常生活に利用する生活交通系統の多くにおいて，利用者が少なく，新型コロナウイルス感染症の流行が終息しつつある中でも利用者数の回復が見られません。
- 障害者が外出する際に困ることとして，「公共交通機関が少ない（ない）」が最も高くなっています。また，コミュニティバス（ひまわりバス）について「行きたい場所まで行くことができれば利用する」が19.9%となっています。利用者のニーズに合った適切な公共交通機関の整備が求められます。（計画書 P24，P31）

各施策の方向性

（１）建築物等の整備

①公共施設におけるバリアフリー化

市役所，公民館，図書館，文化・スポーツ施設など，公共施設のバリアフリー化に取り組んでいます。

また，病院や大型店舗等の民間施設についても，「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に準拠した整備について周知を図ります。

現在，玄関入り口，トイレ等のみの段差解消，手すりの設置，多目的トイレの設置など，重点的にバリアフリー化を行う必要がある箇所を中心に施設のバリアフリー化を進めています。今後も，国や県等の補助事業等を活用し，公共施設のバリアフリー化に積極的に取り組みます。

②住宅環境の整備

生活の拠点は住居であることから、障害者に配慮した「福祉対応型住宅」の整備促進は重要な施策となります。

公営住宅の新築時のバリアフリー等への配慮や、グループホーム等の居住支援の拡充など、障害者に適した住居等の確保に努めます。また、既存の公営住宅については、障害者や高齢者の居住性向上のため、安全性の確保とバリアフリー化に取り組んでいきます。

また、障害者や高齢者が、安心して快適に生活できるような住宅を整備する趣旨により、鹿児島県が策定した設計指針「鹿児島県福祉のまちづくり条例」について普及を図り、必要に応じて住宅相談等を実施します。

さらに、障害者の持ち家取得の促進と、居住水準の向上のための住宅改修を進めるため、各種制度の普及促進を図り、住み慣れた地域で安心して生活できる住環境の整備を進めます。

（２）移動・交通対策の推進

①道路環境の整備

障害者の自立と社会参加を促し、生活圏の拡大を図るため、法令や各種ガイドライン等に基づき、移動ニーズへの対策を講じ、障害のある人が運転しやすい道路環境の整備を推進します。

また、歩道整備を行う際にはバリアフリー等を考慮した歩道の整備を行い、障害者が安全に歩行できる歩行空間の確保に努めます。

あわせて、バリアフリーマップの作成を検討するなど、快適な日常生活を営むとともに、積極的な社会参加が出来るまちづくりを進めます。

②移動手段の確保

地域の方々やボランティア等との連携・協力により移動手段の確保につながるよう取組を推進していきます。また、コミュニティバス（ひまわりバス）等の活用を模索し、利便性の高い移動手段の確保に努めていきます。

定時定路線の生活交通系統やバス停までのデマンドタクシーでは利用者の増加が図れていないことから、自宅から病院、スーパー等へ移動できる新たな交通手段の運行を行います。

（３）防犯・防災体制の充実

①地域の防犯体制の強化

障害者等を犯罪被害から守るため、地区防犯協会、警察署との連携を密にし、犯罪や事故の発生を警戒、防止するための活動を支援し、地域による防犯体制の強化に努めます。

②消費者トラブルの防止

障害者が消費者トラブルに巻き込まれることがないように、消費者トラブルに関する周知・広報を行い、障害者本人やその家族等への消費者教育を推進します。

③障害者のいる家庭等での住宅火災等の予防

住宅火災による死傷者の発生を防止するため、防火思想の普及を図るとともに、住宅等の防火診断を推進します。また、防火機器等の設置を推進し、民生委員などと連携して、障害者のいる家庭等の所在の積極的な把握により、役割に応じた安全対策を進めます。

④要配慮者の避難体制の確立

被災時に要配慮者が迅速に避難できるように、南九州市避難行動要配慮者避難支援プランに基づき、関係機関と連携を図り、自主防災組織の防災力向上や地域の協力体制を構築します。

また、災害発生時の避難等に特に支援を要する方については、避難行動要支援者としての登録と本人の障害特性に応じた個別計画の策定を推進します。

要配慮者、避難行動要支援者について

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の防災施策において特に配慮を要する人。

避難行動要支援者：要配慮者のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する人。避難行

動要支援者名簿の更新と情報共有、個別計画の策定が求められる。

⑤障害者等が利用しやすい避難所の整備

障害特性にあわせた多様な設備や支援が必要なことから、避難所のバリアフリー化や機能の充実に努めます。

また、障害者などの特に配慮を要する方が避難する福祉避難所については協定等による避難所の確保や、その機能の充実に努めるとともに、福祉避難所に関する周知・広報を行い、障害者等が安心して避難できる体制の構築に努めます。

⑥要配慮者の支援者等に対する防災教育の推進

防火知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障害者のいる家庭や施設職員等関係者に対する、防火教育・訓練に取り組んでいきます。

また、災害時に要配慮者を支援する側の人員不足が懸念されることから、ボランティアや地域住民など地域の協力体制の確保、効率的な避難計画を策定するための助言といった各種支援策を検討します。

4 教育・療育

現状及び課題，方向性

- 障害の有無によって分け隔てられることなく，国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け，可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに，障害に対する理解を深めるための取組の推進が必要となります。また，学校教育における障害のある幼児児童生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができる環境の整備等に努める必要があります。
- また，分け隔てなく地域に参加できる社会の構築のために，障害者が，学校卒業後も自らの可能性を追求し，地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう，教育やスポーツ，文化等に親しむための関係施策の推進が求められます。
- 学校教育に関する課題として，発達に課題のある児童生徒の増加により，困難事例も含めた就学指導や特別支援学級も増加しており，就学指導への対応力強化や特別支援学級を指導するための指導力強化がより一層求められています。

各施策の方向性

(1) 幼児教育

①障害児保育の充実

障害のある乳幼児が保育所に入所できる体制を構築し，一般乳幼児と共に集団保育の機会を確保することは，障害児の健全な社会適応を促進するために重要となります。

保育所等との連携を深めるとともに，保育所等訪問支援などを活用し保育所等が障害児等を受け入れることができる環境整備に努めます。

②障害の早期発見，早期療育の推進

障害児の障害の軽減及び社会適応能力の向上を図り，自立と社会参加を促進するためには，障害や発達課題を早期に発見し，速やかかつ円滑に療育につなげることが重要となります。

関係機関が連携して障害の早期発見，早期療育の推進を図り，障害児一人ひとりの特性やニーズに応じ，きめ細やかな教育や療育が行えるよう，支援体制の強化に努めます。

③障害児就学相談の充実

障害を克服・改善するための療育相談や指導方法、就学等について相談に応じるため、特別支援学校の巡回教育相談をはじめ、教育委員会、児童相談所など関係機関と連携を密にし、巡回教育相談、訪問教育相談を推進します。

(2) 学校教育

①就学相談や指導体制の充実

障害児一人ひとりの能力・適性について児童相談所などの専門的機関による検討結果に基づき、最も適切な教育の場を提供するため教育支援委員会の機能的、計画的運営と就学指導に関する専門性の向上を図るなど教育委員会をはじめとする関係機関との連携を図りながら療育指導や適正な就学指導の体制を構築します。また、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対する教育を進めるため、「通級指導教室」について研究し、その活用に努めます。

さらに、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を推進するため、障害のある児童生徒や保護者に対する入学時から卒業まで一貫した効果的な支援体制の充実に努めます。なお、学校卒業後の相談支援体制についても関係機関等と連携・協力していきます。

近年、就学相談を必要とする児童生徒が増加しており、困難事例も増加しているため、関係機関とのより一層の連携や研修等の充実により、構築してきた就学指導の体制をベースに、子ども一人ひとりの状態にあった学びの場を提供できるよう、就学指導を実施しています。

②障害児を理解する教育の推進

- ア 地域共生社会の実現・推進の観点から年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、共に交流し互いに学び合う機会を創出します。それにより、相互理解を深めるとともに、将来、地域社会で協力し合えるようボランティア活動を推進し、特別支援学校などとの交流も図り、地域の小中学校と交流教育・交流活動を推進します。
- イ 障害のある子どもの社会的・職業的自立を促進するため、「特別支援教育」や卒業後の円滑な就労支援を目的とし、ニーズに応じた職業教育や進路指導の充実に努めます。
- ウ 障害のある児童生徒が、放課後や長期休暇中に安心して過ごせる放課後等デイサービスへの支援充実を図ります。
- エ 特別支援教育支援員を導入し、幼・小・中学校で特別な配慮を要する児童生徒に、学校生活上の介助や、学習活動上の支援などを行います。

③特別な支援を要する児童生徒の受け入れ

特別な支援を要する児童生徒を、教育委員会と連携を密にして合理的配慮を提供しながら、共生社会を目指します。

今後も、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者の思いに寄り添って、児童生徒の就学を進めていきます。

④施設のバリアフリー化の推進

教育療育施設において、施設のバリアフリー化と整備の充実に努めます。

障害のある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、施設に加え、学習を支援する機関（図書館・適応指導教室等）・設備等の整備を推進します。

⑤指導力の向上

近年、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥/多動性障害）・自閉症スペクトラムなどの障害のある児童への対応が課題となっています。

障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行うため、県との連携のもと研修会や講習会を開催し、指導力の向上を図ります。

特別支援学級数が増加していることから、今後の特別支援教育の動向に注視しながら、特別支援学級への対応・指導力向上のための研修を実施し、指導力向上を図ります。

（３）社会教育

①社会教育施設の整備促進

障害者の社会教育活動として、社会教育施設を有効に利用できるよう施設のバリアフリー化などの改善に努め、各種サービスの拡充を図ります。

②地域交流の推進

障害者と健常者との“心のふれあい”を通して、障害者に対する正しい理解を深めるとともに、学習の機会の充実に努め、障害者の積極的な社会参加を促します。

③障害者社会教育学級

障害者の日常生活に役立つ料理・手芸・福祉制度等講座や、生涯学習講座を設けるなど、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。

④障害者スポーツ教室の開催

障害の程度に応じて、各種スポーツ団体との連携を図り、多様なスポーツ大会を開催して、心身のリフレッシュや社会参加の促進を図ります。

5 雇用・就業

現状及び課題，方向性

- 障害者がその適性と能力に応じて就職し，社会活動に参加することは，障害者が社会的・経済的に自立するとともに，生きがいのある生活を送る上で重要な意義を持っています。そのため，一般就労はもとより，福祉的就労も含めたあらゆる機会を通じた職域の拡大や多様な就労の場を確保することが重要となります。
- 国の障害福祉計画に係る基本指針では，障害者の就労の推進を掲げ，各市町村に就労に関する取組と成果目標の設定を求めています。
- アンケート調査結果から，現在一般就労していない18～64歳の27.6%が「仕事をしたい」と回答していることから，これらの障害者の就労に向けた支援が重要となります。（計画書 P27）
- また，障害者の就労支援として必要な事としては，職場全体や上司，同僚が障害に理解があることや，勤務時間や日数が体調に合わせて変更できることが上位となっていることから，人間関係と勤務形態の両面での障害者に適した環境整備が求められます。（計画書 P27）

各施策の方向性

（１）一般就労への移行支援

①一般就労への移行支援

就労移行支援事業等の取組を推進し，一般就労への移行を推進します。

また，障害者が身近な地域で利用できるよう就労移行支援事業への移行を民間事業者に働きかけます。

②一般就労を希望する障害者への支援体制の検討

一般就労を希望する障害者の意向や，その人の障害特性や得意分野などを十分に把握した上で，企業等への働きかけや問い合わせ，さらには面接補助を行うなど，障害者と企業等との仲介により就業を支援する体制作りについて検討していきます。

（２）雇用の促進

①職場環境の改善

段差の解消など建物や設備をバリアフリー化し，障害者が働きやすい職場環境とするよう事業者に対して働きかけ，職場環境の改善に努めます。

②障害者雇用率制度の活用

障害者雇用率制度は、障害者の雇用促進策の根幹であることから、企業等に対して障害者の雇用を拡大するよう働きかけます。また、雇用率制度や助成金制度等の各種制度を事業者にも周知するとともに、障害者雇用の理解にも努めます。

③公的機関における障害者雇用の促進

庁内関係課、ハローワークや南薩障害者就労支援ネットワーク会議等の関係機関及び社会福祉法人などに働きかけを行い、公共施設や福祉施設などにおける障害者の雇用を促進します。

特にハローワークについては、南九州市雇用対策協定を締結（平成 27 年 12 月）しており、障害者雇用対策の推進に向けて連携し取組を推進します。

④雇用の場における障害者の権利擁護

企業等において雇用差別など障害を理由とした人権の侵害を受けることがないように、関係機関と連携・協力し、広報・啓発、相談体制の充実に努めます。

(3) 福祉的就労の場の整備

①就労継続支援事業（A型）

下記の①～③の方に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。また、知識・能力の高まった方に対し、一般就労に向けた支援を行います。

- ①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方
- ②特別支援学校卒業後就職活動を行っても、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方

②就労継続支援事業（B型）

下記の①～③の方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。また、知識・能力の高まった方に対し、就労に向けた支援を行います。

- ①企業等や就労継続支援での就労経験を持つものの、年齢や体力の面で雇用されるのが困難となった方
- ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された方
- ③以上に該当しない方で、50 歳に達している方、または障害基礎年金 1 級の方

6 保健・医療

現状及び課題，方向性

- 本計画の基本理念である「みんなで支え合い いきいきと健やかに暮らせるまち」の実現には、障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう地域医療体制等の充実を図るとともに、保健・医療人材の育成・確保、障害の原因となる疾病等の予防及び早期発見・早期治療など、保健・医療に関する施策全般の推進が必要となります。
- 国は、精神障害者の地域移行を進めるにあたっては、医療や福祉事業の当事者のみならず、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要であるとして、精神障害者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築を求めています。
- アンケート調査結果では、障害のある人にとって暮らしよいまちづくりのために必要なこととして「保健・医療・福祉の在宅サービスの充実」が33.0%で2位となっています。また、障害児アンケート調査結果では、児童の医療について困っていることとして「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が30.5%と最も高くなっています。これらのことから、身近な地域で医療等を受けられる環境の整備が求められます。（計画書 P34, P38）

各施策の方向性

（１）障害の発生予防及び早期発見・早期治療

①障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

障害の原因となる疾病などの予防および早期発見が重要となることから、健康診査・保健指導などの実施をはじめとして、介護、保健などの庁内関係部署との連携を密にし、その対策の充実を図ります。

また、乳幼児期の不慮の事故を防止するために、乳幼児健康診査や子育て教室等の機会・広報等を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策について家族等に普及啓発を行います。

障害の原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。

後遺症として肢体不自由、視覚障害及び様々な内部障害をきたす脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、職域及び地域における健康診査等の適切な実施、疾病等に関する健康相談等の提供機会の充実を促進します。

(2) 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

①障害に対する医療・医学的リハビリテーション

障害の軽減が期待される治療やリハビリテーションについては、医療機関等との連携を図りながら、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供並びにサービス提供確保を図ります。

②障害に対する適切なサービス提供への相談支援

障害者の健康の維持増進を図るため、保健・福祉の連携を強化し、適切なサービスが受けられるよう相談支援の充実を図ります。

(3) 精神保健・医療施策の推進

①心の健康づくり

各年代における日常の生活様式や習慣を重視し、ライフステージや家庭・学校・職場・地域といったそれぞれの生活の場における心の健康についての正しい知識の普及啓発、各種相談窓口の周知、周囲のサポート体制の充実に努め、心の健康づくりを推進します。

今後は、勤労者・無職者・失業者といった就労状況別の対策、子ども・若者など若年者への対策を充実させるとともに、ゲートキーパー養成対象者の拡大、対象に応じた相談窓口の更なる普及啓発、市民が集まるあらゆる機会を活用した心の健康についての情報発信を行い、心の健康を促進し将来的な精神疾患等の発生を予防します。

②精神障害者の社会復帰の促進

長期入院が多いなど、精神障害者の地域生活を支える体制が不十分であることから、在宅福祉サービスを充実することにより、入院治療中心から地域生活中心への移行を支援します。

7 情報・コミュニケーション

現状及び課題，方向性

○障害のある人もない人も同じ地域社会でともに暮らし，学び，働く共生社会の実現のためには，障害によって情報の取得・発信やコミュニケーションが阻まれることがないように，情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上や，意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス等の充実が重要となります。国は令和4年5月に，障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として，「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を制定しました。本市においても，障害の有無によって分け隔てられることがないように，障害者の情報取得，意思疎通に係る施策を総合的に推進し，障害者の情報アクセシビリティやコミュニケーションの充実に努めます。

各施策の方向性

(1) ICTの活用も含めた情報アクセシビリティの向上

①障害の特性に応じた情報提供

視覚障害者の点訳・朗読，聴覚障害者用の手話通訳など，障害の特性に配慮した情報の提供に努めます。

②障害者が入手しやすい情報の提供

障害の種別や特性に配慮し，入手しやすく分かり易い情報の提供をするために，身近に利用できる施設の整備や情報の提供等による障害者の活動機会の拡充を図り，障害者の社会参加を支える社会風土の醸成に努めます。

- 点字図書の充実（市内3地区図書館に所蔵）
- パソコン講座等の開催
- 点字，発表会等，活動の場の提供

③情報バリアフリー化の推進

IT講習会や，ボランティア等によるIT機器の貸し出し・サポートの実施を通じ，障害者のIT利用を推進します。

（２）意思疎通支援体制の充実

①意思疎通支援

障害者などが、円滑に情報を受信・発信できるように、点字・音声などによる情報提供や手話通訳者などを活用した意思疎通支援などを推進していきます。また、インターネットなどのＩＴ技術を活用した障害者の社会参加を促進し、情報のバリアフリー化に努めます。

併せて、手話奉仕員の養成など、障害者への情報提供・意思疎通の支援を行う人の育成に努めます。

（３）行政サービス等における配慮

①窓口等における配慮

さまざまな行政手続きに携わる職員等を対象に障害理解に関する啓発を図るとともに、相談窓口における筆談での対応などの合理的配慮を各課に呼びかけます。

②選挙等における配慮

選挙等において、障害者が自らの意思に基づき円滑に参加できるように、障害に配慮した環境の整備や、介助者の同伴が可能である旨の周知、その他障害特性に合わせた合理的配慮の提供を行います。

③市ホームページのバリアフリー化の推進

市ホームページにおいて、障害者に配慮し、文字拡大や音声読み上げ機能などのウェブアクセシビリティの向上に向けた検討を進めます。

第5章 障害福祉サービスの見込量等

1 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標と活動指標

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【成果目標に関する本市の方向性】

○国の基本指針に基づき、地域移行者数の目標を8人移行（6.3%移行）、施設入所者数の目標を119人（8人 6.3%削減）と設定します。地域へ移行した障害者が地域で安心して生活できるよう、居住環境の整備やサービスの提供体制の確保に努めます。

【市の成果目標】

	基準値	目標値
地域移行者数	令和4年度末施設入所者数 127人	令和8年度 地域移行者数 8人（6.3%移行）
施設入所者数		令和8年度 施設入所者数 119人（8人 6.3%削減）

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となる。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取組を積極的に推進することが必要である。

【成果目標に関する本市の方向性】

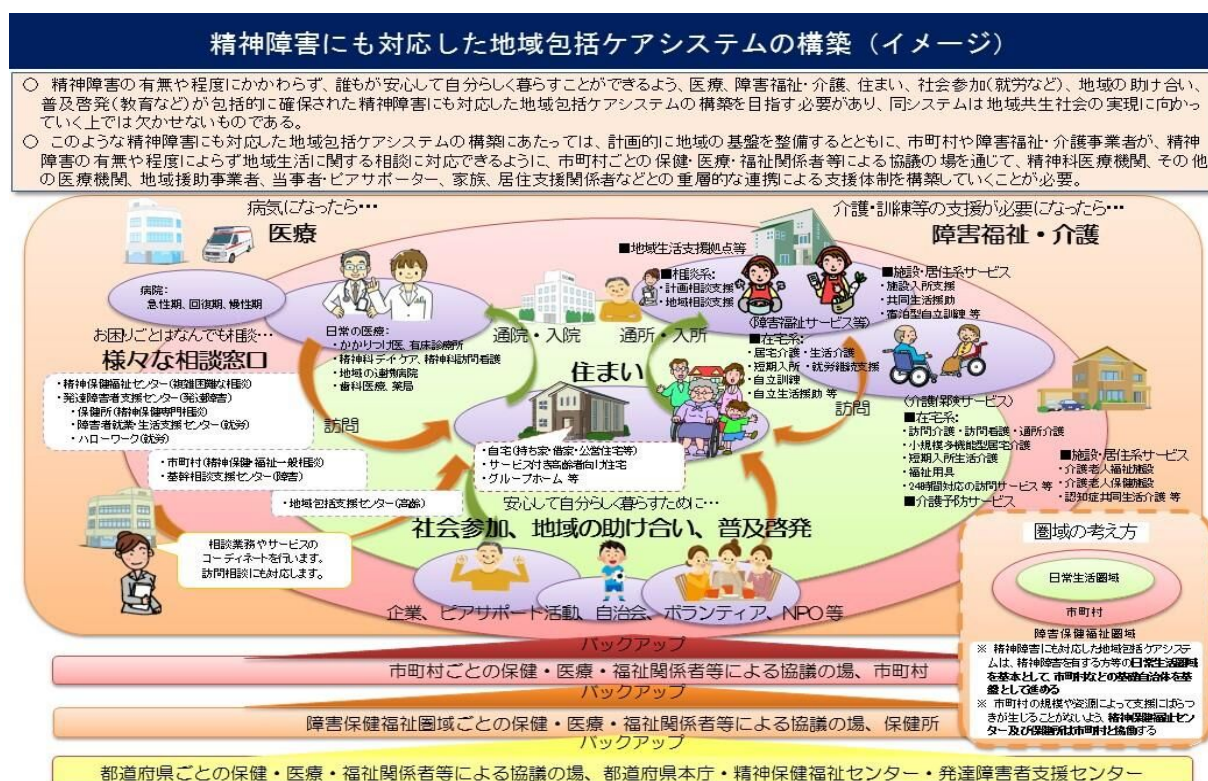
○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関する市町村の成果目標は設定されていませんが、地域移行・定着等に関する活動指標を定めることとなっていることから以下のとおり活動指標を定めます。

○精神障害者への重層的な支援体制を構築するために必要となる「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」については、本市では「自立支援協議会精神保健福祉部会」をそれと定め年6回開催し、関係者による地域課題の協議を行うとともに、年に1回、各種取組の目標設定・評価を行います。

【市の活動指標】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助	29人	29人	29人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）※新規	0人	0人	0人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	6回	6回	6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1回	1回	1回

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ（厚生労働省資料）



成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針
○令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに，その機能の充実のため，コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め，年1回以上，支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
○令和8年度末までに，強度行動障害を有する者に関して，各市町村又は圏域において支援二一ズを把握し，支援体制の整備を進める。 ※新規

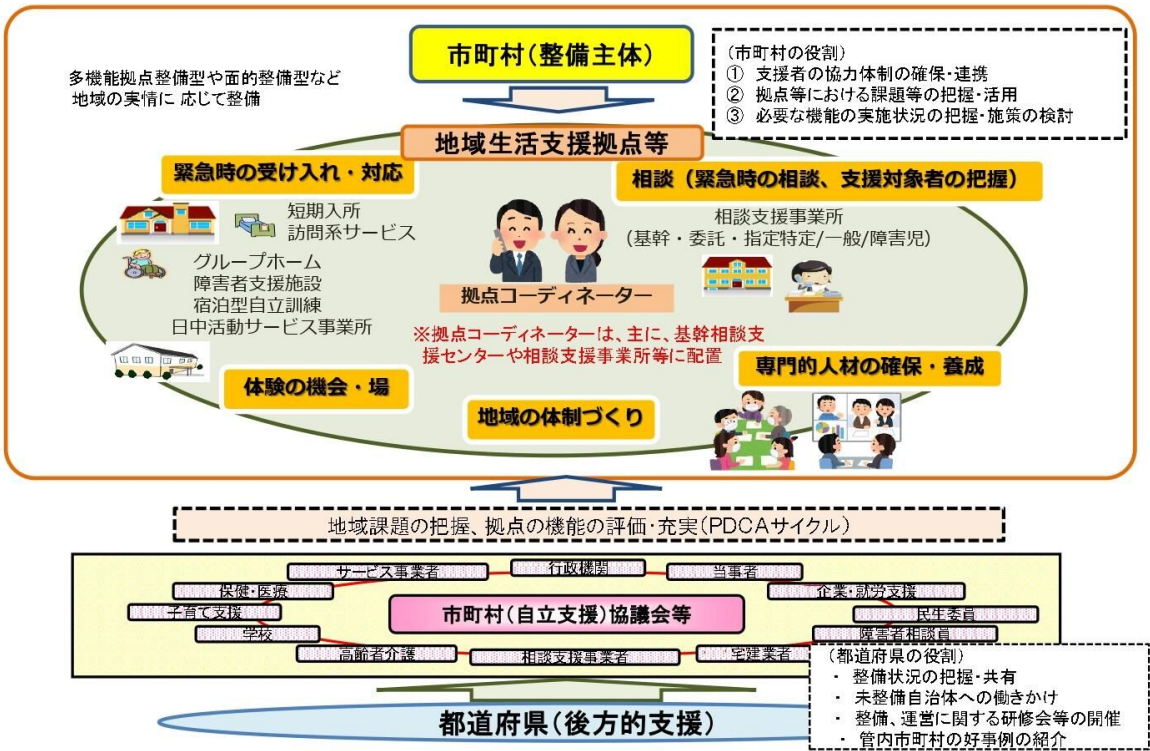
【成果目標に関する本市の方向性】

- 令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備することを目標とし，今後は設置に向けた検討を図ります。
- 地域生活支援拠点の機能充実のためのコーディネーター及び強度行動障害を有する者への支援体制の整備については，地域生活支援拠点の整備と併せて今後検討することとします。

【市の成果目標】

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までに整備
地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置	今後検討
強度行動障害を有する者への支援体制の整備 ※新規	今後検討

■ 地域生活拠点等の整備・機能の充実の方向性のイメージ（厚生労働省資料）



成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和 8 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労の 1.31 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援 A 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。
- 就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。
- さらに、就労定着支援事業の就労定着率（過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、42 か月以上 78 か月未満の期間継続して就労している者・就労していた者の割合）については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。

【成果目標に関する本市の方向性】

- 福祉施設から一般就労への移行者数は令和 8 年度に 6 人を目標とし、その内訳については、就労移行支援利用者が 2 人、就労継続支援 A 型利用者が 2 人、就労継続支援 B 型利用者が 2 人とします。就労移行支援は令和 3 年度の一般就労への移行者数 1 人を元に国の基本指針を踏まえ 2 人（2.0 倍）を目標とします。就労継続支援 A 型は令和 3 年度実績の 1 人を元に同じく 2 人（2.0 倍）とします。就労継続支援 B 型は、令和 3 年度の移行実績は 0 人ですが、一般就労を推進する国の方向性を踏まえ 2 人（－倍）とします。
- 就労定着支援事業の利用者数は令和 3 年度実績を元に 2 人（2.0 倍）を目標とします。
- 就労移行支援事業所、就労定着支援事業に関する成果目標については、本市には実施事業所がないことから、事業所の確保に努めることとします。

【市の成果目標】

		基準値 令和 3 年度	目標値 令和 8 年度
福祉施設（生活介護，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援）から一般就労への移行者数（人）		2 人	6 人
内 訳	①就労移行支援のみ（人）	1 人	2 人
	②就労継続支援 A 型のみ（人）	1 人	2 人
	③就労継続支援 B 型のみ（人）	0 人	2 人
就労定着支援事業の利用者数		1 人	2 人
一般就労移行率 5 割以上の就労移行支援事業所の割合		－	50%以上
就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所の割合		－	25%以上

成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
○令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。 ※新規

【成果目標に関する本市の方向性】

- 令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備することを目標とし、今後は設置に向けて、体制やその機能についての協議を行います。
- 相談支援に関する協議会については、本市では「自立支援協議会」及びその相談支援に関する専門部会である「相談支援定例会」をそれと定め、相談支援定例会での事例研究等に努めます。

【市の成果目標】

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	令和8年度末までに設置
協議会の体制確保	自立支援協議会相談支援定例会にて個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行う

【市の活動指標】

活動指標①基幹相談支援センターの設置

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	—	—	設置と併せて検討
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	—	—	設置と併せて検討
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	—	—	設置と併せて検討
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回） ※新規	—	—	設置と併せて検討
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人） ※新規	—	—	設置と併せて検討

活動指標②協議会の体制確保

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）※新規	年 12 回 (相談支援定例会)	年 12 回 (相談支援定例会)	年 12 回 (相談支援定例会)
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所）※新規	9 箇所	9 箇所	9 箇所
協議会の専門部会の設置数（部会）※新規	4 部会	4 部会	4 部会
協議会の専門部会の実施回数（回）※新規	年 6 回 (一部 12 回)	年 6 回 (一部 12 回)	年 6 回 (一部 12 回)

成果目標 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針
○令和 8 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

【成果目標に関する本市の方向性】

○研修の参加人数については毎年 2 名の派遣を基本とします。

○障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を活用については、毎月報告を行います。

【市の活動指標】

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	2 人	2 人	2 人
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
（共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回）	12 回	12 回	12 回

成果目標7 発達障害者等に対する支援

国の基本指針

- 現状のペアレントトレーニング（※1）やペアレントプログラム（※2）等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。
- 現状のペアレントメンター（※3）養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- 現状のピアサポート（※4）の活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

- ※1 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。
- ※2 ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられ、保護者が子どもの行動そのものをきちんと捉えられるようになることを目標とする。
- ※3 自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、情報提供や体験談を話すことで、家族の立場からしかできない支援効果が期待される。
- ※4 障害者や依存症などの同じような悩みを持つ当事者同士で支え合う活動。

【成果目標に関する本市の方向性】

- 県等が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラムの研修に関する情報の提供を行い、研修の受講を推進します。

【市の活動指標】

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の参加人数（人）	ペアレントプログラム	1人	1人	1人
	ペアレントトレーニング	1人	1人	1人
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の参加人数（人）		2人	2人	2人

2 障害福祉サービスの見込量と確保策

【見込量の算出について】

国の示す「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」において、実績値に基づくサービス見込量の推計方法が示されています。計画策定にあたり、国の示す推計方法を用いて第5期・第6期実績を用いて障害福祉サービス等の暫定的な見込み量を推計しました。

この暫定的な見込量に対し、サービス対象者や供給量が限られる等のサービスごとの特性や障害者の就労や地域移行・定着を推進する国の方向性を踏まえ見込量の検討・補正を行い、最終的なサービス見込量を設定しました。

（１）訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

主な対象者

障害支援区分が区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）である者

サービス内容

ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

見込量と確保策の考え方

○第5期～第6期の実績に基づき、国の示す推計方法に基づき推計しました。1人あたり利用時間は利用実績平均に基づき19時間として設定します。

○今後利用が増加する見込みであることから、提供事業所と連携し提供体制の確保に努め、サービスを必要とする人に対し適切にサービスを実施します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	475	494	513
	人/月	25	26	27

②重度訪問介護

主な対象者

重度の肢体不自由者や知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある者であって常時介護が必要な者

サービス内容

居宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

見込量と確保策の考え方

- 利用者が限られるサービスであり、現在の利用者が今後も利用すると見込み3名を計上します。
- サービス提供体制の維持に努め、サービスを必要とする方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間/月	1,050	1,050	1,050
	人/月	3	3	3

③同行援護

主な対象者

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者

サービス内容

移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 第5期～第6期の実績に基づき、国の示す推計方法に基づき推計しました。
- サービス提供体制の維持に努め、サービスを必要とする方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	84	84	84
	人/月	6	6	6

④行動援護

主な対象者

知的障害又は精神障害等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人で障害支援区分3以上の者

サービス内容

行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

見込量と確保策の考え方

- 利用実績はないが、利用希望があった場合にサービスを提供できる体制を確保する観点から1名を計上します。
- 利用希望があった場合に円滑にサービスを提供できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	3	3	3
	人/月	1	1	1

⑤重度障害者等包括支援

主な対象者

- 障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合）に該当する者で、
- ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障害者で、
 - ・ALS患者など、呼吸管理が必要な障害者
 - ・最重度の知的障害者
 - ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（強度行動障害等）

サービス内容

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

見込量と確保策の考え方

- 第5～第6期に利用実績は無く、現在利用希望がなく、市内に事業所もないことから0名とします。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

主な対象者

常に介護を必要とする人で

①障害支援区分が区分3以上（施設入所は区分4以上）

②50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上（施設入所は区分3以上）

③生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者

サービス内容

地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。

見込量と確保策の考え方

○第5期～第6期の実績に基づき、国の示す推計方法に基づき推計しました。1人あたり利用日数は市の規定（月日数－8日）に基づき22日として設定しました。

○利用者数の多いサービスであり、今後も利用ニーズの増加が見込まれることから、実施事業所と連携しサービスの提供体制の拡充に努め、サービスを必要とする人に適切にサービスを提供します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	4,136	4,180	4,202
	人/月	188	190	191

②自立訓練（機能訓練）

主な対象者

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者又は難病対象者

サービス内容

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障害者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言など身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量と確保策の考え方

○第6期の利用実績はありませんが、第5期の利用実績があること及び利用希望があった場合にサービスを提供できる体制を確保する観点から1名を計上します。1人あたり利用日数は、第6期計画の計画値と同じく18日とします

○利用希望があった場合に円滑にサービスを提供できるよう、サービスの提供体制の確保に努めます。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日/月	18	18	18
	人/月	1	1	1

③自立訓練（生活訓練）

主な対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

サービス内容

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。

見込量と確保策の考え方

○令和5年度の利用見込みは1人ですが、令和2～4年度は3人の実績があったことと、障害者の地域移行・定着を推進する国の方向性を踏まえ3人とします。1人あたり利用日数は、利用実績平均から14日とします。

○障害者の地域移行・定着する国の方向性を踏まえ、サービスの利用を希望する方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（生活訓練）	人日/月	42	42	42
	人/月	3	3	3

④就労選択支援 **【新設】**

主な対象者

特別支援学校卒業者数，就労移行支援，就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者及び現に利用している者等

サービス内容

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう，就労アセスメント（就労系サービス利用意向のある障害者との協働による，就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用して，本人の希望，就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービスです。

見込量と確保策の考え方

○令和7年10月から新たに創設されるサービスであり，障害者の就労を促進する国の方針を踏まえ，利用希望があった場合にサービスを提供できる体制を確保する観点から1名を計上します。

○市外の事業所の利用を含め，サービス提供事業所の確保を図ります。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人/月		1	1

⑤就労移行支援

主な対象者

就労を希望する65歳未満の障害者であって，通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人

サービス内容

一般企業等への就労を希望する人に，生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練，就労に関する相談や支援を行います。

見込量と確保策の考え方

○令和5年度の利用見込みは1人ですが，令和3年度に4人，令和4年度に3人の利用実績があったことと，障害者の就労を推進する国の方向性を踏まえ3人としします。1人あたり利用日数は，第5期～第6期の利用実績平均から18日としします。

○障害者の地域移行・定着する国の方向性を踏まえ，サービスの利用を希望する方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	54	54	54
	人/月	3	3	3

⑥就労継続支援（A型）

主な対象者

企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の障害者

サービス内容

一般企業等に就労することが困難な障害者に対して、生産活動などの機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約あり）

見込量と確保策の考え方

- 利用実績は減少傾向にあり、今後減少すると推計されていますが、現在の利用者が今後も継続して利用できる体制を確保するために、27 名を計上します。1 人あたり利用日数は、第 5 期～第 6 期の利用実績平均から 20 日とします。
- 現在の利用者が今後も利用を継続できるようサービスの提供に努めるとともに、新規の利用相談に対しても適切に対応し、就労を希望する方が本人にあった形で就労できる就労環境の構築を図ります。

種類	単位	第 7 期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人日/月	540	540	540
	人/月	27	27	27

⑦就労継続支援（B型）

主な対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人等

サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。（雇用契約なし）

見込量と確保策の考え方

- 直近 3 年間の傾向から微増を見込みます。利用日数は第 6 期の利用実績平均から 1 人あたり 18 日とします。
- 今後も利用ニーズの増加が見込まれることから、実施事業所と連携しサービスの提供体制の拡充に努め、就労を希望する方が本人にあった形で就労できる就労環境の構築を図ります。

種類	単位	第 7 期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（B型）	人日/月	2,988	3,024	3,060
	人/月	166	168	170

⑧就労定着支援

主な対象者

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

サービス内容

一般就労に移行した障害者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。

見込量と確保策の考え方

- 利用実績は減少傾向であるものの、障害者の就労を促進する国の方針を踏まえ、令和6年度、令和7年度は1人、令和8年度は2名を計上します。
- 現在、市内に実施事業所がないことから、市外事業所の利用を含め、サービス提供の手段を検討します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	1	1	2

⑨療養介護

主な対象者

医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、

- ①ALS患者など呼吸管理を行っており障害支援区分が区分6の者
- ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で障害支援区分5以上の者

サービス内容

病院において医療的ケアを必要とする障害者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 現在の利用者が今後も利用すると見込み、9名を計上します。
- サービス提供体制の維持に努め、サービスを必要とする方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	9	9	9

⑩短期入所（福祉型）

主な対象者

障害支援区分が区分１以上の人

障害児に必要なとされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する児童

サービス内容

居宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

見込量と確保策の考え方

○近年利用実績が低下傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症等の影響も考えられることから利用の減少は見込まず、第５期～第６期の利用実績平均から１３人を計上します。利用日数は、利用実績平均から１人あたり１２日とします。

○サービス提供体制の維持に努め、サービスを必要とする方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第７期（見込量）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
短期入所（福祉型）	人日/月	156	156	156
	人/月	13	13	13

⑪短期入所（医療型）

主な対象者

遷延性意識障害児・障害者、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・障害者等

サービス内容

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害者に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

見込量と確保策の考え方

○第５期～第６期は利用実績がないことから０人とします。

○短期入所実施事業所で医療行為に対応できるか検討を行い、提供体制の確保を図ります。

種類	単位	第７期（見込量）		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
短期入所（医療型）	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

主な対象者

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人等

サービス内容

定期的又は必要に応じ利用者の居宅を訪問し、居宅で自立した日常生活を営むための問題の把握と情報提供及び助言・相談、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。

見込量と確保策の考え方

○第5～第6期に利用実績は無く、現在利用希望がなく、市内に事業所もないことから0名とします。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0

② 共同生活援助(グループホーム)

主な対象者

障害者（身体障害のある人にとっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）

サービス内容

障害者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間は利用実績はほぼ一定ですが、障害者の地域定着を推進する国の方針と現在の利用ニーズを踏まえ、やや増加を見込みます。

○市外の事業所に入居するケースも見られることから、今後も市外事業所の利用を含め提供体制の確保に努めます。

○重度障害者（高機能脳障害、強度行動障害、医療的ケアの必要な障害者）が利用可能な共同生活援助の利用については、体制の整備を図り令和8年度の確保を目指します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	88	90	92
共同生活援助利用者の うち重度障害者※新規	人/月	0	0	1

③施設入所支援

主な対象者

生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）
自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

サービス内容

施設に入所する障害者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

見込量と確保策の考え方

- 施設入所者の地域移行を推進する国の方針を踏まえ、令和8年度時点で119人を目指します。
- サービス提供体制の維持に努め、サービスを必要とする方に対し適切にサービスを提供します。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	122	121	119

（４）相談支援

①計画相談支援

主な対象者

障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障害者
障害福祉サービスを利用する18歳未満の障害者

サービス内容

■サービス利用支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。

■継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

見込量と確保策の考え方

- 障害者の数の推移や今後の各サービス利用者の見込みを踏まえて人数を見込みました。
- 各サービスの利用を希望する方は全員利用するという計画相談支援の特性を踏まえ、提供体制が不足することがないようサービスの提供体制の確保に努めます。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	100	100	100

②地域移行支援

主な対象者

障害者支援施設又は児童福祉施設に入所している障害者
精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者

サービス内容

住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。

見込量と確保策の考え方

- 利用がない年度もありますが、利用希望に対して円滑にサービスを提供できるよう、1名を計上します。
- 市内に実施事業所はないことから、市外事業所の利用等も含め提供事業所の確保方策の検討に努めます。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	1	1	1

③地域定着支援

主な対象者

居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者

サービス内容

対象となる障害者と常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。

見込量と確保策の考え方

- 第5期～第6期に利用実績はありませんが、障害者の地域移行、地域定着を推進する国の方針を踏まえ、利用希望に対して円滑にサービスを提供できるよう各年1名を計上します。
- 市内に実施事業所はないことから、市外事業所の利用等も含め提供事業所の確保方策の検討に努めます。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	1	1	1

3 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本市が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 成年後見制度利用支援事業
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業
	(6) 意思疎通支援事業
	(7) 日常生活用具給付等事業
	(8) 手話奉仕員養成研修事業
	(9) 移動支援事業
	(10) 地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業
	(2) 訪問入浴サービス事業
	(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業
	(4) 更生訓練費給付事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

サービス内容

障害者等への差別や偏見をなくすため、啓発等を通じて市民が障害者等への理解を深め、共生社会を実現することを目的とし、研修や広報等の啓発活動を行います。

見込量と確保策の考え方

○今後も事業を継続して実施し、障害者への理解の促進と差別解消を目指します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

サービス内容

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等からなる団体が行う自発的な取組に対し、事業に係る費用を補助します。

見込量と確保策の考え方

○今後も事業を継続して実施し、本市の当事者団体である「南九州市手をつなぐ育成会」、「南九州市身体障害者協会」への助成等、障害者の当事者団体や家族会、地域住民等による自発的な活動への支援を行い、相互理解・支え合いの推進と共生社会の実現を目指します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業

サービス内容

障害者等やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、権利擁護のために必要な援助を行うことにより障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業です。

地域生活支援事業における相談支援事業として、国庫補助の対象となる「基幹相談支援センター等機能強化事業」があります。

・基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。

見込量と確保策の考え方

○現在、本市では6箇所の事業所が相談支援事業を実施しています。今後も実施事業所と連携し相談支援事業を適切に実施することで、障害者が安心して地域で生活できるよう努めます。

○本市では基幹相談支援センターが未設置であることから、令和8年度末までの基幹相談支援センターの設置を目標とし、設置に向けた取組を検討します。また、基幹相談支援センターの機能を強化するための各種取組についても、今後具体的な内容の検討を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	実施事業所 箇所	6	6	6
基幹相談支援 センター	設置箇所	0	0	1
基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	実施の有無	—	—	今後検討

④成年後見制度利用支援事業

サービス内容

知的障害・精神障害者で判断能力が不十分な者について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間の利用実績平均から、各年2人を計上します。

○本市では、南九州市成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、本市の令和4年3月に「南九州市成年後見ステーション」を開設しました。南九州市成年後見ステーションと連携し、成年後見制度の利用に費用補助等が必要な方に対し、適切な支援を行い、成年後見制度の利用につなげます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数 人/年	2	2	2

⑤成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

障害者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援する事業です。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間の利用実績はありませんが、障害者やその家族の高齢化が進行しており成年後見制度の重要性が増していることから、今後も継続して事業を実施し、法人後見の確保に努めます。

○南九州市成年後見ステーションを中心として、法人後見を行う団体の確保や、市民後見人を育成するための研修の実施に努め、障害者の権利擁護を図ります。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

サービス内容

意志疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体等の障害や難病のため意志疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意志疎通を支援する手話通訳者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

見込量と確保策の考え方

○実施事業所数は現在の事業所数から2箇所としました。利用件数については、利用者の限られる事業であることから、現在の利用者の利用ニーズ等から15件を計上します。

○実施事業所と連携し、サービスを必要とする人に対しサービスの適切な提供に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	実施事業所数 箇所	2	2	2
	利用件数 件/年	15	15	15

⑦日常生活用具給付等事業

サービス内容

在宅で生活する障害者（児）や難病患者等で当該用具を必要とする人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図る事業です。

障害の特性に応じて5種の給付並びに住宅改修が行われます。

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障害のある人等の身体介護を支援する用具や障害のある児童が訓練に用いる椅子等の用具を給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者屋内信号装置など、障害のある人等の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある人等の在宅療養を支援するための用具を給付します。
情報・意志疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人等の情報収集、伝達や意志疎通を支援する用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ装具など、障害のある人等の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	手すりの取り付け、床段差の解消等、障害のある人等の居宅における移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の一部を助成します。

見込量と確保策の考え方

○介護・訓練支援用具，自立生活支援用具，在宅療養等支援用具，情報・意思疎通支援用具，居住生活動作補助用具（住宅改修費）については，第6期計画期間の利用実績の平均値から量を見込みました。

○排泄管理支援用具については，年度によって利用実績に幅があることから，利用希望に対して適切に給付を実施できるよう，第6期計画期間から継続し年1,000件を計上します。

○在宅の障害者の日常生活の便宜を図るため，必要とする用具を適切に給付します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	3	3
自立生活支援用具	件/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7
排泄管理支援用具	件/年	1,000	1,000	1,000
居住生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	2	2	2

⑧手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

意思疎通を図ることに支障がある方等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし，聴覚障害のある方等との交流活動の促進，市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

見込量と確保策の考え方

○実施事業所数は，現在の実施事業所数から1箇所としました。受講者数は，第6期計画期間の受講者数平均から20人を計上します。

○希望者が研修を受講できるよう，研修を適切に実施します。また，研修や手話奉仕員に関する周知・広報に努め，利用希望者の掘り起こしを行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	実施事業所 箇所	1	1	1
	受講者数 人/年	20	20	20

⑨移動支援事業

サービス内容

移動支援事業とは、1人で外出することが困難な障害者などのために、日常生活における必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のために必要な外出移動の介護を行うサービスです。具体的には、個別移動支援やグループ移動支援があり、障害者などで、外出時に移動の支援が必要と求められた方が対象となります。

見込量と確保策の考え方

○事業所数は現在の実施事業所数から、利用者数は現在の利用者数から見込みました。利用時間は令和4年度、令和5年度の利用実績から30時間を計上します。

○実施事業所と連携し、サービスを必要とする人に対するサービスの適切な提供に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施事業所 箇所	4	4	4
	実利用者数 人/月	2	2	2
	利用時間 時間/月	30	30	30

⑩地域活動支援センター

サービス内容

障害者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化することで、障害者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

地域活動支援センターは、以下の3種類の事業形態があります。

■事業形態

I型	相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域社会の基盤との連携強化、地域ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。
II型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III型	地域の障害者団体等が運営する、運営年数及び実利用人員が一定数以上の通所による援護事業などに対する支援を充実します。

見込量と確保策の考え方

○実施事業所数は、現在の実施事業所数から7箇所としました。延べ利用者数は、第6期計画期間の受講者数平均から4,800人を計上します。

○障害者の地域生活支援の促進を目指し、地域活動支援センターの機能の充実・強化や周知・広報に努め、障害者支援のボランティア育成など地域活動支援センターの活動の活性化を促進します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	事業所数 箇所	7	7	7
	利用者数 延べ人/年	4,800	4,800	4,800

(2) 任意事業

① 日中一時支援

サービス内容

障害者・児を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うことを目的とする事業です。

具体的には、日中に障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、必要に応じて送迎サービスや、その他適切な支援を行います。

見込量と確保策の考え方

○実施事業所数は、現在の実施事業所数から14箇所としました。実利用人数は、現在の利用者数から15人を計上します。

○現在の提供体制を維持し、現在利用している方に対して継続してサービスを提供することで、日中活動の場の提供と介護者家族の負担軽減を図ります。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	実施事業所 箇所	14	14	14
	実利用者数 人/年	15	15	15

② 訪問入浴サービス事業

サービス内容

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るサービスです。

具体的には、看護師または准看護師もしくは介護職員が、身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護などを行います。

見込量と確保策の考え方

○実施事業所数は、現在の実施事業所数から2箇所としました。実利用人数は、現在の利用者数から2人を計上します。

○実施事業所と連携し、サービスを必要とする人に対するサービスの適切な提供に努めます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所箇所	2	2	2
	実利用者数人/年	2	2	2

③自動車運転免許取得・改造助成事業

サービス内容

障害者の自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、就労などの目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキ・手動アクセル・ハンドルへ旋回装置などの取り付け等の改造が必要となる場合に改造費の一部を助成します。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間の利用実績から、各年1人を計上します。

○利用希望者に対し適切にサービスを提供し、障害者の移動・社会参加を促進します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成	実利用者数人/年	1	1	1

④更生訓練費給付事業

サービス内容

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害者に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

見込量と確保策の考え方

○第6期計画期間の利用実績から、各年7人を計上します。

○対象者に更生訓練費を支給し、障害者の就労や地域生活への移行を促進します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	実利用者数人/年	7	7	7

4 障害児通所給付等の見込量と確保策

(1) 障害児福祉計画に係る成果目標・活動指標

国の基本指針
○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一箇所以上設置することを基本とする。 ○障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 ○令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。 ○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【成果目標に関する本市の方向性】

- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築については、市内全域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を整備しつつ、現在実施している巡回支援専門員整備事業等も活用しながら、保育所等の障害児等への支援力の向上を図ります。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、自立支援協議会のこども部会において、現在の体制に基づき年6回協議を行うことと設定します。

【市の成果目標】

項目	目標
児童発達支援センターの設置	1 箇所（設置済）
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	2 箇所（設置済）
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済（自立支援協議会こども部会）
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1 人 （市による配置）

(2) 障害児通所給付等

① 児童発達支援

主な対象者

未就学の障害児

サービス内容

未就学の障害児に対し、児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

見込量と確保策の考え方

○年度によって利用者数の変動が大きいものの、社会全体として療育への関心やニーズが高まっていることから、第6期の利用実績平均人数を基準にやや増加を見込みます。利用日数は利用実績平均から1人当たり6日とします。

○実施事業所と連携し、療育を必要とする児童に対し適切な事業実施に努めます。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	468	480	492
	人	78	80	82

② 放課後等デイサービス

主な対象者

就学中の障害児

サービス内容

就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで障害児の自立を促進します。

見込量と確保策の考え方

○利用実績が増加傾向にあることから、令和5年度の利用人数103人を基準に今後も増加を見込みます。利用日数は過去の利用実績平均から1人当たり11日とします。

○利用ニーズが増加していることから、実施事業所等と連携し提供体制の確保に努めます。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日分	1,166	1,199	1,232
	人	106	109	112

③保育所等訪問支援

主な対象者

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害児

サービス内容

保育所等を訪問し、障害のある児童が集団生活へ適応するための専門的な支援を行います。

見込量と確保策の考え方

○サービスの性質上、月によって利用者数・利用日数に変動があるため、利用実績等から月あたり2人、3人日と設定します。

○月によって利用ニーズに変動がありますが、提供体制の維持に努め、利用希望があった場合には速やかに支援を行います。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日分	3	3	3
	人	2	2	2

④居宅訪問型児童発達支援

主な対象者

重症心身障害児等の重度の障害児で、外出が困難な児童

サービス内容

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

見込量と確保策の考え方

○第5～第6期に利用実績は無く、現在利用希望がなく、市内に事業所もないことから0名とします。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0
	人	0	0	0

⑤障害児相談支援

主な対象者

障害児通所サービスを希望する児童

サービス内容

■障害児支援利用援助

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

■継続障害児支援利用援助

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

見込量と確保策の考え方

○国の示す推計方法に基づき算出しました。

○療育の重要性が高まっていることから、障害児通所支援等の利用を希望する方に対し円滑に相談支援を実施できるよう、実施事業所と連携し相談支援体制の拡充に努めます。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	43	46	49

（3）その他障害児福祉計画関連の活動指標

①市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

見込量と確保策の考え方

○現在、県の研修を受講した方が市内のサービス事業所等に6名います。今後も県からの依頼に応じて、市内関係機関に研修に関する情報提供を行い、市内のコーディネーターの確保に努めます。

○併せて、市独自のコーディネーターの確保・配置についても、令和8年度末までに1人を目標とし、確保を図ります。

種類	単位	第7期（見込量）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1 (市による配置)

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

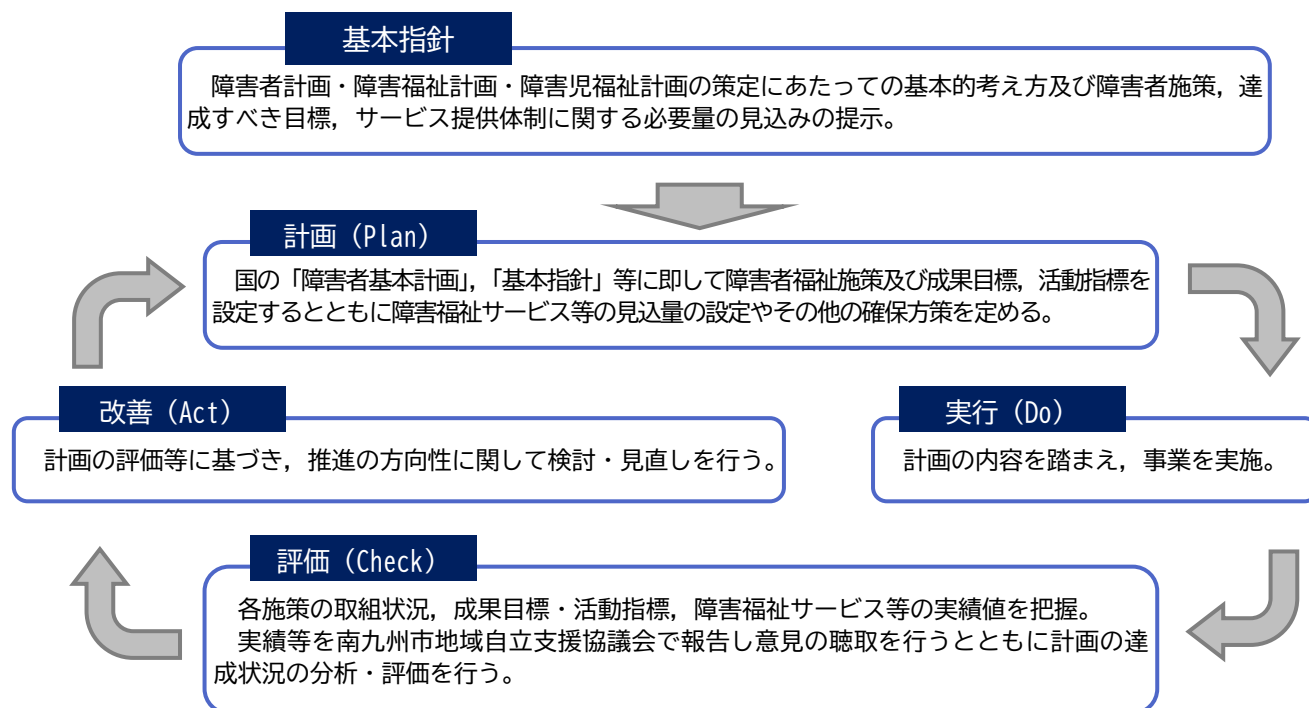
本計画の推進のためには、保健、福祉、医療、教育、就労など、多様な分野にわたる総合的な取組が求められます。

そのため、庁内の関係各課及び障害者の当事者団体、障害福祉サービス事業所、医療機関、教育機関、公共職業安定所など多様な機関と連携し各種施策の推進及び障害福祉サービス等の充実に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の着実な推進のために、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うこととし、関係各課及び関係機関が各施策及び障害福祉サービス等の状況について定期的に把握し、それを南九州市地域自立支援協議会に報告し意見の聴取を行うことで、計画の達成状況の分析・評価を行い、計画や各種施策等の改善につなげます。

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス



資料編

1 南九州市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

○南九州市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

平成 20 年 8 月 26 日

告示第 111 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画を策定するため、南九州市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 南九州市障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 南九州市障害者計画の策定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体を代表する者
- (2) 保健・医療関係機関を代表する者
- (3) 教育関係機関を代表する者
- (4) 雇用関係機関を代表する者
- (5) 障害者福祉施設を代表する者
- (6) 鹿児島県南薩地域振興局保健福祉環境部を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年の 3 月 31 日までとする。

2 委員の再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成25年6月11日告示第97号）抄

（施行期日等）

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 この告示による改正後の第10条の規定による南九州市児童デイサービス利用者負担額助成実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用し、第1条の規定による南九州市地域自立支援協議会設置要綱の規定、第2条の規定による南九州市地域活動支援センター機能強化事業（Ⅱ型）実施要綱の規定、第3条の規定による南九州市障害者相談支援事業及び南九州市地域活動支援センター事業実施要綱の規定、第4条の規定による南九州市日中一時支援事業実施要綱の規定、第5条の規定による南九州市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定、第6条の規定による南九州市補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱の規定、第7条の規定による南九州市更生訓練費支給事業実施要綱の規定、第9条の規定による南九州市訪問介護等利用者負担額減額実施要綱の規定、第11条の規定による南九州市福祉ホーム運営事業費補助金交付要綱の規定、第12条の規定による南九州市障害福祉計画等策定委員会設置要綱の規定、第13条の規定による南九州市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年11月19日告示第174号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

2 南九州市障害福祉計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

No.	分野	委 嘱 団 体 等	職 名 等	氏 名	備 考
1	福祉関係団体	南九州市身体障害者協会	会 長	深町 一稔	
2		南九州市手をつなぐ育成会	会 長	鮫島 俊行	
3		南薩地区精神保健福祉推進の会 南風会	役 員	取違 孝一	
4		南九州市民生委員児童委員協議会連合会	理 事	西野 栄一郎	
5		南九州市社会福祉協議会	会 長	森田 隆志	
6	保健・医療	南薩医師会	会 長	菊野 竜一郎	
7		南九州市役所 健康増進課健康推進係	係 長	松元 弥生	
8	教育	県立南薩特別支援学校	係 長	谷村 真由美	
9		南九州市教育委員会 学校教育課学校教育係	主幹兼指導主事	増山 聡	
10	雇用	加世田公共職業安定所	統括職業指導官	地頭 政	
11		なんさつ障害者就業・生活支援センター	主任就業支援員	上谷 美香	
12	障害者施設	社会福祉法人 あすなろ福祉会	常務理事	山本 茂樹	
13		社会福祉法人 敬和会 サポートセンターる・トレフル	施 設 長	松久保 こずえ	
14		社会福祉法人更生会 障害者支援施設 慈生園	支援課長	大迫 富美	
15		社会福祉法人 こだま会 地域活動支援センター にじの途	施 設 長	本村 琢也	
16	行政	鹿児島県南薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	課 長	藤後 竜也	

(任期：令和5年7月1日 ～ 令和7年3月31日)

3 用語解説

<あ行>

アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

一般就労

障害者が、一般企業などで労働契約を結んで就業、在宅就労、または自ら起業すること。これに対し、一般企業等に雇用されることが困難な障害者に対し、就労継続支援施設などで福祉の一環として就労の機会を提供することを福祉的就労という。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

<か行>

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害・知的障害・精神障害等のある人に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする機関。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

共生社会

全ての人が、年齢や性別、国籍、障害の有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活することのできる社会。

強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

グループホーム

共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を提供するもの。

高次脳機能障害

交通事故やスポーツ事故等による頭部外傷や脳血管障害等の疾病等によって脳に損傷を受け、後遺症として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じることにより、日常生活及び社会生活に制約が生じる障害。高次脳機能障害者は、精神障害者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている。

<さ行>

指定難病

難病（発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾患であって、長期の療養を必要とするもの）のうち、一定の要件に基づき厚生労働省が指定する疾病。障害者総合支援法の対象となる。令和6年4月より341の疾病が指定難病として指定される。

児童発達支援

療育等が必要な就学していない障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの。

児童発達支援センター

地域の障害のある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への対応のため訓練を行う施設。

重症心身障害

重度の身体障害（肢体不自由）と重度の知的障害が重複している状態。その状態にある者を重症心身障害者（児）という。

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就労移行に向けた支援等を行うもの。

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うもの。A型とB型があり、A型では、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び給与の支払いが行われるが、B型では、雇用契約の締結等を伴わない就労の機会の提供及び工賃の支払いが行われる。

就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うもの。

障害支援区分

障害の程度（重さ）ではなく、障害のある人の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。身体介護や日常生活における支援の状況、行動障害の状況等 80 項目について調査を行い、コンピューターによる一次判定を行い、審査会において審査判定される。障害福祉サービスの必要性を明らかにするために用いられ、市区町村は、介護給付の申請があった場合にこの区分に関する審査に基づき、判定を行う。

障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の通称。障害のある人に対する虐待の禁止、虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障害のある人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めることによって、障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的としている。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者就業・生活支援センター

障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害のある人の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害のある人の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置されている機関。

障害福祉計画

障害のある人等がその有する能力及び適性に応じて自立した日常生活・社会生活を送れるよう、数値目標及び目標達成のための方策、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びそれを確保するための供給体制等について定める計画。

情報アクセシビリティ

障害のある人が円滑に情報を取得・利用したり，他人との意思疎通を図ることができるようになり，情報通信機器，ソフトウェア，及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えること。

自立支援協議会

障害のある人への支援の体制の整備を図るため，関係機関，関係団体並びに障害のある人等及びその家族並びに障害のある人等の福祉，医療，教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会。

身体障害

身体機能に何らかの障害があり，日常生活に制約がある状態。身体障害者福祉法により，視覚障害，聴覚・平衡機能障害，音声・言語・そしゃく機能の障害，肢体不自由などに分類されている。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると証明するもので，本人（15 歳未満は，その保護者）の申請に基づいて交付され，手帳所持者は各種のサービスを受けられる。

精神障害

統合失調症，気分障害（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により，継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので，手帳所持者に対し，精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るための様々な支援策が講じられている。手帳の有効期間は2年で，等級は精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断される。

成年後見制度

認知症，知的障害，精神障害などの理由で判断能力が不十分な人を保護するため，本人の権利を守る者（成年後見人等）を選任する制度。

相談支援事業所

障害のある人等の福祉に関する問題について，障害のある人からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言，その他の障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行う事業所。

<た行>

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人を短期間施設に宿泊を伴う入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護などを行うもの。

地域移行

障害のある人が入所施設や精神科病院等から地域での生活に移行すること。

地域活動支援センター

障害のある人を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害のある人の自立した地域生活を支援する。実施主体である各市町村の判断により地域の特性や利用者の個々のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施する。

地域生活支援拠点等

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を整備した場所・体制。

地域生活支援事業

障害のある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村や都道府県が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。

地域相談支援

障害のある人の地域生活への移行と継続を支える障害福祉サービス。障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害のある人が地域での生活に移行するための支援を行う「地域移行支援」、居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談・訪問などの支援を行う「地域定着支援」で構成されている。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

知的障害

知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

特別支援学級

小中学校等において、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服することを目的に設置される学級。

特別支援学校

障害のある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

<な行>

内部障害

体の内部（心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、H I Vによる免疫の各機能）に障害のある状態。

日常生活用具

障害のある人が在宅で日常生活を送るために必要なコミュニケーション支援機器や歩行支援等の用具。地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業では、特殊寝台、入浴補助用具、ストーマ装具等の6種目で、障害のある人が安全かつ容易に使用できるものなどの要件を満たす用具の給付を行っている。

ノーマライゼーション

「正常化、正規化」という意味を持つ。障害福祉においては、障害の有無や年齢、立場に関わりなく社会に参加できることを意味する。

<は行>

発達障害

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより言語や運動能力、社会生活に適応する上で必要な能力の獲得に困難がある状態。発達障害者支援法上の定義では、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（A D H D）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。

バリアフリー

障害のある人や高齢者が社会に参加する上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

ピアサポーター

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある人への支援を行う人。

ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。

ペアレントプログラム

ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられ、保護者が子どもの行動そのものをきちんと捉えられるようになることを目標とする。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、情報提供や体験談を話すことで、家族の立場からしかできない支援効果が期待される。

放課後等デイサービス

就学している障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの。

補装具

身体上の障害を補って、日常生活や社会生活をしやすくするための器具のこと。義手、義足、つえ、歩行器、義眼、補聴器、車椅子などがある。

<や行>

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

要約筆記

難聴や聴覚障害のある人に紙面やOHP，パソコンなどを使い，相手の話や会議等の内容の要旨をその場で文字化して情報を伝える支援方法。要約筆記を行う者を要約筆記者といい，各都道府県等で養成プログラムが行われている。

<ら行>

ライフステージ

乳幼児期，学齢期，青年期，壮年期，高齢期などの生涯のそれぞれの段階。

療育

障害児の発達を促し，自立して生活できるように援助すること。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において，知的障害があると判定された者に交付される手帳。手帳所持者は，障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや，各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。療育手帳制度は，各都道府県（政令指定都市を含む）において判定基準等の運営方法を定めて実施されている。

<英数字>

SDGs

「Sustainable Development Goals」の略称であり，「持続可能な開発目標」と訳される。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことを理念として設定された17の目標と232の指標からなり，2015年に国連総会で採択され，国，地方自治体，企業等の全ての国や関係者の役割を重視し推進することとされている。

南九州市 障害者計画
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

【編集・発行】南九州市 福祉課

〒897-0215

鹿児島県南九州市川辺町平山 3234 番地

TEL：0993-56-1111

みな、みりよく！



Minami
Kyushu
City